

## 第3回日野町議会定例会会議録

平成29年6月14日(第2日)

開会 9時05分

散会 17時58分

### 1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	高橋正一	総務課長	西河均
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	澤村栄治	福祉保健課長	池内潔
子ども支援課長	宇田達夫	長寿福祉課長	夏原英男
農林課長	藤澤隆	商工観光課長	外池多津彦
建設計画課長	望主昭久	上下水道課長	長岡一郎
生涯学習課長	日永伊久男	会計管理者	福本喜美代
住民課参事	山田敏之	学校教育課参事	野瀬薫

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	山添昭男	総務課主査	角浩之
--------	------	-------	-----

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第 49 号 工事請負契約について（日野町立日野小学校給食室棟新築工事（建築工事））
- 〃 2 議第 50 号 平成 29 年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 3 報第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 〃 4 議第 30 号から議第 50 号まで（日野町農業委員会委員の任命についてほか 20 件）および報第 3 号から報第 5 号まで（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）ほか 2 件）について
- 〔質 疑〕
- 〃 5 議第 30 号から議第 44 号まで（日野町農業委員会委員の任命についてほか 14 件）について
- 〔採 決〕
- 〃 6 議第 45 号から議第 50 号まで（工事請負契約について（町道大窪内池線側溝改修工事（第 4 工区）ほか 5 件）について
- 〔委員会付託〕
- 〃 7 会議録署名議員の追加指名について
- 〃 8 一般質問
- 4 番 山田 人志君
- 3 番 奥平 英雄君
- 9 番 富田 幸君
- 11 番 東 正幸君
- 10 番 高橋 渉君
- 7 番 齋藤 光弘君

## 会議の概要

－開会 9時05分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員、ご起立をお願いします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

はじめに、会計管理者から行政報告があります。会計管理者。

**会計管理者（福本喜美代君）** おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

去る5月31日、平成28年度の各会計の出納閉鎖を実施いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。本日配付させていただきました、平成28年度出納閉鎖状況の資料をご覧ください。

まず、一般会計につきましては、歳入91億7,739万9,730円、歳出86億120万3,139円、差し引き5億7,619万6,591円の残額となりました。なお、歳入歳出差し引き額から、繰越明許費に係る一般財源3億3,166万1,000円を差し引きますと、2億4,453万5,591円になりました。

次に、各特別会計の報告をいたします。

国民健康保険特別会計は、歳入24億8,693万6,262円、歳出23億7,239万2,325円、差し引き1億1,454万3,937円の残額となりました。

簡易水道特別会計は、歳入1,235万2,889円、歳出1,231万6,737円、差し引き3万6,152円の残額となりました。

公共下水道事業特別会計は、歳入8億5,670万7,525円、歳出8億5,602万2,187円、差し引き68万5,338円の残額となりました。

農業集落排水事業特別会計は、歳入1億8,537万5,114円、歳出1億7,686万3,238円、差し引き851万1,876円の残額となりました。

介護保険特別会計（保険事業勘定）は、歳入19億6,568万3,799円、歳出18億9,767万8,861円、差し引き6,800万4,938円の残額となりました。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）は、歳入594万6,439円、歳出577万8,961円、差し引き16万7,478円の残額となりました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入2億3,963万3,639円、歳出2億3,656万6,364円、差し引き306万7,275円の残額となりました。

西山財産区会計は、歳入241万674円、歳出217万3,784円、差し引き23万6,890円の

残額となりました。

以上、平成28年度出納閉鎖状況のご報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 日程第1 議第49号から、日程第2 議第50号まで、工事請負契約について（日野町立日野小学校給食室棟新築工事（建築工事））ほか1件を一括議題とし、町長の追加提案理由の説明を求めます。

また、日程第3 報第5号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、町長の報告を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** おはようございます。

それでは提案理由の説明をさせていただきます。

日程第1 議第49号、工事請負契約について（日野町立日野小学校給食室棟新築工事（建築工事））。本案は、日野町立日野小学校給食室棟新築工事（建築工事）を実施するため、同工事の入札を、去る6月7日、9者による指名競争入札を行い、1億5,876万円をもって、株式会社奥田工務店代表取締役古谷 孝が落札したので、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容は、別添の参考資料のとおりでございます。

工期は、平成30年3月22日となっております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第2 議第50号、平成29年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。本案は、日野町公共下水道事業特別会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,172万6,000円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金を50万円増額し、歳出につきましては、公債費を50万円増額するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第3 報第5号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告させていただくものです。

専決処分した内容は、平成29年5月4日午後1時ごろ、日野町大字中之郷地先の日野町消防団第2分団詰所において、ホース乾燥塔にてホースを干していたところ、ホースが風にあおられて、隣接する家屋の窓ガラスに接触し破損させたため、平成29年6月6日に示談を成立させ、損害賠償の額を定めたものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、追加提案理由の説明および報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは第2委員会室にお集まりをいただきたいと思っております。

暫時休憩します。

—休憩 9時13分—

—再開 9時45分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議第30号から議第50号まで（日野町農業委員会委員の任命についてほか20件）について一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。また、報第3号から報第5号まで（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）ほか2件）についても質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

1番、堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** 皆さん、おはようございます。

それでは質疑に移らせていただきます。私からは、大きく分けて2点の質問をさせていただきます。

まず、議第47号、公の施設の区域外設置に関する協議について、お伺いをさせていただきます。

今回、東近江市さんが、(仮称)布引の森という環境学習の場を、日野町に設置されるという案件でございますけれども、先日の全協でのご説明を踏まえまして、いくつか、まず3点の質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、ご説明の中に、東近江市さんは、河辺いきものの森と一体的に環境学習もやっていくというご説明がございましたが、分かる範囲で結構でございますので、一体的に使用するというのはどういったことなのか、お教えをいただきたいというのが1点目でございます。

2点目でございますが、こちらの施設は、東近江市のものということになるわけですが、日野町におきまして、例えば日野町のお子さんが環境学習に利用できたりとか、そういった見通しというか可能性があるものなのかどうかということ、2点目にお伺いさせていただきます。

そして3点、それに関連してでございますけれども、ただいま、県内の小4の子たちを対象に、「やまのこ」事業というものがあるかと思うんですけれども、現在、日野町におきまして、この「やまのこ」事業は、どういったことをされていらっしゃるのか、3点目にお伺いをさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 1番、堀江和博君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課参事。

**住民課参事（山田敏之君）** おはようございます。

ただいま、議第47号、公の施設の区域外設置につきまして、堀江議員の方から質

疑をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、河辺いきものの森を一体的に使用するというようなお話でございましたけれども、どういったような形で考えているのかというようなことでございます。

この一体的な利用と申しますのは、東近江市では、地元の説明会などのお話を伺っておりますと、どのように活用するのか、また運営するのかというのは、今後とも協議を続けていきたいというようなことでございまして、また、その中でまだ不透明な部分はございますけれども、学習の目的によって、平場や山というように区分けをしながら、学びのメニューによってその活用をしていただければというふうに考えているということでございました。

東近江市では、建部北町の愛知川湖畔に、平成14年3月に開園されております河辺いきものの森は、全国的にも珍しい平地の森でございまして、川辺に沿って分布する川辺林でございます。本来は標高に見られないはずの山地性の植物が生息する、平地の里山としての特徴がございまして、起伏の少ないために、ベビーカーや、あるいは車椅子での散策も可能であるというふうにされております。環境学習の場として、市内外から多くの方が利用されているというふうなご説明でございました。また、この上山地先の山林につきましては、尾根や谷にある多様な地形を有しております。そういうような里山でありますことから、樹木をはじめ多くの植物を身近に感じながら散策できる、そういった山林でございます。自然の中での体験が自然と人をつなぎ、ひいては、町の魅力を発信するような施設となるよう、ネイチャーセンターや森林学習のための歩道などを設置して、整備を進めていくというような考えであるというふうなことでございまして、河辺いきものの森と総合的に、相互利用しながら進めていきたい。このような地元での説明でございました。

また、子どもの学習に、その施設を利用できるのかというふうなことでございますけれども、もちろん、現時点では河辺いきものの森の職員の方が、布引の森に向かうような形の中で、学校での自然学習などの際には指導を行ってきたいというふうなことでございまして、現時点で、布引の森に専任の職員を配置するというような計画はないようでございますけれども、これまでから、小学校、幼稚園などの団体の学習を受け付けておりまして、そういった方々が利用していただけるというふうなことで考えているというふうなことでございました。

県内の小学校の「やまのこ」事業につきましては、東近江市では、河辺いきものの森で実施されておりますけれども、その辺につきましては、引き続きそういった事業が行われる際には、この（仮称）布引の森でも、もちろんそういった事業をしていくということで、そういった意味で、職員の方が指導に向かうというふうなことを、説明会でも伺っております。

**議長（杉浦和人君）** 学校教育課参事。

**学校教育課参事（野瀬 薫君）** おはようございます。

ただいま堀江議員から、「やまのこ」の活動についてご質問を受けました。

現在、必佐と日野小の方は、水ロスポートの森のところにあります活動施設において活動しております。また、南比都佐、西大路、桜谷の3校につきましては、合同で多賀町にあります高取山ふれあい公園の方に行きまして、活動しております。

活動の内容につきましては、教師の指導の目的によりますが、いくつかのプログラムがあります。その一例を申し上げますと、1つは、植物観察。散策をしまして、そこで生えている植物について学ぶということです。また、木の木片を使いまして、それによるクラフト等をやったり、また、裸の山と木の植えた山の違い、保水の違いを調べるような実験をしてみたり、またプログラムによりましては、火をつける体験等を行ったりしております。また、プログラムの1つですけれども、協力して丸太を切るようなプログラムがあります。これらを教師が組み合わせて活動を行うことによって、目的を達するように努めております。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** よく理解をさせていただきました。

日野町の森ということでもありますので、今後子どもたちの学習にも役立てていけるものとなればいいなと思っております。

そしてそれに関連して、違う観点からの再質問なんですけれども、東近江市さんの事業ではあると思うんですけれども、日野町にかかわっている部分でありますので、例えば、備品の調達とか各種工事に関して、町内業者さんも参入することができるのかなど、そのあたりはどういったものなのか、ちょっと見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 住民課参事。

**住民課参事（山田敏之君）** 日野町の業者の工事参入につきましてでございますけれども、町といたしましては、あくまでも事業の実施主体が東近江市でございますことから、東近江市の担当課を通じまして、契約担当課に連絡させていただきたいと、このように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** 分かりました。以上、1点目の質問を終了とさせていただきます。

では、2点目でございます。

議第48号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第1号）について、お伺いさせていただきます。

その中で、今回歳出で企画事務事業ということで677万2,000円の計上を、日野駅の改修、コミュニティースペースの整備委託経費ということで上げて下さっております。

ます。そちらについてお伺いさせていただきます。

まず、コミュニティスペースの概要について、今の進捗をお教えいただきたいと思います。誰が何をどのような形で運営を、そのスペースをされていかれるのか、分かる範囲で詳細にお教えいただきたいと思います。

その上で2点目でございます、今回の経費の内訳について、お教えをいただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 堀江君、質疑は一括して行ってください。今、再質問という形になるので。

それでは答弁を。企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** おはようございます。

ただいま堀江議員の方からご質問いただきました、日野駅の第3期の工事につきましてでございます。

コミュニティスペースにつきまして、どのような概要かということでございますが、以前説明させていただいたとおり、基本的に、観光案内のスペースと、それからもう1つは交流、いろんな形でできるようにということで、カフェの機能も持たせてということで、その2点が主な、いわゆるスペースの活用ということになります。

進捗でございますが、今、既に2期工事の方、大分されておりますけども、今回上げさせていただいたのは、今のコミュニティスペースの部分の内装、ならびに、床も当然あるわけですが、それから主にはカフェの部分の厨房関係です。その関係が額的に大きい額になってきます。基本的には、内装と、それから床、そして厨房機器というのが主となってまいります。

それから、恐らく、基本的には駅舎の役務室と待合の駅の機能の方を先に進めていくということでございますので、そちらの方が先にオープンというか、利用できるようにということで、経費的な部分を含めて、仮駅舎から今の新しい駅舎の方の駅の機能を使うという方を、先にされるというようにお聞きしております。

運営の関係でございますが、特に観光案内につきましては、今現在も観光協会を中心に、ボランティアガイドさんが来ていただきましてやっておりますので、それにつきましては、観光協会との関係でさせていただきます。もう1点、カフェの部分、その部分につきましては、どういう形がいいのかということも、実際今現在日野駅利用促進活性化懇話会14名の委員さんと、地元の方もあられし、観光協会も含めてすけど協議をさせていただきますので、その辺、今詰めている最中ではございまして、いろんな形で考えられるということで、今、その辺の協議をさせていただいているという状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 要望で。堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** 最後、要望ということで、厨房関係の中身を上げて下さっていると思います。それにかかわっておられる方からお伺いしたんですけれども、やはりカフェとかコミュニティースペースとなって、そこを1つの大きな拠点にしていくということになりますと、細かいところですけども、デザイン性とかそういうものが、非常に重要になってくるという話も聞いておりますので、そのあたりのこういったものを備品としてそろえていくかということも、しっかり懇話会の方々のご意見も伺って下さっているかと思っておりますけれども、その中で最終的にお決めにいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はございませんか。

2番、後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** おはようございます。

それでは、私からも2項目についてお尋ねをしたいと思います。

まず1項目めが、議第47号、公の施設の区域外設置に関する協議についてであります。この件につきましては、先ほども堀江議員の方からもご質問がございましたが、私の地元桜谷に設置予定されている施設でもございますので、もう少しご質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですけども、付近に道の駅など、またそれに類する施設などがありますと、もしこれが設置された後も、地域としてにぎわったり活性化につながるのではないかというふうに思うわけでございますけれども、こういった計画をお持ちであるかどうかということも、まずお尋ねしたいと思います。

それともう1点ですけども、今、設置につきまして、町内の業者であるとか、そういったものをという話が出ましたけれども、設置された後の維持管理、こういったものにおきましても、施設自体は東近江市の持ち物でありましても、やはり立地的には日野町内に立地しておりますので、その維持管理を、できましたら、この日野町の業者さんや団体さん、こういったところに委託していただけるようなお計らいを、ぜひ東近江の方にもしていただきたいわけですが、こういったことが可能かどうかということも、お尋ねしたいと思います。

そしてもう1点ですけども、ここに施設ができますと、交通量が増えましたり、あるいはこの辺で多くの方が行き来をするようになってこられます。そうしたときに、この国道307への接地点に信号を設置するとか、あるいは周辺の交通環境への対策、こういったことも十分に検討していただけているのかということも、お尋ねしたいと思います。

そして2項目めですけども、これは議第30号から議第44号までの、日野町農業委員会委員の件についてでございますけれども、平成29年2月20日から3月21日まで、農業委員会委員の推薦および応募の受付があったわけですが、いただい

た資料によりますと、推薦により15名、そして応募により1名の方というのが、今回上がったわけでございますけれども、その中で、議第30号から議第44号にございます町長からの任命の同意を求める書面、拝見させていただきますと、16名のうち15名の方が、定数が15名ですので、任命同意を求められているわけですが、その中で今回任命の同意を求められていない1名の方、この方が唯一応募による方だったわけですが、この応募による方というのは、やっぱりご自分の意思を持って農業委員になろう、あるいはなりたいというふうに思われたと思うんですが、これ、本人さんのご同意をもって、私はお話しさせていただきますけれども、この外れられた方といいますか、言い方、ちょっと語弊があるかもしれませんが、小森富夫さん、受付番号2番、この方、非常に意気込んでおられましたし、非常に熱意も持って農業委員になりたいというふうに思っていたわけですが、この唯一の応募による方が、今回任命の同意を求める書面の中に入っていないということにつきまして、どのようにお考えなのか。本来の農業委員会の趣旨からも、ちょっとそれでは外れているのではないかというふうに、私、感じるわけですが、この点についてお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 2番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課参事。

**住民課参事（山田敏之君）** 議第47号、公の施設の区域外設置につきまして、後藤議員の方より質疑をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、維持管理の委託でございますけれども、先ほども、業者さんにつきましても、工事の参入等のお話もございましたように、町といたしましては、あくまでも事業の実施主体が東近江市でございますので、工事同様に、東近江市の担当課を通じまして、その辺につきましては連絡をさせていただきたいというふうに考えております。

また、国道307号線の交通の部分でございます。右折レーンを設置いたしますことから、その進入路のつきましの安全性はどうかというようなことでございます。大変、そこのところにつきましては、危険性が当初から言われておまして、事業主体であります東近江市が、この布引の森への進入路であります国道307号線からの出入り口につきましては、布引斎苑と機動警察隊の入り口から約100メートルほど下がったところが、進入口になるわけでございますけれども、そこは日野町の区域内になりますので、下り坂で右折レーンの設置がされる計画でございますけれども、道路管理者であります東近江の土木管理事務所、そして土木事務所、そして県の公安委員会と協議を重ねてこられまして、その結果は、進入路の設置につきましては、対向車の視距、いわゆる自動車の運転者が道路の前方を見通すことのできる距離が適切な位置ということで示されておまして、出入り口の注意、あるいは対

向車の注意の路面表示や減速路面表示の設置、また出入口には、対向部にカーブミラーなどを設置するようなことの対策などが講じられました。今年平成29年4月19日付で、道路管理者より、道路法24条によります、出入口となります箇所国道307号上の右折レーンの設置について、申請を行うことのできることをいただいているということをお聞きしております。

ただ、今後コンサル会社におきまして、国道307号線の道路改良設計業務の発注も行うということをごさいます、信号機のお話も、当然その協議の中では出ておりましたけれども、信号機の設置については、現在のところは考えていないというようなことをごさいます。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 布引の森の建設にあたりまして、道の駅の計画はないのかというご質問でございます。

日野町の計画におきましては、現在のところ、道の駅の設置のちょっと予定の方はないんですけども、東近江市さんの考え方としては、やっぱりこの自然をそのまま生かした森ということですので、ちょっと道の駅とは、また別の次元で考えたいなというふうに思いますので、今回のところは、道の駅を関連してということではございません。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 後藤議員より、議第30号から議第44号までの日野町農業委員会委員の任命についてのご質問をいただきました。

定数が15名のところ、16名の推薦と応募でございました。

後藤議員がおっしゃいますように、そのうち、応募があった方は1名の方でございます。

今回提案させていただきました方については、その応募のあった方を除いて15名の推薦のあった方を任命したいというような結果でございます。これにあたりまして、15名のところ16名でございましたので、日野町の方で、この農業委員さんの候補者を審査をする審査委員会を開きまして、事前に町長提案に至るまでに審査をさせていただいたところでございます。審査委員には、内部の職員と、それと参考人ということで前期の農業委員会の会長様、それから副会長様に会議に入らせていただきまして、ご意見を伺ったところでございます。

その中で、後藤議員がおっしゃいますように、いろいろ経歴も書いておられますし、意気込みも大変うかがわれるわけなんですけれども、そんな中で出ました意見の中では、やはり農業委員として適任という判断する、推しはかるところで、その経歴を読んでも、なかなかそれぞれ分かるものではないなということで、まずは法令で定まった方が今回必要というのが、まず第一条件でございますので、例えば、

法第8条第6項に、利害関係を有しない者を必ず入れなさいというようなところでございました。その方は、16名のうち1名おられた、これはもう第一条件に優先順位だなというような話と、それから認定農業者が過半数を占めなければいけないという、これも法第8条第5項で決められておまして、そういった方を優先順位でまず選定していったところでございます。それと、経歴でいいますと、現在農業委員さん、または過去に農業委員であった方という方も、経歴としては最優先すべきだというようなところから、順次審査委員会の中で検討してまいったわけでございます。最終、法令では配慮用件でございますけれども、女性の方、また若い青年の方というのを、農業委員として選任しなさいというような配慮用件がございましたので、それも最後に女性の方を、15名の中の今回3名選ばせていただいて、男女共同参画に合う形で進めていこうというような、審査委員会の中で審査をさせていただいて、今回の15名を選ばせていただいたというところでございます。

いろいろ応募にあたりましては、意気込み等たくさん書いていただいているわけですが、最終的には、そういった今言いました法令、それから年齢、それから男女の偏りが無いというようなことで、配慮させていただいたというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 今、ご答弁いただきました。

まず、(仮称)布引の森についてでございますけれども、信号機の設置の予定はないというふうに伺ったわけですが、今年の冬も、あのあたりは上り坂に雪がたくさん降りまして、一時交通がストップしたり、毎年事故がよく起こる付近でもございますので、ぜひこういった雪の対策なども、しっかりとしていただけるのかどうかということについても、また改めてお尋ねしたいと思うわけでございます。

それと道の駅は、今のところ設置する予定はないというふうに伺いました。できるだけ自然を生かした施設にしていきたいということで、施設自体は自然を生かしたものにできればいいというふうに、私も同意するわけでございますけれども、せっかくやはり多くの方が来られる施設ができるわけですし、さらにその施設にも多くの方が来て、多くの子どもさんが、そこでいろんな体験ができたらいいなというふうに思いますので、道の駅じゃないにしても、ここに来た方が、便利だなと思ったり、あそこに行ったとき、これがあるから、あの森にも安心して行けるわと思えるような施設をつくっていくというようなことも、ぜひご検討いただきたいというふうに、これは要望ですけど、させていただきたいと思います。

あと、農業委員の選定の件についてなんですけれども、今お話を伺いました。いろんな条件、審査条件というのは確かにあると思います。これも非常に大事なことであると思いますけれども、この農業委員さんに限らず、どんな仕事でもそうです

けれども、他人から推薦された場合と、ご自分からやりたいとってなった場合とでは、仕事に対する取り組み方というのも違うんじゃないかというふうに、私は思います。

推薦された方は熱意をもってやらないという、そういう意味じゃございませんので誤解なきよう、そこはお願いしたいんですけれども、ただ、間違いなく自分から手を挙げられる方というのは、責任持った、そして熱意ある仕事をされるんじゃないかということは、間違いなことではないかなというふうに思いますので、これも非常に大事な審査条件の1つじゃないかなと感じるわけですが、今後についてもそうですけれども、この辺、どのようにお考えでしょうか。再度お尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 住民課参事。

**住民課参事（山田敏之君）** 議第47号、公の施設の区域外設置につきまして、後藤議員の方から再質問をいただきました。

信号機の設置は予定はないんですけども、雪の場合などがございますので、そういった対策も、十分に検討してほしいということでございます。町といたしましては、できる限りの安全対策を講じていただくように、今後も、事業主体でございませぬ東近江市に、引き続き要請をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解お願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 後藤議員より再質問いただきました。

自分で応募された方については、意識が違うというようなお話でございまして、確かにそのように感じてはおります。それから、ただ、同じように推薦を受けられた方も、お1人の推薦ではなくて、その地域のたくさんの推薦のご同意をいただくということ、同じ度合いというふうに私どもは考えておりますので、よろしくご理解の方、お願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** もう質問はいたしませんけれども、ぜひ、布引の森をつくられるということになりましたら、周辺環境の安全性とか、そういったこともご配慮いただき、東近江がつくるといっても、町内にできるわけですので、せっかくできる施設ですので、それを利用するという言い方はおかしいかもしれませんが、それを介して、町がさらににぎわっていくようにできればと思いますので、その点、お願いしたいと思います。

また、農業委員さんの件につきましても、その方の意思とか情熱、こういったものも今まで以上にくみ取っていただければと思いますので、この点もよろしく願いたいしまして、質疑を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

3番、奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** おはようございます。

私の方からは、日程第18 議第45号、工事請負契約について（町道大窪内池線側溝改修工事について）なんですけれども、3点ほどですけれども、1点目ですけれども、3月の議会にも言いましたように、今年33年ぶりの大雪が降りまして、雪を撤去することができなかったという中で、グレーチングを引かれると思うんですけれども、北の方になると、多分そのグレーチングを上げて雪を入れられるような施設があると、私もちょっと3月議会に質問したと思うんですけれども、そういう考えはお持ちでないのかと、それと工事期間中、あそこも小学生の通学路になっていると思うんです。その中で、長い間、前回も言いましたように、滋賀銀行の交差点で、子どもさんたちがかなり土の上を歩いて下校されたのを見ていましたので、その期間中、もしできればいいんですけれども、小学生の通学路を、例えばですけれども、あそこの沢田石油さんのところからトヨタの方に向かって、日野小学校の方に向かえるように迂回できるような通学路、あっちへ回ってもらったら安全かなと、私個人的に思っている次第です。

それと期間中重機の確保、前回岡崎肉屋さんだったと思うんですけれど、肉屋さんの空き地を借りて、重機をあそこへ待機させておられたと思うんですけれども、今のこの期間ですけれども、重機はどこに待機させるのかと、あと、それも前回言うたんですが、音がするという中で、課長には大分骨を折っていただいたんですけれども、同じ施工でまたされるのか、その点、ちょっとお聞きしたいです。

**議長（杉浦和人君）** 3番、奥平英雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** ただいま、議第45号工事請負契約について、奥平議員からご質問いただきました。

大窪内池線につきましては、今回33年ぶりの大雪ということで、大変住民の方にご迷惑をかけたところでございます。

撤去について、グレーチングを上げて、そこに雪を投入するというところでございますが、現在、持っていますグレーチングも、かなり重量があるものですので、現在はそのような運用を、具体的には考えていないところでございます。

また、2点目の工事期間中の通学路でございますが、27年、28年度やった工事につきましても、子どもさんが通学されるにつきましても、警備員、交通整理員の方が各々つきまして、それで安全に上野田の方については通っていただいたというところがございます。ただ、上野田の方につきましては、なかなか通学路の変更というのができませんでしたので、その言っていた沢田石油さんから中の道

へ入るといふことは、大窪の方とか、松尾の方も使っているかも知れませんが、そこは学校との打ち合わせと保護者さんとの同意かなというふうに思いますが、工事をする担当課としましては、交通整理員を全部つけまして安全に通学をしていただくというふうには、基本的に考えておるところでございます。

3点目の重機の一時待避所につきましては、現在契約は仮契約でございますので、もう少しその辺の準備等々については、工事請負書の方で検討しておりますし、現在6月24日土曜日に、大窪の地元説明会に伺う予定もしておりますので、それまでには、確実に合意書が、その日程であったり、工事のこういうことをするという報告をさせていただきますので、現在詳細については、一応まだ把握していないところでございます。業者の方でしているところでございます。

そして、国道307号線から工事が今回始まっておりますが、いろんな問題があって、地先の方にはご迷惑をかけて、一応は対策工事は終わっております。現在考えている道路の製品につきましては、28年度にやったそのものの製品で上流の方に上がっていきと思っていますので、製品としては変えないつもりで、現在は計画をしているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 学校教育課参事。

**学校教育課参事（野瀬 薫君）** ただいま奥平議員から、通学路の安全についてご質問を受けました。

今、望主課長の方が述べましたように、整理員の方をつけていただくということで、安全の方は確保できるかなとは思いますが、より、子どもたちの安全・安心を考えるために、対象の地域の保護者の方と学校を通じましてご意見をお伺いし、もし要望がありましたら対応をさせていただくということで、考えさせていただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** 最初言われたグレーチングについてなんですけれども、私の家の前も直していただいたんですけれども、小さい小分けにしたようなあくグレーチングなんです、ああいうようなものを使ってもらうことはできないのでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 今回予定をしておりますグレーチングの方ですが、ボルトで固定をしまして、簡易的にあくということとは、逆に言えば音がするような構造になりますので、いろんなことを抱える中では、町としては、ボルトを固定して、しっかり音の出ないような構造にしたいというふうに、基本的に考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** 私も、音がするというので、いろいろと苦情を言った1人な

ので、その辺をまた今後考えていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、小学生の通学路につきましても、ご意見をいただいたら、考えていきたくと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございせんか。

4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** 私からは、議第48号、平成29年度日野町一般会計補正予算に関して、2点お尋ねさせていただきたいと思ひます。

1点目ですが、歳入で、固定資産税の家屋分で増額補正が提案されていますが、これに関連するお尋ねで、去る6月6日の議会運営委員会の際に、税務課さんから、固定資産税の課税対象家屋の評価漏れという情報提供がございました。その説明は伺ったんですが、果たしてこれがどのように波及して影響を及ぼしてくるのか、なかなか分かりにくいなと思ひまして、例えば、県税の不動産取得税との関連はどうなるんやろうかとか、あるいは26年度以降の該当16件のうち、11件が法人ということで、その中には町外の本社の法人もあるとすれば、町外本社に対して固定資産税の課税ということで、決算修正を言っていけるものかどうか。言っていて、決算修正で当期利益が変われば、その法人は、例えば更正の請求という手続をされるのか。本当にそんなことができるのかとか、考えていくとなかなかややこしいなということですので、そこで改めて税務課ご当局が想定しておられる影響、波及している影響と、それらの処理の見通しということについて、教えていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

2点目ですが、歳出の方で、地方創生交付金事業が計上されています。これは拠点整備交付金を活用して、コミュニティービジネス等、地域経済活動の拠点として、西大路公民館を改修する経費という説明をお聞きしましたが、地域経済活動の拠点という趣旨が、果たして社会教育法の公民館の目的と合致するものなのかどうか。その合致する理由というのも、これについては、公民館ご担当の、まずは生涯学習課の見解を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

**議長（杉浦和人君）** 4番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。税務課長。

**税務課長（増田昌一郎君）** ただいま山田議員から、歳入に関連しまして、固定資産税の家屋の評価漏れの件について、今後の状況はどうかということでご質問をいただきました。

本件につきましては、所有者を初めまして、各方面に大変多大なご迷惑をおかけしたことを、大変申しわけなく思っております。

過日、議会運営委員会で報告をさせていただきまして、午後から、報道機関に情報提供という形でお知らせをさせていただきました。

評価漏れの件数につきましては、報道発表にあったとおり全部で16件で、法人が11件、個人が5件ということになっております。報道発表しました以後に、それぞれの所有者の方に連絡をとりまして、順次おわびと説明、それと今後の対応について説明をするように努めてまいりました。

現在の状況ですけれども、16件のうち13件、同じ所有者の方が建築年次が違うものもお持ちですので、実際の所有者は、13件については10名の方がおられます。これらの方につきましては、町内の企業につきましては、全て訪問させていただいて、おわび申し上げて、経過を説明させていただきました。

それから本社が大阪にあるところが、2社ございます。日野工場に最初は連絡をさせていただいたんですけれども、なかなかちょっと日野工場だけではお受けできないということもありましたので、当面、本社の経理の部局に電話でご説明を申し上げたような状況でございます。

それからあと3件残っているわけなんですけれども、この3件は、いずれも規模の小さなものということで、実はちょっと発表するまでに、家屋かどうかの判定も、難しい部分もございましたので、この間、もう少しいろいろ現地も可能な限りは近くで見せてもらった関係で、このうち2件については、家屋には該当しないだろうという判断を、現時点ではしております。もう1点につきましては、ちょっと敷地の内部ということもありますので、最終的には現地を確認させていただいて、最終判断をする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

質問にもありましたように、確かに課税が漏れていたということで、影響はいろんな方面に及んでおります。説明の中では、これはいずれの方にもお話をしていたことですが、建築年にさかのぼって固定資産税を課税させていただくために、評価をお願いしたいということ、まず1点でございます。

それと、お話にありましたように、県税であります不動産取得税も当然課税対象になりますので、この件につきましては中部県税事務所が管轄になりますので、そちらの方に事前に相談には行かせてもらって、不動産取得税についても課税対象になりますという説明を、いずれの所有者の方にもさせていただきました。

それと、今回法人が多いということで、山田議員さんのご心配いただいている点も、実は実際に法人の方からも伺っておりまして、私どもも、ちょっと法人の会計については若干素人の部分もあって、直接お話を伺う中で、決算を修正に行く必要があるだろうというお話も伺っておりまして、その点については、やはり決算の修正ということになりますと、その特に株式会社等につきましては、会社への信用度云々の話にもなりかねませんので、この点については、今後会社の方とどういうふうにしていくのがよいのかということも、また町の方でどのようにさせていただく方法があるかについては、十分協議をしていきたいと思っております。

いずれにしても、訪問なり電話させていただいた法人、あるいは個人さんにつきましては、現地の評価についてはご理解をいただきましたので、現在日程調整を鋭意進めているところでございます。

現地の評価が終えましたら評価額を出して、その後、税額がどれぐらいになるかということも出していくわけでございますけれども、税額が算定できた時点で、もう一度お伺いをしまして、今後の納付なりについてのご理解を、また重ねてお願いをしてまいりたいと思っておりますので、もちろん早く解決はしたいと思っておりますけれども、さかのぼる年度によりましては、税額が一時かさむケースもございますので、一度のご負担にならないように、そこは所有者の方のご理解をいただきながら相談を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願ひしたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** ただいま山田議員さんより、社会教育施設である公民館で、地域経済拠点としてコミュニティービジネスを行うことについての整合性について、ご質問いただきました。

本議会に提案しております地方創生交付金事業、拠点整備交付金を活用した西大路公民館改修工事につきましては、地域資源を生かしたコミュニティービジネス等の活動拠点として、公民館を改修するものでございます。

この地方創生交付金事業では、近江日野産茶による西大路地区まちづくり活動拠点整備計画に基づき、日野町で生産されるお茶をキーワードとしたまちづくりの活動拠点施設として、西大路公民館を位置づけております。コミュニティービジネスの将来的な起業等を視野には入れておりますが、地方再生を目指した人づくり、まちづくりを一義的な目的としております。公民館での活動は、コミュニティービジネス、起業のきっかけづくりで、地方創生交付金事業活動拠点整備交付金は、まちづくりの活動拠点整備に交付されるものと考えます。この工事により改修されました公民館におきまして、日野産茶のお茶の振興をテーマに、地域のさまざまな人や団体が集い、茶の栽培や加工方法などについて学び、茶関連の新商品開発やイベント企画などについて、気楽で自由な会話を通してお互いの考えや意見を出し合い、それらの中から思いが一致した人や団体がつながり、コミュニティービジネスなどの立ち上げとなり、その結果として、地域が活性することを目指すものでございます。このことは、日野町立公民館の基本方針として掲げます、集い、学び、つなぐにまさしく合致するものと考えています。この地方創生交付金事業により、地域の人々や団体が連携、協力することで、主体的に協働する取り組みを行い、地域を担う人材が育つよう、公民館のコーディネーター機能が発揮でき、人づくり、まちづくりにつながるよう図りたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** まず1点目ですが、再質問はしませんが、この事案というのはなかなか分かりにくいから、騒ぎにはなりくいかもしれないんですが、ただ、現実的には、これは行政の信用というか税制の信用というかというように、大きく影響するような大きな出来事ではないかなというふうに思うんです。

しかも、その原因というのは、これははっきりとは分からないんだけど、普通考えて、内部牽制体制というか、そうしたものの機能不全というのか、組織体制としての基本的な部分なのかなという感じがしますので、どうかその辺はもう一度再認識、ご当局でいただくようお願いして、1点目の方は終わらせていただきます。

2点目、生涯学習課長からお答えいただきましたが、恐らく公民館の目的ということでは、人づくり、まちづくり、そういうことで合致するんでしょうが、お聞きしていますと、この交付金申請は2回目であって、1回目はまさに人づくり、まちづくり、まちづくりまでは書いていなかったかなという形の申請が、不採択になったというふうに聞いています。それに近い考え方なのかなと。生涯学習課としては、当然そういう趣旨なんだろうと思うんですが、これを交付申請する側の部局、企画振興課では、そのビジネスの拠点ということで、多分再申請して採択されておられると思うんですが、その考え方はいかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま山田議員の方から質問いただきました。

地方創生交付金の拠点整備交付金の申請にあたって、1回目は、いわゆる公民館ばい、何かそういう申請が外れたん違うのか。2回目は、そういう部分でもう1回練り直してやりはったけども、これが地域の経済にどういう関係で申請されたのか、こういうような話になるのかなと思っています。

もう1つの分で言いますと、基本的な考えとしましては、公民館を活用するということから言いますと、地元、地域、それからそこにかかわる人々と連携した中でやんなあかんという部分は同じでございます。ただ、経済的な部分が、やはり一定必要になってきますので、そこはどこかといいますと、実を申しますと、町で課題になっておりますお茶の問題が1つございます。基本的には、今の北山茶がかなり低くなってまいりましたので、その部分の、これは今年度、いわゆるお茶の関係で、地域おこし協力隊の方を何とかというような提案もさせていただいておりますのと同じでございますけれども、そうした意味で、地域おこし協力隊も含めて、何らかできないかということを検討させていただきました。その中で、まず北山に近いというのが1点ございまして、それから、その地域おこし協力隊、どこを活動拠点として考えるのか。じゃ、地域と連携なしで、単独で協力隊が動くのかと、それもちよっとどうだろうということがありまして、一定、茶というキーワードの中で、そこ

の地域と連携して地域おこし協力隊も動いて、その中で、今、北山茶自身が、生産でしか、はっきりいいまして技術がない。販売という部分が、おろそかと言いませんけど、そこまで回られていない。それから新商品としての開発も、この間、やっとな紅茶の方も若干出しましたけども、そういうような部分でいろんな課題が、メンバー的なものも含めてあるものですから、そこに光を当てて、何とかできないかということを検討させていただいた。

その中で、今言いましたように、そこで商売をするというのはできないんですけども、ただ、いろんな人の意見を聞きながら、こんなんどうやろうとか、あんなんどうやろう、こういう入れ方の方がええん違うかと。それを一度みんなでやらないかとか、そういう部分で商品開発も含めて、PRも含めて、そこを拠点として動けるの違うかということ、そういうような申請させていただいたと、そんなことでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 交付金申請に際して、社会教育法の垣根を、少し超えるか超えないかというところまで踏み出されたかなという気はします。

ただ、社会教育法の公民館の目的を見ていると、最後の方に、福祉の増進と書いていますので、福祉の増進と広く解釈すれば、要するに何でもできるような気がしますし、私自身は、公民館というのは、広く解釈されて活動範囲が広がる方がいいのかなとは、基本的には思っています。そうなっていくほど、逆に公民館である必要もなくなっていくんですけども、ただ、困るのは、場合によって、あるときには広く解釈される、あるときには狭く解釈されるというようなことが、使い分けが起こってしまうと、地区の住民として混乱してしまいますので、どうかそういうことがないようにお願いして、私の質疑は終わらせていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 私からは、山田議員に続いて一緒のことなんですけども、議第48号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第1号）から、国の補正予算である地方創生交付金事業の拠点整備交付金について、西大路公民館の改修経費3,234万円の内訳を少し聞きたいと思います。

それと、今回玄関を西側に設置しますが、西側の駐車場の計画とかはどうされるのかお聞きします。

また、玄関が東側と2カ所になるのですが、どのような活用の仕方をされるのか、お聞きしたいと思います。

それと、平成29年3月末をもって西大路駐在所が廃止され、4月1日より連絡所として1年間の設置をしてもらいました。そのことも今後どう考えておられるのか

ちょっと聞きたいことは、この西大路公民館のところに、ちょうど国道477号線、今度進んでいく東部農道が重なる交差点がございます。その近くには、また小学校、幼稚園があることから、そのところに連絡所を設置するということも考えられることはあるのかということ、聞きたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 5番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** ただいま谷議員さんより、西大路公民館の改修につきまして、4点ご質問いただいたと思います。

まず、予算の内訳の関係でございますが、総額としまして3,234万円、今回の補正予算で計上しています。その中で、役務費としまして6万円、これは建築確認申請手数料でございます。それから、委託料としまして、設計管理費の委託ということで152万2,000円。それから本体工事の請負費ということで、3,075万8,000円の予算計上しております。

それから2点目のご質問でございます、駐車場の計画ということでございますが、本来ですと、今回この西大路公民館の改修のそもそもの発端といたしますのは、東側にございます町道西大路鎌掛線の拡幅工事にかかってくるとお思いますので、そのことによって、駐車場の多くの部分が削減されるということで、その代替で、公民館の西側の方に駐車場を確保しようということになっております。公民館の西側に駐車場を確保することになりますので、玄関も西側にある方が便利であるんでないかというような地元のご要望をいただきまして、それにともなって、いくつかの改修をすることでございます。

ただ、今回、この地方創生交付金事業が、昨年度国の補正予算で通りましたものですので、急遽事業が出てきたものですので、本来ですと、駐車場を確保、整備した後に改修工事というふうになるかと思うんですけれども、この交付金の関係で順序が逆転しまして、先に改修の方を先行するという状況でございます。

駐車場につきましては、これからこの改修工事と並行して、地権者の方と地元の方も含めまして交渉を進めてまいりました。なるべく早いうちに話をつけまして、買収して整理というふうにしていきたいと思っております。

それから、玄関が、現在の東側と西側に2カ所になるというご質問でございますが、先ほど申しましたように、駐車場が東側から西側に移るということで、これから整備されました後は、西側の方の駐車場が主に使われることになると思うんですけれども、そういう意味で、西側の玄関が、利用される人数としては中心的事になるかと思うんですけれども、現在の駐車場の公民館に近い部分には、身体障がい者用区画としまして6区画がございまして、それは残ることになりますので、当然、体に障がいをお持ちの方であったり、あるいはご高齢の方なんか利用される場合

は、現在の東側の方の駐車場を利用されて、今の玄関を使われるというふうになりますし、また、文化祭等で近くの幼稚園、あるいは小学校の駐車場を使われたりされと思いますけども、そういう方々が公民館にお出でになる場合は、現在の東側の玄関もお使いになられると思いますので、そういう意味で、公民館に2カ所玄関があるというのがいいだろうということで考えております。

それから4点目の駐在所につきましては、今回はこの予算につきましては、公民館の駐車場の代替用地の確保ということになっておりますので、ちょっと私の方では、その辺の判断につきましては差し控えたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 西大路駐在所にかわる連絡所の関連につきましてご質問いただきました。

ご存じいただいておりますように、最終、西大路駐在所が廃止ということで、それにかわるものという形で、最終今年2月24日だったと思うんですけども、県警本部の方から返事がございまして、1年間は駐在所を連絡所という形で置くということで、今現在至っております。その現状におきまして、6月5日に西大路自治会の方から、西大路連絡所の存続の要望をいただいております。1年間という期限でしたので、今後も継続して連絡所を置いてほしいという要望をいただいておりますので、町としてはその要望を受けまして、県の方で継続して設置されるよう要望をしていきたいなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 今おっしゃっていただきました工事請負の、これの内訳はまだ分からないということですね、細かくは。

それと、駐車場の、これもまだ分からないということで、思っておられる平米数というか、また台数、何台ぐらい確保できるのか分かっていれば、教えてほしいと思います。

玄関も、西側と東側で2カ所使用していかれるということで確認しました。

今、駐在所がなくなって、連絡所ということで、今後、僕はこの駐車場が確保できるのなら、そこにまた提供していったらいいのかなということを思って、私がちょっと提案したんですけど、まだ駐車場のことは進んでいないということなので、できたら、それはもうここにつくっていただくよう要望していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 西大路公民館の改修工事の内容につきましての、再質問をいただきました。

これから詳細の設計の方に入っていきますので、具体的な金額を申しあげることができないんですけども、地元の方々にご希望を聞かせていただいているところでございまして、なるべく地元の方々のご要望に沿えるような形で、改修の方をさせていただきたいと思っております。

駐車場の方につきましても、まだ具体的には決まっておりますが、一応、目安としましては、今現在、町道の拡幅によりまして420平米、駐車区画にしまして21区画が削減される予定となっておりますので、その面積と区画を上回る面積を確保していきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 暫時休憩します。

—休憩 10時51分—

—再開 10時52分—

**議長（杉浦和人君）** 再開いたします。

生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 代替の駐車場の関係でございますが、日野町内7つ公民館がございまして、他地区の公民館等のバランス等もございまして、確かに駐車場というのは広い方が便利だと思いますので、地元の方から、なるべく広い駐車場というふうにご要望いただいているんですけども、やはり今回は代替の駐車場を整備するということですので、余りむやみに広い駐車場はできないんですけども、隣接します西側の駐車場用地の候補地でございますけれども、その形状とか、あるいは新設をする予定しております西側の玄関の位置等を考えまして、先ほど申しました削減される面積とか、駐車区画を確保できる面積となりますと、こちらの方で考えておりますのは大体770平米ほど、区画で約31区画ほどが目安になるのではないかなというふうな想定をしております。このとおりに駐車場を整備することになりますと、面積で約350平方メートル、駐車区画で10区画が、現在の駐車場より多くなるという予定になります。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 使いやすく便利なおつくりをいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** それでは質疑をさせていただきます。

議第30号から、議第44号、日野町農業委員会委員の任命についてお伺いいたします。

農業委員の選出方法は公職選挙法に基づくものから、市長村長が議会の同意を得て任命する方法になったわけですが、15名の方々、それぞれ団体や個人から推薦を

された方々で、適任の方々だというふうを考えておりますが、1点だけお聞きしたいと思います。

農業委員会等に関する法律第8条第7項に該当する、農業委員の年齢性別に偏りが生じないよう配慮というふうになっておりますが、国の基準で青年とされる年代、49歳以下が今回0名となっておりますことが、少し残念に思います。49歳以下の町内の農業者は、何人ぐらいおられるのか分かれば教えていただきたいと思います。

また、今回0名となったことを、どのように受けとめておられるのか。また、ご努力をいただいたと思いますので、その経過などを教えていただきたいと思います。

次に、議第48号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第1号）地区公民館管理事業についてお伺いいたします。

指定避難所である西大路公民館の防災機能を強化するため、屋根改修とトイレの洋式化との説明をお伺いいたしました。公民館は、地域拠点として、コミュニティーの場所として、赤ちゃんから高齢者の方まで、あらゆる年齢の人たちが利用するところだというふうに思っております。

そこで、今回トイレの洋式化に伴い、バリアフリー化や車椅子でも利用できるのか、また子どもを座らせる椅子、おむつがえができるスペースなど配慮したものとなっているのか、計画をお伺いいたします。

また、公民館は指定避難所になっており、西大路公民館は洋式化のトイレが今回されるわけですが、ほかの6地区公民館の洋式化状況をお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 6番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 中西議員より、議第30号から議第44号までの農業委員の任命についてご質問いただきました。

農業委員会法第8条第7項の方に、委員の年齢や性別に偏りが生じないように配慮しなさいというような条項がございまして、その年齢というのは、若い方を任命しなさいというような、国の方が示されておったわけでございますけれども、その年齢とは一体どれぐらいなのかというような全国から問い合わせがあった中で、国の方が、一定49歳以下が青年であるというような基準を示されておったところでございます。

今回、募集にあたりまして、そういった方をなるべく推薦、また応募いただきたいなというような思いは持っておったわけでございますけれども、結果的に、なかったということでございます。

ご質問の中で、現在の農業者の数というふうにお聞きなんですけど、ちょっと正確な数は、今、手元にはございませんので、後ほどお答えしたいと思いますが、認定農家の方でございますと、現在49歳以下が、まだ少ないですけれども4名ほどおられ

ますので、後ほど、また細かな数字はお答えしたいと思います。

現在、その49歳以下の現役の農業委員さんがおられたということで、できれば継続して、引き続き農業委員として応募いただきたいというようなことを、内部ではお願いしておったわけですが、また別の推進委員というような役割で活躍したいというようなお考えもあって、なかなか若い方は応募いただけなかったというような経過でございます。

残念ではございますけれども、また後ほど、これから活動の中でいろいろ努力していきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 中西議員から、西大路公民館の防災に関して、トイレの改修についてのご質問をいただきました。

現在、西大路公民館では、女性に個室が5部屋、それから男性が小便器が4つと個室が2部屋と、それから身体障がい者用のスペースが1カ所ございまして、そのうち、女性の方で、5つのうち3つが既に洋式化されております。男性の方も、2つのうち1つが洋式化されてございまして、今回の工事では、残る男性で1つ、女性で2つの便器の方の洋式化と、それと洗浄機能付きの便座に交換する予定をしております。

ですから、今ご質問いただきましたバリアフリーとか車椅子の関係につきましては、現在とそう変わらない状況になってきますので、特に今のところは考慮しておりません。

それからもう1つ、おむつがえの方も、特にベビー用のベッドとかというのを、新設する今のところは予定はないんですけれども、今後地元さんとの協議の中で、そういうようなことがやっぱりぜひ必要やというふうな話になれば、また考えていきたいなと思っております。

それから、公民館が指定避難所になっているということで、西大路公民館は、今回の工事によりまして、全ての便器の方が洋式化になるわけなんですけれども、ほかの6つの公民館の状況はというご質問でございました。

何年か前から、各公民館の便器の洋式化を進めてまいりまして、いくつかの公民館の方で、既に洋式化されています。ただ、全てではなく、少なくとも1つは必ず各公民館男女とも、あるいは身障者の施設につきましても全てですけれども、洋式化を設置していこうということで進めてまいっております。今年度の予算でも、東桜谷公民館で、男性のトイレで1カ所を考えておりますので、それによって、今年度のトイレの改修は全て終わりましたら、7つの公民館の身障者用の便所は全てですけれども、少なくとも男女とも1器は、洋式化の洗浄機能の備わったトイレが完備できるというふうに予定しております。

それから、ほかの便器につきましても、今後また長期的な計画も含めまして、順次洋式化に移行していければいいかと思っています。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 農業委員さんにつきましては、今後も女性や青年層の農業への参画が進むように取り組んでいただきたいというふうに、要望をさせていただきます。

公民館のトイレの洋式化についてなんですけれども、洋式化ももちろんなんですけれども、やはり子どもさんとか子育て世代とか高齢者にも配慮したものが必要だというふうに思いますし、高齢者も利用されますので、バリアフリー化は必要だと思いますが、その点についてお考えはいかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** バリアフリー化、子どもさんを抱えた若いお母さん方、あるいはお年寄りの方々にとっては、やはりトイレというのは非常に使う場合便利であるか、不便であるかが大きくなると思いますので、公民館だけではなかなか改修というのはすぐにはできないと思いますので、町全体として、いろんな施設、これから長寿命化の計画等もございますので、そのような中で、できる限り移行してまいりたいと思います。ご理解をお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 先ほど、中西議員よりご質問ありました青年農業者という数でございます。現在、認定農家の方が67名、団体も含めてですけれども、おられるわけでございますが、50歳未満の方は9名おられます。またその67名の中、さらに若い方で後継者がおられる方は9名おられますので、大体18名ぐらいになるのかなというふうに思っているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** さっきお答えさせていただきました、ほかの公民館の洋式化の状況ですが、東桜谷公民館は申し上げたとおりですが、必佐公民館も今年度の予算で、男性の方の和式トイレを1つ洋式化するというのを、1つ忘れましたので追加したいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

7番、齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは、私の方から3点の議案について質問させていただきます。

議第47号の、公の施設の区域外設置に関する協議について、4点ほど質問させていただきます。

布引の森が設置されますところは、国道307号線沿いの道路勾配がきつく、スピー

ドの出る交通量の激しいところでありますので、出入り口の交通安全対策は確保されるのか、お伺いいたします。

2つ目に、1級河川法光寺川がありますが、法光寺川の河川整備もされる計画になっているのか、お伺いします。

3つ目に、管理棟にトイレを設置されますが、浄化槽の排水処理は法光寺川に流されるのか、お伺いいたします。

そして4つ目に、協議書案の第7条に、地元自治会等と誠意をもって協議を行うものとするがありますが、地元自治会北脇さんとの協議は成立されているのですか。そして協議内容について、教えていただければというふうに思います。

2点目に、議第48号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第1号）についてであります。1点質問させていただきます。

地区公民館管理事業につきましてであります。西大路公民館の屋根瓦が落下し、雨漏りがあることから、屋根の全面ふきかえとトイレの改修をされるとお聞きしております。外見では、日本瓦の立派な屋根に見えております。今度はガルバリウム鋼板の屋根にふきかえとのことですが、ガルバリウム鋼板の屋根だと、夏は暑いのではないかなというふうに思います。現在の瓦を使って全面ふきかえ、改修ということはできないのかと思いますが、お聞かせ願いたいと思います。

3点目に、議第49号、日野町立日野小学校給食棟の新築工事の請け負いについてであります。この旧給食室であります。渡り廊下をつけておられるということで、旧給食室の活用等どうされるのか、改修も含めてやるのかなと思うんですけど、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

それと、機械設備の入札は不調となったということでお聞かせいただきました。その要因について、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 7番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課参事。

**住民課参事（山田敏之君）** ただいま議第47号、公の施設の区域外設置について、齋藤議員の方から4点ご質疑をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、国道307号線沿いの道路勾配の関係がございまして、安全対策が十分であるかどうかということでございまして、ご指摘のとおり危険でありますことから、昨年9月には、この整備事業に伴います国道307号線の出入り口検討会議を、東近江土木事務所、東近江警察署、また東近江市、日野町の道路管理者や関係担当課などが協議の場を持ちまして、その後も道路管理者、公安委員会と協議を重ねながら、安全対策を進めさせていただいているところでございまして、日野町としての安全対策と申しますと、できる限りの、先ほど申し上げましたよう

に、安全対策を講じていただくように、今後も引き続き東近江市の方に要望をしていきたいということでございまして、路面標示でございまして、そういったもので十分な安全対策が講じられるように、今後も検討していきたいというふうなことでございました。

また、2点目でございますが、1級河川の法光寺川の整備をされるのかどうかということでございますけれども、今回の整備で1級河川の法光寺川の整備については、計画はされてございません。

また、3点目の浄化槽の排水処理の関係でございまして、浄化槽の排水処理につきましては、新設されます調整池に流れ込みまして、その後、法光寺川に流れるというような計画になってございまして、東近江市の方からは、そういったようなことも、地元説明会では説明をされているところでございます。

また、地元への対応でございまして、地元自治会との協議が成立しているのか。また、協議内容はということでございまして、こちらの方につきましては、1月に地元説明会を行われております。その場で出されました内容につきまして、その中で課題となっております内容を、この5月11日に北脇区の役員会の方へ説明がされまして、整備、調整池、あるいは整備の内容について、工事の着工につきましても了承を得られているところでございます。特に問題になっておりましたのは、地元からは、この工事期間中をはじめ、施設の完成後に、降雨による下流域への水量の増加、あるいは工事中の濁水の防止というようなことが懸念をされておまして、法光寺川に一気に水量が流れ込むことのないように、沈砂機能を有した調整池の整備工事を、まず行いたいというようなことでございまして、その辺につきましても、5月11日に北脇区の地元の方に説明がされまして、工事の着工について了承を得られているというところでございまして、今後も東近江市と日野町が、誠意をもって協議調整を進めてまいりたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 齋藤議員さんの方から、西大路公民館の屋根の改修工事について、ご質問いただきました。

現在、西大路公民館の屋根でございまして、長年の風雪によりまして劣化が進んでおまして、瓦が割れるというよりも、表面が剥離するというような形で、その割れた破片が屋根から落ちてきまして、公民館を利用される方であったりとか駐車場に止めておられる車に損害を与えるといけないということで、今現在ネットを張って、落下するのを防止しているところでございます。それが3年ほど前からネットを張っているんですけども、西大路公民館の駐車場、町道拡幅に伴う改修工事にあわせて、屋根のふきかえもしようということで、これまでそういうネットでかぶせて、一時的な対策をとっていたわけなんですけれども、今回それにあわせてふ

きかえをするということなのですが、まずこの屋根のふきかえをさせていただきますが、緊急防災減災事業債という起債を使わせていただくわけなんですけれども、県の方から、この起債を使うにあたっては、屋根をふきかえる材料について、現状の日本瓦では、ちょっと事業債の対象にはならないというふうな指導をいただいておりますので、議員ご指摘のように、今の状態のその日本瓦でふきかえるというのは、ちょっとできないと思いますので、なぜかという、当然、防災、減災ということで、地震等で瓦が割れて落下しないようなこととか、あるいは瓦の重み等で建物が被害を受けないようにということですので、屋根材が最近では軽量化されておるといのが実情でございます、耐震性に優れた屋根材でふきかえるというのが前提になっております。そのためには、軽いということと強いということになりますと、やはり金属系の素材になるかと思えます。

その金属系の素材の中でも、ガルバリウム鋼板が今現在は主流となっておりますので、おのずとガルバリウム鋼板で屋根のふきかえをすることになるかと思えます。

今ありましたように、金属ですので、当然熱伝導がありますので暑くなるんじゃないかというご指摘です。確かに、金属ですので、そのようになるかと思えますが、その対策を十分とっていきたいと思います。具体的には屋根の下地であったり小屋裏での断熱をして、建物内部の方に熱が行かないような工夫もありますし、また、屋根材そのものに、例えば耐熱の塗料とかというような方法もございますので、いくつか対策がございますので、そのような仕様を含めたものにして、工事の方にかかってまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（高橋正一君）** 齋藤議員さんの方から、議第49号の工事請負契約、日野町立日野小学校給食室棟の新築工事について、質疑をいただきました。

まず1点目の、現在の給食室を、その後、どのようにしていくのかというご質問でございました。今回、日野小学校の給食室は、今年度いっぱい工期で建築するということで、現在の給食室につきましては、今年度中、3月までは給食調理を行うということで考えてございます。

そういう中で、現在日野小学校では、児童数も多ございまして、普通教室、また特別教室等の教室施設をほぼ全て利用していると、そういう状況に今なっております。特別支援教室は、人数の関係もございまして、簡易的な間仕切り等を設置して教室利用というようなことで、今させてもらっているところもございまして。

そういうことから、新たな給食室棟ができました後には、現在の給食室棟につきましては、給食、厨房施設はとりますけれども、建物自体は撤去せずに、特別教室等に利用していきたいというふうに考えてございまして、30年度以降で、そういう

対応を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから2点目の、同じく日野小学校給食室棟の工事の分離発注の機械設備の関係の入札の関係でございます。

これにつきましては、6月7日に9者による指名競争入札を行いました。予定価格に達せず不調となったところでございます。不調となっておりますので、そのときの応札額等は公表しておりません。2回目の入札業者の最低価格は、予定価格とそう大きな差はなかったんでございますけれども、落札に至らなかったということで、その入札をされた方の内訳書も添付がございましたので、そこを見せてもらいますと、いくつかの工事種類の中で、空調設備工事と換気設備工事の見積もりが、町の設計額と少し乖離があったというところでございます。

その見積もりについては、町の方の設計としては、メーカーの見積額に一定額を掛けるということで積算しているわけですが、この部分において、応札業者の見積もりと少し差があったということでございます。

今後、設計内容等を精査して、一部設計内容等の見直しを行う。また、指名業者等のことについて契約審査会で審査をいたしまして、新たに入札を行うということで、対応していきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 再質問しますが、布引の森の整備につきましては、やはり地元の心配、北脇さんが心配されているように、水害等土砂崩れの心配も考えられますので、その辺の対策、整備の方をお願いしたいと思います。

また、交通安全につきましても、先ほどからも質疑の中にも出てはいますが、心配されるであろうかと思えます。その辺を十分に配慮していただきたいと。そして、工事期間中におきましても、道路上、かなり出入りの難しいところかというふうに思いますので、配慮の方を東近江に要望していただきますようお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、私もいつものように質疑に参加をさせていただきます。既にただされました点につきましては除きまして、何点かの質問を行わせていただきます。

まず、議第30号から議第44号までの、日野町農業委員会委員の任命についてに關しまして、お伺いをいたします。

去る6月2日の議会議員全員協議会での提出議案についての説明で、藤澤農林課長は、法律で日野町農業委員会委員の推薦および応募の状況を公開することになっており、日野町ホームページで公開しておりますと、既に一般公開中であると言わ

れました。確かに、4月と5月には、日野町ホームページに掲載されておりましたが、6月に入りますと、何ゆえか突如として記事が消えてしまっていました。本日、これからの議会同意後に消されるのであれば理解もできるのですが、そこで法律での公開の定めと日野町の公開についてに齟齬がないのか、お伺いいたします。

次に、議第47号、公の施設の区域外設置に関する協議についてに関連して、お伺いいたします。(仮称)布引の森の設置場所は、中部清掃組合日野清掃センター、クリーンわたむきの北側の地であります。クリーンわたむき建設工事前の環境アセスメント実施時に、この地に希少野生動物、1つには猛禽類、鳥類のノスリとオオタカの営巣地があったと記憶いたしております。2つには、カスミサンショウウオの生息地域であり、クリーンわたむきの敷地内にも、営巣できる地を特別に設けました。

布引の森の設置目的は、里山の自然を生かし、環境学習を通じて、自然と人をつなげる場として使用されるので、その意味ではうってつけの場所かと考えます。

そこで、希少野生動物のノスリとオオタカ、カスミサンショウウオの保護をどうなされるのかについて、お考えをお伺いいたします。

次に、議第48号、平成29年度日野町一般会計補正予算(第1号)についてお伺いいたします。谷議員が先ほどただされましたが、地方創生交付金事業、西大路公民館の改修について、私もお伺いいたします。

1点目として、建物西側に玄関を設置されますが、その前は私有地の田地であります。玄関を設けられても、進入路も駐車場もなければ誰も入ってこられない玄関、あかすの玄関となってしまいます。先ほど、早い時期と、こういうふうに申されましたが、早い時期とはいつなのか。来月なのか再来月なのかお伺いいたします。

2点目として、立派な玄関が西側にもできます。玄関が東西に2つ、エントランスホールが東西でつながり、非常に広いホールとなります。日野町役場の玄関ですら、正面入り口は1つしかありません。立派な玄関が東西に2つ、建築面積の無駄遣いではないでしょうか。

そこで東側の玄関は、先ほど、身障者駐車場があることからとのことでありますが、それであっても広いと思います。裏口として縮小すべきではないかと考えます。なぜ、2つも立派なものが必要なのでしょうか。再度お伺いいたします。

次に、報第4号、平成28年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書についてお伺いいたします。

3月議会での、農業基盤整備促進事業の繰越明許費1,703万7,000円が、1,631万6,000円と、72万1,000円の減となった理由をお伺いいたします。

次に、本日追加提案されました議第49号、工事請負契約について、日野町立日野小学校給食室棟新築工事(建築工事)に関連しまして、お伺いいたします。

去る6月7日に日野町立日野小学校給食室棟新築工事の入札、建築工事、機械設備工事、電気工事の3件が執行されました。建築工事と電気設備工事は落札されたのですが、機械設備工事は不調となってしまいました。先ほども、齋藤議員の質問に対して、予定価格に達しなかったからと、こういう理由ですが、私が応札した業者より聞き及びますところ、設計単価が実情に合っていないため、やむを得ず辞退、不調となってしまったということでありました。町当局は、不調の理由を業者の言っていることとどう違うのか、どう思っておられるのか、先ほど齋藤議員の質問にお答えされましたが、再度お伺いいたします。

また、機械設備工事請負業者が決まらないことによる、日野小学校給食室棟新築工事への影響を心配いたしますが、町当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、追加提案されました議第50号、平成29年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてお伺いいたします。

地方自治法の地方債の定め第230条第1項には、普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより地方債を起すことができるとあり、第2項には、前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率および償還の方法は、予算でこれを定めなければならないとあります。この定めにより、予算の限度額を超えて地方債を起すことはできないのであります。なぜ予算を無視して、予算の限度額を超えて地方債を起こしてしまわれたのか。公務員として考えられないこのようなことが、どうして起こってしまったのか、お伺いいたします。

このことは、議会議決など不要、執行部が好き勝手に財政運用できることであり、容認できることではありません。納得できる説明を求めます。

以上、19議案と1報告についてお伺いし、明解な答弁を求めます。

**議長（杉浦和人君）** 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 蒲生議員より、日野町農業委員会委員の任命についてご質問いただきました。

おっしゃいますように、法律の方で定めがありまして、農業委員の応募または推薦があったものについては、公開をなささいという定めがございます。それに基づきまして公開をしておったわけがございます。国の方の法律での定めについて述べさせていただきますと、農業委員会等に関する法律第9条第2項、またはその同法施行規則第6条において、定めが規定されております。9条の方では、農林水産省令で定めるところにより推薦応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならないと定められております。また、施行規則第6条の方では、募集の期間中から募集期間終了後、遅滞なくインターネットの利用、その他の適切な方法によ

り公表することと定められております。

ということで、最終募集を締め切りましてから整理をいたしまして、インターネットの方で公開、それから掲示板の方でも掲示をさせていただいていたところがございます。

また、この募集にあたりましては、町の方で規則も定めておりまして、法に基づく公表をするということで、インターネットで公表するというふうに規則も定めておったところがございます。その法の方では、特段期間というのは定めがございませんでして、事務局の方で考えておりましたものは、議会の方で提案する時点で、まず任命同意をいただくにあたりましての公表がされるということで、6月入りしましたら、インターネットの方は公表は打ち切るというような設定をさせておったわけがございます。

議員がおっしゃいますように、議会任命同意がいただけるまでというようなことも、お話もございますけれども、法の趣旨からいきますと、この農業委員の任命にあたりましては、公平公正に行いなさいというのが大前提にございまして、そういうことから考えますと、一定、4月から2カ月間公表期間を置いたということで、十分法の趣旨には反していないということで、問題ないというふうに理解しております。

もう1点、一般会計の繰越明許費計算書についてご質問いただきました。

計算書1,631万6,000円が、3月の議会のときから72万1,000円減額になっておるという理由でございます。これにつきましては、国の28補正による農業基盤整備促進事業が予算化されたということで、繰り越しの手続をとったわけでございます。3月補正の時点から見込めなかったということで、野出の方で工事をいたしました工事の精算分の増額と、それから西大路の方で工事を実施しました入札が終えたということで、見込んでいた額から食い込んだというようなことで、3月時点とは減額72万1,000円の減額となったわけでございます。

**議長（杉浦和人君）** 住民課参事。

**住民課参事（山田敏之君）** ただいま議第47号、公の施設の区域外設置について、蒲生議員の方から質疑をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

希少野生動物のノスリ、オオタカ、カスミサンショウウオの保護について、どのように考えているのかというようなことでございます。

東近江市では、自然環境学習の場の整備ということでございまして、その点から基本計画を策定しておりますので、その調査は専門家の手にとということで、平成27年10月末から昨年平成28年10月末までの1年間、滋賀県立大学の方に依頼をされまして、自然環境調査が実施されております。

その調査結果の報告では、動物の生息はニホンジカ、サル、タヌキ、イタチ、ア

ライグマが確認をされており、鳥類につきましてはヒヨドリ、メジロ、ヤマガラが生息が確認されておりますが、ノスリ、オオタカ、カスミサンショウウオの生息は確認されませんでした。しかしながら、地元北脇区での地元説明会でも、サンショウウオの生息が、中部清掃組合の建設の調査時点では、確認されているわというようなご質問が複数の方からございました。東近江市では、山を守り、生かすことを大前提とした今回の整備でございますので、今以上に環境をよくする、全体の自然を保全するための整備であり、生態系の保護も目的としておりますので、環境を守る視点で、極力地形の改変を抑えて、そして現状の地形を活用しながら整備を進めていくということをごさいますして、今回の調査でたまたま見つからなかったということであれば、今後、県の自然環境保全課とも連携し、指導いただきながら、希少野生動物を保護しながら、それらを学習につなげていきたいというようなことをごさいますした。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 蒲生議員さんから、西大路公民館の地方創生事業の工事についてご質問をいただきました。

駐車場が整備されるまで、西側に新設する玄関が、あかすの扉というふうになるんじゃないかというようなご質問でございました。建物の改修工事の方が先行することにつきましては、先ほど、谷議員さんのご質問にお答えさせていただいたとおりの理由から、先行するものでございます。

あと、駐車場の整備の方を、なるべく早くさせていただくというふうにお答えさせていただいて、その時期はというようなご質問でございますが、これから対象となります土地の不動産鑑定の方をさせていただきまして、その土地の売買価格等の方を鑑定に基づいて考えさせていただきまして、これから地権者さんと折衝してまいりますので、なかなか相手さんのあることとございますので、こちらの思っているように進まないかも分かりませんが、なるべく早く地権者さんの同意を得て、用地の買収、それから造成して整備というような段取りで持っていきたいと思っておりますが、買収の方がうまく話が進んだとしても、工期的には、ちょっと今年度中には駐車場を造成して舗装したきちとした整備というのは、なかなか至らないと思っておりますので、来年度までずれ込む可能性があると思っております。

それから2点目の、玄関が東と西に2つも要らないんじゃないかということで、東側の玄関は縮小したらどうかということとございます。西側の玄関の必要性につきましては、先ほど、谷議員さんにも答弁させていただいたとおりでございまして、両方を併用していった方が、地域の皆さん方の利用にとっていいんじゃないかというふうを考えております。

それと、今現在、西大路公民館の玄関には、車が玄関に横づけできるポーチが備

えられております。このポーチがあることによって、例えば、車椅子を利用される方が、雨に濡れることなく乗り降りしたり、あるいは公民館の建物の中へ、大きな荷物であったりたくさんの荷物を搬入するときに、雨に濡れずに済むというような利点がございます。町内7つございます公民館の中で、このような立派なポーチが備わっているのは、西大路公民館唯一というふうに思っております。このような構造というのは、公民館を設計される当初からでございますので、その公民館の東側を正面玄関とするという意識というのが、公民館建設当時のデザインに強く出されているんじゃないかと思っております。これは、その建設当初から、地域の皆さん方の、東に向いての玄関の強い思い入れがあったことだろうと思っております。

その一方で、今回、西側に玄関をつくるということなんですけれども、西側はやっぱり今のデザインの中では、あくまでも背面、裏側になりますので、いくら西側に玄関を増設しましても、それは正面玄関にいうというふうには、やっぱりとても外観上、至らないと思いますので、あくまでも西大路公民館の正面玄関は、現在の東側を正面というふうに考えるのが適切でないかと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（高橋正一君）** 蒲生議員から、議第49号の工事請負契約、日野小学校給食室棟の新築工事について、2点ご質疑をいただきました。

まず、1点目の6月7日に実施をいたしました3つの種類の入札の中で、機械設備工事について不調になったその原因はということでございます。これにつきましては、先ほども申し上げたところでございますけれども、2回目の入札業者の最低価格は、予定価格とそう大きな差はなかったというところでございますけれども、落札には至りませんでした。業者さんから入札のときに提出をいただきました内訳書を分析させていただきますと、工事費用、工事の内訳で、いくつかの種類の仕事に分かれているわけでございますけれども、その中で、主に空調設備工事と換気設備工事の見積額が、町の設計額と比較して高めに見積もられているという状況でございます。町の設計額は、メーカー等の設計額に一定の減額率といたしますか、掛けて算出して設計しているというものでございますけれども、この部分が応札業者の見積額との差があったというところでございます。

今後、設計内容等を精査しまして、設計内容等の見直し、また指名業者さん等について契約審査会で審査し、新たに入札を行うということで対応していきたいというふうに考えてございます。

それから2点目の、この機械設備工事が、今、入札で業者さんが決まらなかったということで、工事に影響はということでございます。

ただいま申し上げましたことで対応いたしまして、新たに入札を行うということで、できる限り新築工事に影響が出ないように業者を決定していくということで、

取り組んでいきたいと考えてございます。

**議長（杉浦和人君）** 上下水道課長。

**上下水道課長（長岡一郎君）** ただいま蒲生議員さんの方から、議第50号の平成29年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質問をいただきました。

今回の補正が発生した原因につきまして、説明させていただきます。

地方債の借入れの際に、限度額の確認を怠って、限度額を超えます借入額の申請を行ってしまいました。その間違いに気づきましたのが、借入日であります5月30日の6日前でありまして、直ちに借入先の地方公共団体金融機構様の方に、借入金の変更を求めましたが、既に金融機構の方の審査が終わっているということで、金額変更ができないと、そういった回答でございました。

そして今回のように借入額を一定超えるような、そういったケースが発生した場合には、繰り上げ償還の手続の方をとっていただいていると、そのような回答がありました。

そこで、今回繰り上げ償還をする必要がありまして、その日付が9月20日ということでしたので、それに間に合うようにということで、今回補正をお願いしているものでございます。

それで、今回のようなそういう事務的なミスが起こった原因としまして、我々担当課の方のチェック機能が、一部働いていなかったということになります。

今後としましては、借入額の申請の際には、きちっと限度額の方も分かるように、そういった添付資料も作成しまして、また同じようにミスが発生しないように、最善の注意を払わせていただきますので、何とぞ、その点ご理解賜りたいというふうに思います。まことに申しわけございませんでした。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは再問を行わせていただきます。

1点目の、農業委員会の法律に基づく公表の件でございますが、6月2日に開会でございます。5月中までは確かにあったと思っております。6月1日が抜けておりますので、基本的に、6月2日であればまだいいんですが、1日だけですが抜けております。1日のことですが、今後このようなことのないように気をつけていただきたいなど、かように思います。

普通、私、毎日ホームページを見ていますので、見ればすぐ分かりますので、そういう点はチェックをしていますので、こういうミスのないようにお願いしたいなと思います。

次に、議第48号についてでございます。西大路公民館の改修についてでございます。買収がこれからになると、こういうことで時期は明かされなかったことですが、

西側の田地を買収しなければ、工事が非常にやりにくいのかなと思います。隣接して工事をしますので、全く工事ができへんのかなと。工事車両の進入さえもできへんのかなと、こういうふうに思います。買収しなければ工事ができないので、そんなのんきに構えていることはできへんのかなと、こういうふうに思います。

また、西大路公民館のそばには西大路幼稚園があつて、西大路小学校があります。この地域というのは、西大路地域の公共施設が集約されている地域であります。先ほど谷議員も申されたんですが、私はここに西大路駐在所が復活できればと、こういうふうに考えております。今さら駐在所の設置、復活は無理と、こう言われるのであれば、せめて今あります日野警部交番連絡所でも、そこにあればと、こういうふうに思います。そこで駐在所の、または連絡所の敷地面積として、新たな駐車場用地に加えまして、一般的に駐在所ですと100坪程度の用地でございます。この用地を別途に買収願えればと、こういうふうに思うんですが、その点についてお伺いいたします。

次に、議第50号についてでございます。先ほど、上下水道課長がおわびを申されたのですが、担当課長、上下水道課長のみには責任を負わずというのは、これはおかしいのかなと、こういうふうに思います。平尾副町長も池内総務政策主監も、西河総務課長も、3人とも財政経験者であります。私の財政係長経験は、わずか2年間ではありますが、平尾副町長も池内総務政策主監も、西河総務課長も、私の何倍もの長き期間、長きにわたって財政係長を経験されていますのに、なぜこのようなことが起こってしまったのでしょうか。また、3人とも稟議書に押印をされているはずと、こういうふうに思います。チェックがどうなっていたのか、合議体制がどうなっていたのか、お伺いいたします。再問いたします。明解な答弁をお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** ただいま蒲生議員さんから、西大路公民館の工事についての再質問をいただきました。

確かに、西側の駐車場用地を確保しないうちには、なかなか工事の方をしにくいというご指摘のとおりでございます。これから地権者の方へも交渉しつつ、その土地をお借りするというような形で話を持っていきたいと思っております。

西大路公民館の改修工事につきましては、11月の文化祭が終わってからの時期に着工して、年度末近くで竣工という予定をしておりますので、実際駐車場用地になっております土地も、今現在田んぼの方、稲の方が植わっておりますので、その稲の刈り取りが終わってから、もしお借りすることになれば、それまでには地権者の方と用地買収の話も進めつつ、並行して土地を貸していただけるようお願いをしていきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 議第50号の、公共下水道にかかわります地方債の借入額の限度額を超えたミスでございます。全くの町全体としてのチェック機能ができていなかったということで、深くお詫びするところでございます。起債借入れにつきましては、特別会計につきましては、担当課で行っていただいております。一般会計の方は、総務課の財政担当で一括して行っておりますが、蒲生議員がおっしゃったように、全て公共下水道借入れにつきましても、財政当局を回議いたしまして、借入額に応じまして、それぞれ上席の方に回議が回りますので、全くその点、限度額というチェックが抜けておったということで、申しわけなく思っております。

以前は、限度額につきましては、県に協議する場合に添付書類に議決証明をつけておったんですけれども、最近では議決証明が不要となっていることもございまして、ちょっとその辺が抜けていたのかなというふうな反省もしているところでございます。

今後につきましては、先ほど上下水道課長が申しましたように、借入れの協議時、そしてまた借入れ時期にも、限度額がいくらで、今現在いくら借入れているかというようなチェック表をつけまして、回議書を回らせていただいて、原課で、そしてまた財政当局でもチェックの目が確実に入るように、十分改善をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議第48号の一般会計補正予算の西大路公民館の用地買収にかかわりまして、駐在所の連絡所の用地を町で準備できないかという議員の質問でございました。町で考えていますのは、県の施設につきましては、県が施設を準備するのが当然でございますので、町としては、現在のところ、県の警察施設の用地については、町で準備することは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、再々問を行います。

今、総務課長は、県の施設は県がやると、用地買収をせずと、こういう言い方でございますが、駐在所は全て、今までは町が用地は提供いたしております。私も、駐在所の用地買収に行きました。ここにおられる藤澤 隆君と一緒に、南比都佐の駐在所の用地買収に寄せていただきました。全て、県の施設のこういうものは町が用地を購入し、そして施設は県が建てる、こういうルールになっております。今の答弁は全くおかしい、こういうふうに思います。再度、その点をお伺いしたいと思います。

次でございますが、議第50号についてでございます。今回、固定資産税の課税対象家屋の評価漏れ、そして今のこの予算の限度額を超えての地方債の借入れ、そして山本地区の農道整備工事、本来今回上がるべき工事の議案が、入札の延期によって延びておると、こういうところでございます。これら、藤澤町政のたがが緩み

過ぎではないでしょうか。先ほど山田議員が申されましたが、これらのことは、行政の信用低下といっても過言ではありません。町長はこのことをどう思っておられるのか、お伺いいたしたいと思います。これは長期間となった藤澤町政が生み出した職員組合とのなれ合い、マンネリ化から来る職務に対する緊張感の欠乏の失態ではないでしょうか。長期間の藤澤町政に対するうみを出し切る必要が出てきたのかと思います。いかがでしょうか、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 失礼いたしました。先ほどの答弁で、警察の用地は県が準備するものだと申しましたが、私もルールの、警部交番の用地は町が準備して、そして貸し付けるというルールは承知しております。その点につきましては、訂正させていただきます。

申し上げたかったのは、県が施設を建てるということであるならば考えることはできるんですけども、現状では、県が施設を建てるという意思が今のところないのに、町が先に用地を準備することはないということをお知らせしたかったところがございます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** ただいま蒲生議員から、入札の執行が延期された、さらには、この間、税務課の評価漏れ、さらには下水道の起債の限度額が超えておったと、こういうことについてチェックができなかったということについては、大変申しわけなく思っておるところでございます。

ご指摘のように、それぞれの職員がしっかりと自分の業務分担について責任を持つ。さらには、それぞれの部署だけでなく、総合牽制すべき課においても、そういうところに目配せをするということは、当然大切なことでございます。私も、常々そういう連携をしっかりとやるようにと、こういうふうに指示をいたしておるところでございますけれども、今回そういう税務課、上下水道課、さらには農林課という形でミスが出たことについては、大変申しわけなく思っておりまして、改めて気を引き締めて執務にあたるよう、私も含めて取り組んでまいりたいと思っております。大変申しわけございません。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** もう質問することはできませんので、今の点は十分、町長、よろしくお願ひしたいなど、こういうふうに思います。

また、一番最初、西大路公民館に関連しての駐在所の件でございますが、県が建てるという意思があれば、その分は購入すると、こういうふうに明言をされましたので、そのことはきちっと覚えておいていただきたいと思っております。

また、なかなか駐在所というのは難しい可能性がありますが、連絡所という形の

購入という形でお願いしたいんですが、最低限、東側の玄関ポーチの横にでも、連絡所が設置いただければなど、こういうふうにと考えるとございまして、その点、よろしくお願いいたしておきたいと、かように思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はございませんか。

9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** それでは私からは、2点について質疑を行わせていただきます。

まずはじめに、報第3号、専決処分報告についてであります。これは全協で説明を受けましたように、町立保育所あおぞら園の遊戯室において設置していた扇風機により、園児が損傷を負ったというようなこととありますが、私、あおぞら園のこの遊戯室の実情を知りませんが、どういうところに扇風機が置いてあって、そして、そのときに保育士さんが対応ができなかったのか。いわゆる、扇風機のところに近づいて行って、しかもこの扇風機にかぶせてあった網を外して、指を入れたというふうに聞きました。この辺の対策を、どうしてできなかったのかをまずお伺いしたいと思います。

それと、今後の対策として、これは聞いたかもしれませんが、全町保育所への徹底をどうされたのかをお伺いしたいと思います。

次に、議第49号、工事請負契約について、日野町立日野小学校給食室棟新築工事（建築工事）であります。齋藤議員、蒲生議員も質問をされておりますが、今回は日野小学校の新築ということでございます。これは現在の当然児童の数を、規模を想定しての新築だとももちろん思いますが、将来、この小学校の規模がどのようになっていくのか想定されているのかをお伺いしたいと思います。

ちなみに、我々、私の南比都佐については、先細りするといいますか、現状維持かあるいは減少に転ずるような児童の数でございしますので、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

また、これでこの日野小学校によりまして、桜谷、必佐、そしてこの日野小学校の3つの小学校の給食室の整備が完了するわけでありまして。いつものこととありますが、最後に残る西大路、あるいは南比都佐小学校のこの給食室の改築予定を、いつごろと予定されているのかを伺いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 9番、富田 幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** 報第3号について、質疑をいただきました。

そのときの状況ということでございますが、遊戯室というのは、1つ広い部屋でございまして、そこにおきまして、当日、5歳児クラスの子どもたち約20人程度がマットや平均台で遊んでおりました。7月という暑い時期でございますので、遊びが終わり次第、随時シャワーで汗を流すというふうな形で園児が移動しておりました。

当日、2人の保育士がそこにはいたんですけども、そのうちの15名程度の子どもさんがシャワーの方に行きましたので、そちらの方に1人の保育士がついていきました。残り5名程度がそこに残っていたわけですけども、中で平均台で怖いということで泣くお子さんがいられて、そこについていた保育士が、そちらに注意を向けている間に、それが約5分から10分程度あったと思われるんですけども、その間に、当日置いてあった扇風機に、そこそこしっかりと網がかかっていたわけですけども、その5分から10分の間、子どもさんがその扇風機の裏から、大分こうじっくりと手間をかけて外されたというのか、そのような状況に至ったわけでございます。

通常私ども、その後、見せてもらったんですけども、見たところでは、しっかりと網はかけられておりましたので、なぜそのようなになったのかなということでございます。

しかし、このようなことは、もう二度とあってはならないことでございますので、速やかに、扇風機の方はその現場から撤去するとともに、各町内の保育園、幼稚園に対しましても、すぐに連絡をとりまして、ここのほかに1カ所扇風機があったわけでございますが、すぐに撤去をして、翌月にはその全てのところに壁掛けの、高いところの扇風機につけかえることによって、エアコンはかかっていますが、空気の循環がないと暑いということで、速やかに対応をとらせていただいたところでございます。

二度とこのようなことがないように、これ以外のことについても、常に注意をしていきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（高橋正一君）** 富田議員さんから、議第49号の工事請負契約、日野小学校の給食室棟について質疑をいただきました。

まず、食数等の規模についてでございます。現在、食数は、日野小学校と日野幼稚園の分を給食調理しておりまして、約750食程度をつくっているというところでございます。

今後の見込みということでございますが、現在の出生数等での推計をしますと、若干減っていくという見込みではございますけれども、今の給食棟の建築にあたりましては、この現状の食数が余裕をもってできるというところで設計をしているところでございます。

それから、給食室棟の改修が、桜谷、それから必佐、それから今年日野ということで改修されるが、その後の南比都佐小学校と西大路小学校の改築の計画は、どうかというところでございます。南比都佐小学校については平成元年に整備をしておりますし、西大路小学校については平成2年に整備をした施設というところでございます。今回日野小学校につきましては、昭和62年に建築した施設ということで、

あと南比都佐と西大路につきましては、その後に建築しているという分もござい  
ます。また、つくらせていただいている食数とか、そういうことによって老朽化度合  
いも変わってまいりますので、そういうことを勘案しながら、今後の整備について、  
これから検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 今の子ども支援課の課長、児童の対応をしていた人が、5分、  
10分という、結構時間があるように思うので、これは要望ですけれども、今後そ  
うした保育士さんへの指導も、十分行っていただきたいというふうに思います。

それから、今のこの給食室でございますが、日野小学校が62年ですので、この年  
数からいいますと、南比は2年ほど後ぐらいになると思うんですが、その程度の改  
修時期と考えていいのか、それだけお伺いいたしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（高橋正一君）** 再質疑をいただきました。

南比都佐小学校の給食室、それから西大路小学校の給食室ということで、改築の  
時期ということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、食数で  
すとか、その機械を、製造の量によって、調理する量によって何回転動かすとか、  
いろんなそういう条件があると思いますので、その老朽化度合いというのも、それ  
ぞれあると思います。安全・安心な給食がつけられる設備ということを保っていくと  
いうことを前提に、今後検討してまいりたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 特にこの給食室に関しましては、確かに先ほど申し上げました  
ように、我々、ついに南比都佐は西大路小学校の児童数にも劣りましたので、今年  
の場合は、確かに減っていく傾向にございますけれども、十分その辺を検討してい  
ただきまして、今後の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 議長からお願いいたします。午後の日程もござい  
ますので、先  
ほど来、質疑等が出ておりました競合する点で理解を得られているもの以外に、質  
疑について、できるだけお願いをしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ  
いたしたいと思っております。

それでは、質疑はございませんか。

10番、高橋 涉君。

**10番（高橋 涉君）** 10番、高橋でございます。今、議長から、重複するような質問  
はとりやめるようにと、このような内容であったのではないかなと。

**議長（杉浦和人君）** 角度を変えて質問をするようにして下さい。

**10番（高橋 涉君）** そういった意味で、議第47号、公の施設の区域外設置に関する  
協議、これはもう先ほど来、多くの方が質問されておりますので、私の方から、ち

よっと少しそれに対して、補足的な要素の質問をさせていただきたいというふうに思います。

この施設ですが、これにつきましては、自然とのふれ合い、非常に大事なことというふうに思います。子どもの育成にとって大事な施設が近場にできるということは、大変喜ばしいことだというふうに、こういうふうに個人的には思っておる次第でございます。

そういった中でございますが、1つには、地元北脇区へ説明が行われたということでございますが、少し聞いてみました。

2つ考え方があるだろうと。

1つには、工期の期間とそれから設置された後の運営の期間。これをあわせますと、工事の期間も非常に長いなど。要望したことが、本当に実現できるのかどうかという形のチェック機能を、していかなきゃいけないなどということでございます。そういった意味の中で、町との連動、ひとつはっきりしかりとしてほしいと、このようなことでございますので、これからのフットワークとの連動、どうしていくのかということ、この辺をひとつお聞きしたいなど、こういうふうに思っております。

それから2つ目には、先ほど出ております307号線の勾配のきついところに入出口ができるということで、警察当局、非常に懸念をしておると、このように聞いております。対策が非常に必要だなというふうに思っております。

そういった中において、特に運営の中で、冬場の運営とかでその辺のところはどうするのかというところもあわせて、詰めておいていただきたいなというふうに思っており、出入口において、ふだん的な運営と、それから降雪時の運営、これのところをしっかりと詰めておいていただきたいなというふうに思っております。ただし、あんまり大げさにしますと、驚くような形の対策をしますと反対に危険になりますので、自然な形の部分が大事かなというふうに思っております。

それから3つ目ですが、244条の3、目的と効果という形のものが記載されておる、こういうふうに思います。これにつきましては、当該地方公共団体の区域外にわたって公の施設を設置することが、当該地方公共団体にとって、またその設置されようとする区域の地方公共団体にとっても、ともに利益になるような特別の場合には、関係地方公共団体との協議によって公の施設を設けることができると、このような文があるわけです。したがって、東近江市の施設が区域外の日野町にできる場合においては、相互に利益があるときに認めると、このような条文があるんですが、これについて、どういう考え方をお持ちなのかお聞きしたいと、こういうふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 10番、高橋 渉君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民

課参事。

**住民課参事（山田敏之君）** ただいま、議第47号、公の施設の区域外設置につきまして、高橋議員の方から質疑をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、地元の関係でございます。工事の期間もさることながら、その後もどういうふうになるのかというようなことでございますけれども、地元説明会は、先ほども申し上げましたように、今年1月にも行われましたし、また5月11日にも説明をさせていただきます、一応の了承をいただいております。

いずれにいたしましても、下流域へこれまで流れていた水量を流さないということ。あるいは、調整池をつくりますけれども、調整池をつくりました際の浚渫物が堆積した際の堆積物の浚渫への対応、そういったものにつきましては、今後実施設計が完了した時点で、北脇区と東近江市の間に一定の覚書を結びながら、今後も協議を重ねていきたいということございまして、東近江市の協議の場には、私ども町の方も同行させていただいております、今後も東近江市と、そして地元北脇との協議の場には、私どもも誠意をもって対応させていただきたいと、このように考えているところでございます。

また、先ほどからもご質問いただいております、降雪時の交通安全対策でございます。坂道でありますことから、非常にその部分について懸念をされているところでございます。事業の実施主体そのものは東近江市でございますので、私どもといたしましては、その辺につきましては十分に考えていただくようにということで、東近江市の方に要請をしているところでございます。特に、雪道での積雪時での交通、そして見通しが悪いと、そういったことが、特にその中でも課題に出ておまして、土木管理をしております土木事務所、また公安委員会との協議の中でも、その辺につきまして1つ1つ協議を重ねながら、その対応にあたっていきたいと、このようなお話でございました。

また、地方自治法にかかりますところの整備の中で、日野町に、この里山整備でどのような利益があるのかというようなことであろうというふうに思います。日野町の区域に自然環境施設が整備されるということは、近くで利用しやすく、遊歩道も整備いただきますことから、森林散策というようなことから、また健康増進にも生かせるというふうに考えております。

また、整備費用や運営にともなう日野町の負担はございません中で、この日野町の区域内での里山を保全し、自然保護にもつながるということでございますので、本当にありがたいことではないかなというふうに思っておりますし、また、子どもたちをはじめ、町民の皆さん方が、環境学習の場として、入場料も無料の中で誰もが身近に利用できるということは、ありがたいことではないかなと、このように考えている次第でございます。

工期の期間が長くなるということにつきましては、東近江市の方で国の予算を受  
けられて工事を実施されますということでございますので、その辺につきましては、  
地元説明会を順次行いながら、その辺の状況につきましても説明をさせていただき、  
ご理解いただきたいというようなことでもございましたので、よろしくお願ひします。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** 一番目の部分、北脇区さんの方と覚書を交わしていただくとい  
うことでよろしいんですが、1つに、先ほども出ていましたように、獣害なんです  
よね。あそこ、シカ、イノシシ等々、かなり多い地域、区域なんですよ。そうい  
ったことを、どういう形で改善されていくのかということです。北脇区さんは、ご  
存じのように、山沿い、ずっと電柵されていますよね。よく国道にも、シカがはね  
られて死んでいるというような状況も見られます。それとあとイノシシも出没する  
場所になっております。そういったところの部分も、これは回答は結構ですので、  
その辺のところも地元さんとの連動、ひとつよろしくやっていただきたいなど、こ  
ういうふうに思っております。

それから、坂道の問題なんです、恐らく東近江市からの入場が多いんですよ。  
多分多いと思います。そうすると、坂道を右折しますよね。そうすると、白線だけ  
ですと、先ほど言いました、右折だまりが積雪時に消えますよね。こういったとこ  
ろに対して、こういった形の対策をするのかということ、この辺もあわせてお願ひ  
したいというのが1つ。それも回答は結構ですが、それをひとつお願ひしたいとい  
うふうに思います。

それから1つに、この目的と効果ということです。非常に、僕は里山の整備につ  
いては、あの辺きれいになるから、そういった意味でいいんじゃないかなというふ  
うに思っております。それから、日野町における小・中学校の利用、これの促進に  
もつながるんじゃないかなというふうに思っておりますので、反対に言うならば、  
日野町として十分活用するという形の計画が必要じゃないかなというふうに思いま  
すので、教育委員会の方、そういった形のものに気をつけて、注意していただきた  
いなというふうに思います。回答結構ですので、これをお願ひして終わりたいと思  
います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ありませんか。

11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 議長より、先ほど高橋議員が言われましたように、重複する場  
合は控えよということでございますけれども、私も一農業者として、農業委員のこ  
とは言わざるを得ない部分でございますので、どうかお許しをいただきまして、議  
第30号から議第44号、農業委員の任命についてお尋ねしたいと思います。

今期の農業委員が、この7月19日で任期満了により、新農業委員の選出でござい

ますけれども、先ほど、中西議員から言われますとおり、公選から任命制に改正されたものであります。農業委員の総数が25名から15名に減少したところであり、町内全域から偏りなく推薦枠を設けられ、自主的な応募もあり、候補者数が定数を超えたところでもあります。

この場合、全国では、いろんなどころがありまして、推薦者や本人からの意見を聞くとか、あるいは現の農業委員の意見を聞くとか、また、農業者の選挙をさせているところもあるそうでございます。

今回、審査委員会ということでしたわけでありましてけれども、この審査委員会をきちっと決められておられるのか。今回は前期の会長と副会長がされたということで聞いております。何か知らんけど決まったんやというようなことで言われたので、きちっとこれは誰々にするとか、そういう選考委員会というのを、きちっと決めておかれた方がええかなと思うんですけど、どういうようにこれを思っておられるのかということをお聞きしたいなと思います。

それと先ほど、私はもともとその中で、認定農業者は、こういう地域においては、過半数よりも1人ぐらい少ない方がよいかないという自論ですのやけども、国の法律で過半数ということでもあります。しかしながら、これは何かないのかなという思いで探しておりましたところ、先ほど、認定農業者が67名ということで、そういうことを見てみますと、この委員の任命の8条第5項に、任命にあたっては、認定農業者が過半を占めるようにしなければならない。ただし、この区域内における認定農業者について、農業委員の定数の8倍未満の認定農業者しかいない場合はこの限りでないというふうに、私はとったわけであります。私は、1人ぐらい少ない方がうまいこといくのかなという思いであるんですけども、そこら辺をもう一度、募集というか選考されたときには、そういうように書かれてはおるんですけども、やはり過半数でないとかんということ、強く出てしまったんじゃないかなという思いでございますけれども、この8倍というと、相当な数でない認定農業者が過半数を占められないということでございますので、そうすると15人やと、8倍というと120人、こんな認定農業者、この町にはいませんので、むしろ、この項を優先して選考された方がええのかなという思いでございますので、そこら辺のことについても、ご質問したいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 11番、東 正幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 東議員より、議第30号から議第44号の日野町農業委員会委員の任命についてご質問いただきました。

まず1点目の、16名を15名にするにあたりましての審査の関係でございます。これにつきましては、農業委員の候補者審査委員会という規定を、町の方で事前につ

くりまして、町長の指名をする審査員をもって審査するというので、決定をしております。それに基づきまして、審査委員会を開かせていただいたというところがございます。

審査委員は、5名以内ということで決定をしております。ただ、総務政策主監をはじめ、内部の職員ではございますけれども、その中の規定の中で、審査にあたりまして、関係人の出席を求めることはできるということも定めておりますので、その委員会の中で、やはり前期の農業委員会の経験者ということで、関係人さんお二人を選んで意見を聞こうというふうに決定いたしまして、審査をしたというところがございます。そういった結果で、15名を絞らせていただいたというところがございます。

もう1点、ご質問いただきました、認定農業者が過半という規定がございます。これは農業委員会等に関する法律8条の方で規定がございまして、ただ、おっしゃるとおり、日野町の場合は認定農業者が少ないですので、定数の8倍以下ということでございますので、過半数を超えなくてもいいという農業委員会等に関する法律の施行規則の方で定められております。ただ、超えなくていい場合の方というのは、元農業委員さんとか認定農業者の家族の方とか、そういった方を入れれば、過半数を超えなくてもいいというような規定になっておりまして、今回は募集にあたりまして、事前に農業組合長会議なんかで説明させていただいたところございまして、ひょっとして、認定農家の方が過半数を超えることがないのではないかというようなこともございましたので、そういった農業委員会の規定に基づいて、認定農家でなくても、国の経営安定対策の交付金を受けておられる組織の役員さんとか、そういった方も立候補というか応募、または推薦いただけるというような説明をさせていただいたところがございますけれども、結果としては、認定農家の方が8名、それから法人の理事さんが2名ということで、過半数を超えたというような結果となったところがございます。ご理解お願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 私といたしましては、やはり認定農業者、過半という法があるんですけども、あえて全体的に農業を盛り上げていくという観点からは、67名ですので、120名以上あれば、それはそれでいいと思いますけれども、この条文を、やはり今後も少しは生かしていただきたいなという、こういう思いでございます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、もう全て割愛しまして、1点だけお伺いします。

議第49号の、工事請負契約、日野小学校の給食室棟新築工事について、1つだけお伺いします。

今回この設置されるこの場所でありまして、もうご承知だと思いますけれども、あそこには遊具とか、それからタイヤでのアスレチックとか、そんなものがあります。その中で、今、生徒たちも使っておられまして、特に学童保育の関係の生徒たちも使っておられます。この間、いろいろ出ている話の中では、あそこは、できたらああいう場がほしいな、残してもらいたいな、子どもたちが、生徒たちが喜ぶのでという、そういった声も聞いているわけです。

今回のこの契約の中で、この遊具なんかの撤去がされるということになります。できれば、どこかにそういった確保がされないものかどうか、ぜひその点について、1つだけ伺いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。教育次長。

**教育次長（高橋正一君）** 議第49号の日野小学校の給食室棟の工事について、ご質問いただきました。

ただいまおっしゃっていただきました計画をしている場所については、木製のアスレチック遊具、それから鉄製のブランコ等の遊具がいくつかあります。その中で、木製のアスレチック遊具については、まだ新しい現状もございますので、今、建築をさせてもらう場所以外のところに移設をするということで、計画をしているところでございます。

その他のブランコ等の遊具については、基本、移設ということでもございますけれども、実際に掘ってみて、本当にそれが移設に耐えられるのかどうかということも含めて、それはちょっと研究していきたいなと思っておりますけれども、新しくつくる給食室棟と学童保育所の間のところに、移設をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、また今日質疑された内容も含めまして、各予算委員会でもありますので、またいろいろお話をさせていただきたいと、このように思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第5 議第30号から議第44号まで、日野町農業委員会委員の任命についてほ

か14件については、人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第30号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第30号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第31号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第31号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第32号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第32号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第33号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第33号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第34号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第34号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第35号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第35号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第36号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第36号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第37号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第37号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第38号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第38号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第39号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第39号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第40号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第40号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第41号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第41号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第42号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第42号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第43号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第43号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第44号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第44号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

おつかれさまでございました。

日程第6 議第45号から議第50号まで、工事請負契約について（町道大窪内池線側溝改修工事第4工区ほか5件）については、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

委員会付託については、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会および産業建設常任委員会、予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会および産業建設常任委員会、予算特別委員会に付託いたします。

日程第7 会議録署名議員の追加指名を行います。

開会日初日には会議録署名議員の指名を行い、6番、中西佳子君、8番、蒲生行正君を指名いたしました。一般質問において、私、杉浦が一般質問を行います。

とから、この間、議長を副議長の蒲生行正君に交代するため、地方自治法第123条第2項の規定により、会議録署名議員の数が欠けることから、新たに会議録署名議員として、13番、對中芳喜君を指名いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。開会は2時からといたします。

－休憩 12時42分－

－再開 14時00分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

日程第8 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付の一般質問通告表により、順次発言を許可いたします。

4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** それでは、通告に基づきまして、これより質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、国民保護計画についてということで、お尋ねします。

北朝鮮が弾道ミサイルの発射実験を、特に昨年あたりから頻繁に繰り返しています。といっても、ここで、別に北朝鮮情勢の話をするというわけではなくて、あくまで日野町の話なんです。この繰り返される発射実験の中で、今年4月は、日本国内の様子が少し違ったように感じました。それは、4月21日に、政府が都道府県の危機管理担当者を対象に、弾道ミサイルがもし落下した際の対応について、臨時の説明会を開くということがあったり、あるいは、同じ4月29日のミサイル発射のニュース速報で、一部の公共交通機関が運転を見合わせる。東京メトロに至っては、全線見合わせということがありましたが、そういうふうには弾道ミサイルの日本国内の落下が、いかにも本当にありそうな、何やら現実味を帯びたような伝え方がされることが続いたということです。

そのときに思い出したのが、確か国民保護計画というものがあったなということです。全国のほぼ全ての自治体、都道府県は全部、そして市町村では、全部じゃないけど99.8パーセントの市町村が、この国民保護計画を策定して、弾道ミサイルが、ほか国民が、武力攻撃を受ける事態になった場合の自治体の対応ということを計画で示しています。日野町でも、日野町国民保護計画というものが策定されています。

しかし、この肝心の町民住民は、その計画の存在さえ、多分ほとんど知らないのが現実ではないでしょうか。実際に日野町のホームページでサイト内を検索しても、国民保護計画というのは見当たりません。ただ、これは日野町だけじゃなしに、計画があっても、ホームページ上には公開していないという自治体は、ほかにもあるようでして、この全体的に控えめな公開の、本当の理由は実はよく分からないんですけども、いくつか想像できることは、例えば、この国民保護計画の根拠である武

力攻撃事態等における国民の保護に関する法律、いわゆる根拠法の国民保護法ですが、その成立時にはいろいろな議論があったようでして、中には、この法律があたかも有事法制のようなイメージで捉えて、抵抗感を持つ人がいた。今でも恐らくいらっしゃると思います。ということもあるでしょうし、あるいは国民保護計画の運用の仕方によっては、住民の思想信条の自由など、人権を侵すおそれがあるというような意見もあったようです。また、もっと現実的な問題で、本当に武力攻撃があるときに、果たしてこの計画は効果があるのかという、基本的な疑問があるということ。こういったことで、非常になかなか扱いが悩ましい計画であることは間違いない。だから、積極的に公開していない自治体が多いのかなど、これは勝手に私が推測しています。

しかし、住民のためにつくった計画を住民に知らせない、住民が知らないというのも本当におかしな話でして、そういった中で、果たして日野町ではこの計画の扱い方を、どのように考えていただいているのか確認させていただく意味で、5点の質問をさせていただきたいと思うんです。

1点目ですが、まず総論として、この日野町国民保護計画の町民への周知について、ご当局ではどのように考えていただいているのかという、一番基本的な話です。

2点目ですが、日野町では、平成18年6月に、日野町国民保護協議会条例が定められていますが、この協議会は、どの程度の頻度で開催されているのでしょうか。また、直近の開催は、いつであったのか教えて下さい。

それから3点目ですが、日野町国民保護計画を読ませていただきますと、その中に、防災訓練におけるシナリオ作成と、相互に応用可能なものについては、既存のノウハウを活用すると書いている部分があります。実際、防災訓練、自然災害のための防災訓練ですけれども、その中で、武力攻撃に対する避難訓練というような、そこにも応用するというような位置づけをすることがあるのか、あるいは、意識を持つことがあるのか伺いたいと思います。

そして4点目ですが、それとは全く逆の話にはなってしまうんですが、国民保護計画に基づく対応は、自然災害の地域防災計画の安易な転用は好ましくないという意見もあるようです。つまりは、自然災害と武力攻撃を同じように扱うべきではないという、そういう根本的な考えだと思うんですが、このことについて、日野町ではどのように考えていただいているのか、お考えを伺いたいと思います。

そして、最後5点目は、やや各論になるんですが、仮に弾道ミサイルが日野町域に飛来する可能性があつて、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートで、情報伝達がある場合に、町民への周知はどうなるのか教えて下さい。もう少し具体的に伺うと、政府の国民保護ポータルサイトでは、Jアラートが使用されると、防災行政無線が起動して、サイレン音で警報が流れるというふうに書いてありますし、「広

報ひの」でも、そのような紹介、お知らせをされているかと思うんです。果たしてそれは事前の訓練とか予備知識がなくても、住民がそのことを理解できて、適切な対応がとれるものなのか、その辺を教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 4番、山田人志君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 国民保護計画についてご質問をいただきました。

国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に従い作成をいたしましたものでございます。これの計画につきましては、担当課である総務課において保管をしておりますので、窓口でご覧いただけることとなっております。

続きまして、国民保護協議会の開催についてでございますが、国の国民保護基本指針や県の国民保護計画の修正を踏まえ、町の国民保護計画を修正することとしておりまして、計画の修正内容をご審議いただく際に、会議を開催することとしております。直近の開催につきましては、平成28年3月23日に開催しております。

次に、防災訓練の中での国民保護計画に基づく訓練を兼ねる位置づけをすることがあるのかということでございますが、町の防災訓練は地震災害等を想定したシナリオで実施しておりますが、相互に応用可能なものは、活用することもございます。

続きまして、地域防災計画に基づく対応の転用についてですが、国民保護計画が想定する事態は、武力攻撃事態と緊急処理事態でございます。対応の際は、国民保護措置に関する基本方針を遵守してまいりたいと考えております。

次に、弾道ミサイルが日野町域に飛来する可能性があり、Jアラートで情報伝達がある場合の、町民の皆さんへの周知の方法でございますが、国からJアラートにより情報伝達があった場合は、町では受信した情報を防災行政無線の屋外拡声器で放送するほか、緊急速報メールや「日野めーる」で情報を伝達する仕組みを構築しております。

また、「日野めーる」の内容は、町のホームページほか、ツイッターとフェイスブックにも自動連携をしておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 再質問ですが、メディアが伝えるところによりますと、特に今月に入ってから、山口県阿武町をはじめ全国のいくつかの自治体で、弾道ミサイルの飛来を想定した避難訓練を行っているというようなことが報道されています。

日野町で、実際に避難訓練までするかどうかということは別にしても、実際保護計画があるのであるなら、その避難訓練の議論なり検討はしておいてもいいのかなというふうに思います。

ところが、今ご答弁をいただいたような感じでして、日野町の場合は、特に1点目では、役場の総務課の窓口でご覧いただけるというご答弁をいただきましたが、

町民がその存在さえ知らなかったら、多分誰も見に来ることはないと思いますので、結局、誰も知らない、知らせないという状況ですし、2点目の協議会につきましても、ほかの自治体でよく見るケースは、防災会議と一緒に修正案のときはやっているというパターンが多いので、そんなものなのかなと思っています。いかにも計画があつて、その状態というのは中途半端な感じがしまして、全く逆の考え方で、武力攻撃を前提にした計画というのは、そもそも外交努力による平和的解決を否定しているじゃないかという考え方もあるようでして、仮に日野町政がその理念ということを重視するなら、そもそも保護計画をつくらないと、日野町はつくらないというそういう宣言をする選択肢もあったのかもしれないと思うんです。今は現実にあるわけですから、あつても使わないということを宣言するということもあり得るんじゃないかと思うんですが、その辺の根っこの理念という部分での町長の考え方を、ぜひ伺いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 町の国民保護計画の作成につきましては、法律で定められたものでございますので、当時、当然作成をいたしたということでございまして、いろんな自治体の状況も踏まえて、参考にしながらつくっておりますので、余り差異はないのかもしれないと、このように思っておりますし、計画の変更の必要性があつた場合には、まさにおっしゃるように防災会議の後に、この会議を開いてやったというのが、平成28年度の状況でございます。

いろいろ受けとめはあろうかというふうに思いますけれども、法律で定められた計画でございますので、これはこれで粛々と対応するということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 恐らく、この議論を深堀しようと思つても、多分進まないように思いますので、再々質問はしません。意図は感じていただいているかと思つたので。

ただ、北朝鮮の弾道ミサイルの開発というように、本当に世間が、世の中が話題にしていることで、それに関連する計画が現にあるのに、そのことを町民が知らないと、知ること、知るすべもないという状態は、いかにも中途半端やなと思っています。したがって、知らせるか知らせても使わないと宣言するか、そこら辺、はっきりしておかれた方がいいんじゃないかなと思いますので、その辺はちょっとお願ひしながら、1問目の質問は終わらせていただきたいというふうに思います。

2問目に移りますが、2問目は、文化的資源の活用についてということで、お尋ねします。

日野町内では、住民の自発的な活動等によって、町内の文化的資源の保存、あるいは活用を進めるという機運が高まっているように感じます。また、伝統行事など

無形の資源の継承に対しても、同時並行的にさまざまないろんな検討が今始まっていて、これまでになく町内の文化的資源に対する関心が、高まっているのではないかなと感じているところです。文化的資源というてしまうと、音楽、美術とか、ひょっとしたらアニメなんかも含めて、現在進行形の広い範囲を指してしまうのかもしれないかもしれませんが、ここで言う、日野町で言う文化的資源ということ言えば、歴史に裏打ちされた有形、無形の資産ということで、多分それで通じるかと思しますので、その前提で質問させていただきたいということです。

さらに、文化的資源を活用とするならば、その前段階で、保存や保全を重視する場合、あるいは保存や保全を考えながらも活用に重点を置くといった場合、いろいろなケースがあるかと思いますが、その整理をしていくことが不可欠かなというふうに思っています。その点はきちんと整理をしておかないと、先日、地方創生大臣が滋賀県内に来られて講演をされましたが、そのときのような発言、失言と言ってもいいのかもしれませんが、のような発想が生まれてしまうのかもしれないというふうに思っています。

そしてさらに文化的資源を活用とする場合は、その活用の目的とか、その発信をする場合の拠点とか、そこからの展開とかというビジョンを描いていくことが肝要でありまして、もっと言えば、その拠点整備、その他にかかる財源調達まで考えてくる必要が出てくるかというふうに思います。

そうなってくると、文化的資源の活用は、住民の自発的な活動だけでは、なかなか太刀打ちできるものではなくて、行政の施策として取り組んでいただくことが大変重要だと考えますので、行政ご当局の考え方を、一問一答方式で質問させていただくということでもあります。

ただし、文化的資源の活用が必要、あるいはそのための拠点が必要ということ的前提に、一問一答でお尋ねしていきますので、どこかの時点で、ご当局の考え方が、活用は必要ないよと、拠点も必要ないよということであるなら、その私の質問はそこで終わってしまいますので、あらかじめご了解いただきたいと思います。

まず、入り口のお尋ねとして、生涯学習課に伺うんですが、文化的資源の保存、保全ということに関する町の基本的な考え方、方針というものもあれば、ご担当の生涯学習課に伺いたいと思いますので、お願いします。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** ただいま山田議員さんより、文化的な資源の活用に関しまして、文化的な資源に係る保存、保全と活用の整理の仕方、両立の可能性と方法についてご質問いただきました。

文化財保護法第1条には、文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資すると規定されています。文化財の保存とは、日常的に適切な管理

を行い、価値を損なうことなく次世代に継承していくことです。また、文化財の活用とは、その価値や魅力を広く示し、それらを現代や次世代の人たちが享受できるようにすることです。

活用には大きく2つの方向があります。

1つは、鑑賞や学術的な利用などである公開による活用で、もう1つは、観光や産業の振興、まちづくり、教育など、地域振興等への活用です。価値を損なうことなく、文化財を次世代に継承する保存を前提としながら、鑑賞や体験など単なる公開による活用にとどまらず、地域や社会の核としての役割を果たす地域振興等への活用も含めた積極的な活用が求められています。

文化財の保存と活用については、文化財の属性によりその方法が異なりますので、それぞれにふさわしい方法が必要であると考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** とりあえず、入り口では保存の部分だけを伺いましたので、価値を含めてお答えいただきましたけど、切り分けて、最初の保存の部分だけで少し確認させていただきませんが、価値を損なうことなく次世代に継承していくと、多分それは基本的な保存の考え方ということになるのかなというふうに伺いましたが、もう少し具体的でいろんなケースを考えて、例えば、流出を防ぐということも、保存、保全の役割ではないのかなと思います。持ち運びできるようなもので、さらにそれが個人の所有のものであれば、流出の危険性というのがありますから、資産、資源の。それを防ぐということも、保存、保全ということで大事な機能かなと思うんですが、その辺、日野町では対応はどうなっているのか、現状なり考え方を伺いたいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 日野町にあります文化財の、流出の防ぎ方ということでございます。

日野町には、今現在、近江日野商人館、それから近江日野商人ふるさと館、それからまちかど感応館にあります旧正野薬店包装場の3館の文化財にかかわる施設がございます。そちらの方で保存するというのも、一番大きな方法でございます。

それとあと、地域の皆さん方につきましては、やはり地域にお住まいの方々が、日野町にある文化財の大切さというのを十分に認識していただいて、それを活用を含めて保存していくというふうに考えていただくのが、一番大事でないかと思えます。

皆さん方が、地域の宝として、文化財をいつまでも後世に長く伝えたいという気持ちを醸成することも大切だと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 流出の危険があるような、個人所有の持ち運びができるような資産、資源というのは、図書館でいうなら蔵書機能のようなものが、多分必要なのかなと。つまり、収集して整理して保存すると、そういう図書館でいう蔵書機能のような機能が必要かなと思います。

それに関して、今お答えいただいたのが、3館の中でそれを今やっているということですが、その3館の流出を止めるということも含めてのキャパシティーは、今十分にあるのでしょうか。余裕はあるのでしょうか。教えていただければと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 今の3つの施設があるということで、その収集能力のキャパシティーのことでございますが、正直申しまして、なかなかもう今満杯に近い状態ということで、収集の方も思っているほど進められていないというのが現状でございます。

例えば、民俗関係の民具等なども、本当はたくさんできる限り収集していかないといけないと思うんですが、同じものがあると、収蔵する場所がないということで、やむなく処分していただいているということがあったりということもあります。

それから特にふるさと館の方では、古文書の保管ということで、ふるさと館にあります土蔵2棟を改修しまして、古文書の適切な保存ということで進めておるんですけども、整備をした段階で、もう8割、9割埋まってしまっている状態でございますので、それから今2年目、3年目となりますので、その後、個人の方等から預かってほしいというようなご希望によりまして、受け入れを進めておるところでございますので、もうほとんど余裕がないという状況が現状でございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 分かりました。そういう現実の事情もあって、町民、住民の人の善意とか意識にお任せするという話になっていくのかなと思うんですが、現実的には、なかなか足りていないということなのかなと思います。

本来の文化的資源の活用というところで、ちょっとお聞きするんですが、先ほど、それもお答えいただきまして、学術的な利用、あるいは観光や産業の振興など、教育、地域振興への活用と、今、多分そんなお答えだったと思うんですが、これは課長の今のご答弁の中にも、価値を損なうことなくとありましたように、保存、保全と活用というのは、場合によっては相反する部分も出てくるかと思うんですね。

それでちょっと両立の可能性ということについて、具体的な部分でお尋ねをし直すんですが、例えば商人屋敷ということであれば、日野町の商人屋敷は、他の市である商人屋敷とは、ちょっと違う使い方をされているように思うんです。具体的に言いますと、東近江五個荘の金堂なんかは、近江商人屋敷として公開していますね。

日野町の場合はそうじゃなしに、別の形で活用しているというのか、ふるさと館もそうですし感応館もそうですし、商人館もそうですし。そのベースにある考え方というのを、生涯学習課に教えていただきたいのと、これは現に感応館なんかは、観光協会の拠点として活用されていますので、そういう意味では、商工観光課の考え方もお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 今、商人屋敷ということで、日野町内には、日野町は近江日野商人発祥地ということで、今現在も、日野商人の本宅というのはたくさん残っているわけなんですけれども、悲しいことに、そのほとんどが無住の建物になっているということで、その保存というのも、本来ですともう少し真剣に考えていかないといけないと思うんですけれども、ただ、東近江市の五個荘地区の取り組みとの差という感じなんですけれども、五個荘金堂地区の方は、比較的まとまった地域にそういう屋敷が集中しているということで、訪れる方が見学されるについても、非常に便利だというような立地でございます。日野町につきましては、ちょっと五個荘の金堂地区ほど集中しておらず、どっちかというと散在しているということでございますので、その離れている施設を巡っていただくという方法のためには、やはりそれぞれの建物、施設の個性といいますか特徴を打ち出していないと、同じところばかりであれば、同じようなところだから、行っても仕方ないというふうになると思いますので、そういう意味で、日野町、3つの施設、それぞれ特徴を打ち出した形で活用させていただいているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 商工観光課の方では、まちかど感応館という名前で、旧の正野薬店を、観光協会の事務所として活用させていただいています。日野町の観光の目玉といいますか、メインとなるのが、やはり昔からの町並みを生かした観光というふうになっていますので、その一番シンボリックな中心地にあるということで、建物を見ていただくのもあわせて、そこが観光の中心、出発点やというような考え方で、観光協会でも活用させていただいておる。そういうような形で活用させていただいています。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** もうちょっとその趣旨なり、お答えいただきたかったんですが、申し上げたのは、商人屋敷を商人屋敷じゃなしに別な形で使う。さらにそこにそのためには造作を少し加えると、もともとの建物の文化的資源の価値は損なわれる場合がありますよね。でも、要は、それ以上の価値を生み出せばいいわけですから、その部分は教えていただきたかったんですが、それ以上の価値を生み出すというのは、要は何の目的に使うか次第だと思うんです。そのどう目的に使うかというこ

とは、先ほど、日永課長のお話では、学術的な利用のほかには、教育など地域振興への活用、観光産業の振興、まちづくり、いろいろ言っていただきましたが、私はその中で、文化的資源の活用の一番大きな目的は、町の誇りを知ってもらう。もっと簡単に言えば、日野町っておもしろいなと感じてもらうために活用するのが、一番大きな目的じゃないかなと思っているんですが、それはさっき日永課長が答えていただいた地域振興の中に入っていますか、この考え方というのは。いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 今おっしゃられました関係で、文化財の保存活用ということで、特に活用の面でございますが、地域振興の大きな資源になるというふうに考えております。これからも、そういう意味では文化財を大いに活用して、地域振興でひとづくり、まちづくりの方に役立てていくというのがあるかと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 日野町はおもしろいなと感じてもらうための活用ということも、そうだというふうにお答えいただいたので、意を強くして次の質問に移るんですけども、これはすなわち住民の定住を促す施策につながっていくものだと思うんです、日野町をおもしろいと感じていただくことは。

そこで企画振興課にお尋ねするんですが、定住の促進を図る上での文化的資源の活用という点について、お考えをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 文化的な資産ということで申し上げますと、かなり幅が広うございます。地べたといいますか、日ごろから申し上げますと、日ごろの生活、地域の生活の中にもう既に文化がありまして、さらにその中で地域で守っているもの、そういうものが文化としてあるわけでございます。これは形としてあるものとなないものがございますけれども。

その中で、はっきり言いまして、子どものころからその物自体の価値を、どこまで大人が伝えてきているのかというのは、非常に大切だなと思っています。そのことが、イコール、その地域に対する誇りであったり愛着であったり、そういうものにつながっていくんだと考えております。

そのことが、イコール、外へ向けて自信を持ってそのことをPRできる、そういうのにつながっていく。それが、外から来た人が、あ、すばらしいなと。そこへすばらしいなと思ったところに、地域の人も同じように、そうやろうと、こうせえへんか、こんなんしいひんかと、これが地域の活性化につながっていくのだというふうに思っております。

そうしたところでいいますと、やはりそういうことをする、その資産自体をその

ような形で生かす、これがその、人をつくるということ、イコール地域づくりだということのように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 今のご答弁、なるほどと思いましたので、この今のご答弁は、後ほどの質問の展開で使わせていただきたいというふうに思います。

その前に、一方、先ほども出たんですが、文化的資源というのは、観光資源として活用される場合も少なくありませんね。冒頭で言った、地方創生大臣の発言も、話もそこが前提になっているかと思うんですが、ただ、最近ですが、ある知り合いのまちづくりをやっている関係者と話をした中では、その人のご意見というのは、日野町は観光振興を考えるのが、一番後回しでもいいん違うかと、そういうご意見やったんですよ。私は、それは半分は賛同できるんやけども、いや、半分はどうかのかなという部分があって聞いていたんですが、観光振興を目的とした文化的資源の活用ということで言えば、当のご担当の商工観光課では、どういうふうに考えていただいているでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 文化的資源を生かした観光振興ということで、町の方では、やっぱり今までから、先ほども言いましたように、町なかの観光ということにも、昔の町並みとか、それから日野祭、各地にある祭りとかをご紹介はさせていただいているということで、実際は観光の中でいきますと、外部の人に日野町のその観光資源を見ていただいた中で、町に経済的な効果ももたらしてもらうというのが、観光やというふうには思っているんですけども、先ほど、企画振興課長も言いましたように、人を見てもらうというのも、また大事なことやとは思っています。そういうようなことで、文化財とか文化的な資源につきましては、やはり日野町を紹介するというんですか、日野町の特色をあらわすという意味での観光資源として、活用させてもらっているのかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** よく分かりました。前段でおっしゃったように、一般的に観光振興というと、観光産業の振興の経済活動を指すわけでありまして、そういうふうに考えると、日野町の場合は、観光の産業基盤そのものが、まだ十分にあるとは言えないので、そういう意味では、後回しにせざるを得ないという形になるかと思うんです。

ただ、後段でおっしゃっていただいたように、観光という言葉の定義をもっと広くとって、それこそ日野町はおもしろいというふうに、よく知ってもらうという意味も含めての、広い意味での観光だということであれば、先ほどやりとりさせていただいた定住の促進と同じ話になってきますか。さらには、日野町内の人の定住の

促進だけじゃなしに、町外の人に見てもらったら、日野町はおもしろいということで、移住の促進にもつながってくる可能性もあって、そのように観光という言葉の捉え方次第、定義づけ次第だと思うんですが、そういう意味では、必ずしも観光は後回しというわけではないなという意見です。

ただ、経済活動よりもっと広くとってしまうと、観光振興の担当は商工観光課なのかどうか、それがちょっと分からなくはなりますが、ということがあります。

ところで、文化的資源には、有形の資産と無形の資産、有形の物とそれから無形の行事とかのことというものがあるんですが、この有形無形、物と事を区分した上で日野町の特徴というのを、生涯学習課はどのように捉えていただいているでしょうか。考えを教えてください。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 文化的な資源を、有形、無形に区別した場合でございますが、日野町の特徴をどう捉えるか、両者の活用についてご質問いただきました。

日野町は、ご存じのとおり、質量ともに誇るべきさまざまな有形、無形の文化財を保有しております。地域で大切に継承されてきました行事、祭り、あるいは郷土料理などの伝統文化があり、社会や人間関係を大切にしてきました日野商人の生活信条など、現代でも学ぶべき示唆と教訓に満ちた独自の文化もございます。有形、無形にかかわらず、さまざまな文化財を、歴史的、地域的な関連性に基づいて、地域特性に応じた多角的な視点から把握して、複数の文化財を総合的に保存活用することは、文化財の魅力を高め、その価値を伝えるための効果的な活用の1つと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 実際には、日野町内の文化的資源、有形無形を問わず、今ご答弁をいただいたように、遜色なく価値はあるものなのでしょう。

ただ、特徴ということでいえば、知名度なりアピール度ということであれば、祭りなどの無形の資源が、圧倒的にアピール度が高いということが、日野町の特徴かなというふうに考えています。動画サイトでは、日野祭というのを検索すると、本当にたくさん出てきますし、発信力も本当に各段に有形のものとは桁違いです。

さらに言うならば、芋競べ祭りにしてもほいのぼりにしても、火振り祭などにしても、大体その行事、お祭りですけどね、ほとんどが。話題性が結構ありまして、アピールしやすいということもあるのかなというふうに思っています。

このように無形の資源のアピール度が高いということが、私は日野町の資源の特徴であるというふうに思っています、そうであるとすれば、どのような問題が、あるいは課題があるのか、ちょっと生涯学習課に教えていただきたいと思うんです

けれども。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 今、山田議員さんがおっしゃられました、日野町は有形無形、さまざまな文化財がある中で、お祭り、いわゆる無形の文化財が特徴的であるのではないかというご質問でございます。

確かに、そうおっしゃるとおり、今、町内では、国の重要無形文化財に、中山の芋競べ祭り、それから県の指定の無形文化財に日野曳山祭、それから県の選択という分類になるんですが、その無形民俗文化財としまして、町内7つの神社で行われております、ほいのぼりのお祭りがあるわけなんですけれども、やはり祭りといえますと、人を引きつける魅力がある行事でありますので、そういうようなものは日野町として誇りということで、大きくPRしていける素材ではないかと思えます。実際、現在も日野町の観光のメインとして、日野祭であったり芋競べ祭りなんかも、大いに活用されているわけなんですけれども、それをどういうようにしていくかということなんです、やはり今、少子高齢化もあって、その民俗行事とか、祭りを継承していく人たちの確保というのが非常に難しいというふうに言われておりますので、それをいかにこれから継承していくかというのが大事なんですけれども、ただ、特にその文化財の中でも、無形の文化財につきましては、形が当然ないから無形というわけなんですけれども、それを現在そのままの形で将来につなげると一番いいんですけれども、やはり社会的な状況も環境も変わってきますので、そのとおりに伝承するということは非常に難しい点がございまして、そのときどきの社会状況等にあわせて、多少は変化も加えながら、地域の方々に負担にならない範囲で継承していただくというふうにご工夫していくというの、1つの方法ではないかというふうにご考えています。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** もちろん、おっしゃっていただきましたように、無形の文化財は将来に継承していくということは、すごく大事な話、それは保存、保全の一種になってこよやかなと思うんですが、もっと単純に考えて、無形文化財の何が問題かといったら、単純に毎日そこにあるわけではないということだと思えますよね。民俗学的に言えば、お祭りは非日常のはれの行事ですから、日常にはないということだと思えます。

ただ、先ほどの、日野町はおもしろいと感じてもらって、定住移住の促進にもつなげるというようなことが、仮に文化的資源の目的の1つ、大きなそれも目的の1つであるとするならば、非日常の、そこにはないおもしろさを、どうやって感じていただくかということがポイントなのかなと思っています。

つまり、日常の中で、いかに非日常のおもしろさを感じてもらおうかが課題となる

のかなと、私は思っています。

ただし、何がおもしろいかというのは、人のそれぞれの価値観ですから、そこは先ほど企画振興課長が教えていただきました、子どものころからの日常そこにあるという価値観の、多分醸成みたいなものになってくるんでしょうけども、これは教育長にお尋ねしたいんですけども、そういう意味で、文化的資源の活用ということに関して、学校教育とか社会教育が担っていただける役割というのは、どういうことなんでしょうか。見解を伺いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** ただいま議員から、文化的資源の活用と教育との関係についてのご質問をいただきました。

町では、第5次日野町総合計画の基本方針の1つでございます、「学びあいみんなではぐくむ自治のまち」を実現しますために、その政策としまして、「“再発見” 近江日野の歴史と文化に愛着と誇りを持てるまちづくり」という柱がございます。私たち現代を生活している者にとりまして、地域独自の歴史や風土、また、暮らしの中で、先人から受け継がれてきました伝統や個性ある文化を継承して、より発展させて、次の世代に引き継いでいくという責務がございます。

生涯学習におきましては、日野に住む誰もが町の歴史や文化を学び、正しく理解できるよう、公民館をはじめとします社会教育施設などを効果的に活用しながら、文化財に関する啓発や学習機会の提供のさらなる推進に努めたいと考えております。

また、学校教育におきましては、郷土学習資料でございます社会科の副読本の「わたしたちの日野」ですとか、町史のダイジェスト版の「ふるさと日野の歴史」を活用しまして、町の将来を担う子どもたちの地域に対する誇りや愛着を育み、ふるさとを愛する心の継承と、将来の豊かな郷土づくりを担う人材の育成に努めておりまして、今後もその推進と普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 総合計画の書きぶりからいえば、多分、今、教育長が言っていた、そのようなことになろうかと思うんですが、少し硬いという分かりにくということで、私なりの解釈でいいますと、これはまさに先月議会から出させていただいた定住移住の促進に関する提言に書いてある話で、非効率の価値を知る話そのものなんですよ。非効率の価値を知るというのも分かりにくいかもしれませんが、要は趣味や娯楽の世界では、いかにも効率の悪い面倒なことが、そのファンにとっては、マニアにとっては、それがおもしろいというような価値観になるわけですから、要は日野町の特徴である無形の文化的資源、それが手間のかかる面倒なことがおもしろいと感じてもらえるような、そういう多分一種の情操教育のかなというふうに思っています。それが、例えばさっき企画振興課長がおっしゃった、

子どものころからの、日ごろの周りにあるということにつながっていくのかなというふうには思います。

そういった情操教育がまずベースにあって、その上で、日野町はおもしろいと感じてもらうためには、日常的に文化的資源に、特に、さっき言いましたように、毎日そこにはない非日常の無形の資源に自然に触れてもらうような、知ってもらうような仕掛けや仕組みが必要だと私は思うんです。そのために拠点が必要だと私は考えていますが、この拠点の必要について、生涯学習課の考えを伺いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 文化財的な資源の価値を発信するための拠点の必要性について、ご質問をいただきました。

この文化的な資源の価値を発信するための拠点の必要性につきましては、当然ながら文化財が人々の感性や創造力を育み、地域社会を活性化させ、魅力ある創造的な地域をつくることのできる力を持つことを認識し、これを生かした取り組みを行うとともに、その魅力を町内外に発信することは重要であると思います。そのための施設というものが、文化財を収集、保管、展示する歴史資料館などにあたるのではないかと考えております。

先ほども申しましたように、当町には近江日野商人館、それからまちかど感応館、近江商人ふるさと館が整備されております。この3館が連携しまして事業を共同開催するなど、歴史学習や観光振興の拠点として定着しつつあります。この3館は、地域主導で開催されています、栈敷窓アートとかひなまつり紀行なども連携しております。今後も、このような行政と地域が協働して取り組む方向性を、大事にしていきたいと思っています。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 具体的には、日野商人館やまちかど感応館、ふるさと館が拠点になるという話を伺いましたが、同じ質問を、企画振興課長にお尋ねしてもよろしいですか。拠点の必要性という話と、必要であれば、どういうものが拠点になれるのかみたいな、そんなお尋ねなんですけども、よろしいでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** まさに生涯学習課長が答えた部分については、拠点ということで、私どもは拠点、いわゆる情報発信、それから学び、そういうことを含めて考えます。そうしたときに、じゃ、今の3館という話、それは当然あるわけですが、本来はやはり、まず私からいいますと、公民館というところがある。そこは学びという部分からいえば、当然公民館もその拠点であるというふうに理解しています。

そして、あと先ほど教育長もおっしゃいましたけども、学校というのも、やはり

それも当然拠点であるべきだというふうに、私は考えております。

そしてさらに、町民会館は若干ちょっと違う情報発信になるかと思いますが、今言いました部分というのは、ほとんどが町民を主として、自分たち、どういうものが誇りとなるのか。どういうことがもっとPRできるのかということをおぼ部分の拠点であろうかなというふうに考えています。

一方で、町民会館、半分は町外にもPRできる部分でありますけれども、先ほどの3館というのは、どちらかといいますと、町民にも当然ですが、半分は町外にもというようなものかなというふうに考えます。

先ほども申しましたように、中の者がしっかりとそのことを理解してPRできるということがあってはじめて、やはり外から来た人たちが、おもしろいという話になるんだろうというふうに考えています。そこからいいますと、今度新たにできます日野駅も、その1つなのかなと思いますし、まさに役場なんていうのは、本来その拠点の中心であるべきだというふうに考えております。ちょっと抽象的か分かりませんが、その辺のものが拠点になる。だから、そこだけが拠点だという考え方を持っていませんので、やはりそれぞれのところが、その特性を生かして、拠点として情報発信をしていかんならん、そのように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 役場も学校も含めると、やや抽象的にはなっていくんですが、考え方はすごく理解できます。公民館なんか特にそうなのかもしれませんが、ふるさと館や感応館ということよりも、私はまず最初に必要なものは、世代や区域を越えて、いろんなコミュニティーが集まる場、場所というものが、最初にあるべきではないのかなというふうに思うんです。お年寄りや子どもたち、あるいは子育て中のママさんたちが、それぞれ自分の暮らしの中で必要なこと、ニーズにあわせてそこに集まってくる場所というのがまずあって、その仕組みがあって、それは公民館かもしれないし、また別のものが要るのかもしれない。それがあって、そこに自然な形で、文化的資源に知る仕掛けがあるというものが、私の考える拠点のイメージです。

さらに、1つの拠点ということでなしに、今おっしゃったように、学校が、役場がということになると、そうなのかどうか分からないんだけど、そのほかにも民間ベースで、町内には異分野、異世代のコミュニティーの場所が、いくつも今できあがってきていますよね。そういうものをサテライトにして、その拠点と人のネットワークでつなげていけば、さらに文化的資源の関心というのでも広がっていくはずですから、いわゆる価値を知る、おもしろさを知る、その意識も広がっていくはずですから、そういうものが必要なのかなと、そういう展開が必要なのかなと思っています。

これ、言葉で言ってしまうえば、つまりエコミュージアムの発想なんですけれども、私は日野町の特性とか政策課題から考えたら、エコミュージアムの考え方というのが、文化的資源を活用する上で、町づくり全体にとっても大変意義があるのかなというふうに思っています。

これが正しいかどうか別にして、いずれにしても、最初に構想、ビジョンがないと、まずいのかなと思うんですよね。今はそのおもしろさを知ってもらうという展開で話をしていますが、最初の方でお聞きした流出を防ぐための機能というのも、拠点としての大事な機能ですから、それも実際に今キャパが足りないとすれば、それも含めて、そしておもしろさを知ってもらうということも含めて、どうあるべきかというまずビジョンが描かれることが必要だというように思っています、そのビジョンづくりという点では、生涯学習課はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 文化的資源を通したビジョンということについてのご質問でございます。

文化財につきましては、地域の核となってまちづくり、地域おこし、地域づくりの核になってきたというのは、先ほど申し上げたと思うんですけれども、最近ですと、皆さん、世界遺産というのをよくご存じだと思うんですけれども、日本遺産という制度がございます。これは最近になって文化庁が認定したものでございまして、これも複数の文化財を総合的に保存、活用する事例でございまして、これは地域にいろいろ魅力あふれる、先ほどから出ています有形無形の文化財がたくさんあるわけなんですけれども、それが地域の方々が主体となって総合的に整備活用したりということで、地域活性化を図っていこうということでございますので、今言われましたような形の方向性になるものではないかと思えます。

滋賀県では、「琵琶湖とその水辺景観、祈りと暮らしの水遺産」というのが認定されております。その中で、水と暮らしの文化であるとか、水と祈りの文化、水と食の文化という3つのテーマがございまして、滋賀県内の、例えば延暦寺さんの社寺であるとか、あるいは彦根城などの城郭、沖島などの自然、高島大溝の水辺の景観であったり、先ほど出ました東近江市五個荘金堂の町並みであったりとか、醒井の宿場、あと、無形民俗文化財である太鼓踊りであるとか、それと鮒ずしとかの伝統の漁法と文化とか、そういうようなものを、総合的に滋賀県としては活用していこうと話になるんですけれども、ただ、日野町というかなり狭い面積の中で、これをそのまま当てはめるとするのは、なかなか難しいところもあると思うんですけれども、思いとしましては、そういうような形で、いろんな文化財を総合的に把握して、活用できる方向性を持っていきたいなと思っています。

それから、先ほど私の方からも申しましたように、町内で地域の方々が積極的に活用されておられます、栈敷窓アートであったりとかひなまつり紀行であったりとか、そういうような地域の方々がもともと起こされた事業でございますけれども、そこにふるさと館であるとか商人館も一緒に協働していきまして、最近ですと、その栈敷窓アートとかひなまつり紀行のランドマーク的な存在になってきておりまして、皆さんと協調していく活動の中で、大分成果があらわれ、そういうふうに認めていただいているんじゃないかと。そういうような拠点が、官民間わず、あちこちできていって、それがつながるネットワークとして地域おこしにつながっていくというのがよいのかなというふうな思いはしています。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 今の話でいいますと、あながちエコミュージアムという考え方も否定はされていないようには感じましたが、私が伺ったのはもっとシンプルな話で、生涯学習課として、文化的資源を活用するビジョンはつくる気はありますかと、そういう話なんですけども、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** ビジョンというか、構想ということになるかと思うんですけれども、県下でも、いくつかの自治体がそういう構想をつくっているというのをお聞きしております。ただ、日野町として、先ほど申したように、その地域も限定的でありますし、人口的にも少ないということで、果たして、その構想をつくるのにどれだけの労力が必要になるかということがございますし、また、それを実現した、するための財源であったりとか、あるいはマンパワーとか、その辺のことをどのように確保していくかというような課題もございますので、将来的には、当然そういうビジョンも必要かと思いますが、ちょっと今のところ、もう少し滋賀県内等の周辺の自治体の動きを見ながら、研究していきたいなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 拠点をつくる話じゃなしに、ビジョンをつくる話ですから、労力とか財源の話をしていただきましたが、それこそその住民の力をかりはったらええと思うんです。住民の力だけじゃなしに、専門家の知識とか知恵が必要になっても、それに係る支援はいくらでもあると思うんですよ。例えば、文化庁の歴史文化基本構想策定支援事業というのもあるようですし、それ以外でも、教育委員会部局だけでなしに、町長部局の方でも使えそうなものはいくらでもありますので、要は、そのマンパワーとかは住民にお願いするとして、行政としては、人手もお金も要らない。要はやる気さえあればいつでもできると私は思うんですが、これは答弁は結構です。

ところで、先ほども言っていた日野駅舎ですけれども、改修されています。

先ほどの商人屋敷の話と一緒に、改修によって、建物の文化的価値というものは、築100年という形ではもうなくなりますので、これはもともと近江鉄道との交渉の中で、いたし方ないところはあるんですが、その建物としての資産価値というのは損なわれるかもしれませんが、要は同じ話で、それ以上の価値を生み出せばいいわけですし、そこで企画振興課に教えていただきたいんですが、文化的資源の活用ということに関連して、改修された後の日野駅に期待する役割というのを、どのように考えていただいていますでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 今、山田議員もおっしゃったように、日野駅の歴史、大正5年のころに用地を地元提供し、さらに建築についても4割、5割という金額を出されたという、その歴史、そして今回そうしたストーリー性の問題なんですけども、そういう歴史をもう一度呼び起こし、その思いを今回皆さん頼みますというようなことでさせていただいた。この歴史というのは基本的に残っていくもの、ストーリーとして残っていくものだというふうに考えていますから、当然日野駅自体に、そのこと自体の歴史の重みといいますか、そういうものは当然情報発信として引き続きやっていく。さらに、新しい部分としましては、観光案内は当然のことですけども、いわゆる交流スペースを設けますので、そこでの若い人たちがチャレンジできるようなカフェ機能も持たせながらやれるのではないかと。その中で、駅が玄関口として、まちなかへの誘導できる機能として、案内機能をしっかりと持たせると。そういう意味でいいますと、若者の移住定住も含めまして、そういう機能を大きく期待しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 駅は玄関口というか、よく言われる言い方で、町内と町外を結ぶ結節点ということでしょう。町外から来ていただくという話もいただきましたが、それも大事です。それ以上に大事なのは、仕事とか学校とかで駅を通過して町外に出ていく人に、もう一度ちょっと町内のおもしろいことを見ていただく、振り返っていただく、その大事な場所ではないのかなというふうに思っています。

ただ、駅舎だけで発信できる情報というのは、物理的にも地理的にも限界がありますので、先ほどお話したような、別に何か拠点があって、そこ1次発信で駅とつながることができれば、拠点の方に人と情報が移動し、さらに拠点から駅舎はコミュニティースペースもつくられますので、それ自体が、そのさっき言ったサテライトの機能も持つわけですね。そうすると、拠点からまたサテライトに人と情報が移動する。双方向で、往復で移動するすぐれた機能を持つのではないかなというふうに思っています。

ただ、全ては拠点があるという前提でお話をしているんですけども、拠点整備に

は少なからず資金が必要ですが、財源の調達ということで、企画振興課に伺いたいんですけども、文化的資源を活用する拠点整備に、交付金等の可能性があるのかどうか、公的資金の。その辺を教えていただきたいのと、あるいは、駅舎でも活用されたクラウドファイディングとか、あるいは今注目されているソーシャルインパクトボンドという考え方がありますね、手法が。そういうことも含めた民間資金調達の可能性についても、お考えを教えていただきたいなと思いますので、お願いします。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 今おっしゃっていただきましたように、公がする場合というのは、基本的には補助金なり交付金をいただいて、あと、一般財源の中でやっていくということになるのかなと思います。

ただ、民間の場合には、先ほどおっしゃたように、企業さんの助成とか、それからクラウドファンディング、そして先ほどおっしゃったソーシャルインパクトボンドにつきましては、どちらかといいますと、官と民と共同でやるという考え方ですので、それについても当然進めることになってくるのかなと思いますが、いずれにしても、その物をどうするのかということによって、その補助金がどういうものを充てられるのかということになってくるので、いろんな情報というのがあるので、それについては、その時々で、それをどのように活用して、どのように引っ張ってくるのかというような、民間の場合はアドバイスもさせてもらって、公の場合には、いろんな補助を引っ張ってくるようにしていかならん、こういうように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 多分、あわせ技になってくるのかなとは思んですけども、その中で、ソーシャルインパクトボンドは、私が今かなり関心を寄せている手法ではあるんですけど、その話をするとちょっと本題から離れていきますので、それは控えさせていただくとして、身近な事例で、お隣の東近江市が、全国に先駆けて、昨年からはソーシャルインパクトボンドをお取り組みされていますね。その東近江市の取り組みで非常に参考になるのが、市役所の複数の課の枠組みを超えて取り組んでおられるところだというふうに思っています。

その点で、質問の最後に町長にお聞きするんですけども、今日の質問では、町長部局、教育委員会部局をまたがって、3つの課とやりとりをさせていただきました。このように、文化的資源の活用ということになると、複数の課とやりとりがどうしても必要になってきますし、具体化のためには、課を超えた体制で取り組んでいただくことが望ましいものかなと思っています。そういう具体的なプロジェクトの話と、そもそもの文化的資源の活用、あるいは拠点の必要ということ、今やりとりさ

せていただいて、おおむねその方向でコンセンサスが得られているような感じでは受けとめたんですが、もう一度、その総論の部分も立ち返って、町長のお考え、見解を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 日野にある文化的資源をどう活用して、定住移住対策、さらには観光振興と、こういうことですが、町史をつくったときも、日野町はまるで美術館みたいな素晴らしいいろんなものがあると、こういう先生方のお話もいただいたところですが、そういうことを、今おっしゃるような教育、さらには文化振興、さらには観光振興につなげていくというのは、大事なことだと思いますし、いろんな取り組みを、課をまたがってやっていくというのは当然のことでありまして、いろんな取り組み、今日も議論になっております西大路公民館の改修につきましても、それぞれの目的をもって、総務課や企画振興課や教育委員会が議論しながら進めておることですので、町内上げての議論というのは大変大事なものだ、このように思っております。

そうした中で、拠点というお話もあったわけですが、なかなか昨今の、こういう自治体が、どの程度、どういう施設を自前で持つのかというのは大変難しい課題でありまして、基本的には、あるものを有効活用していろんな取り組みを進めていくということが、大事なのではないかなと、このように思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** もう思っていた時間が来ますので、本当はここからの質問になるのかなと思うんですが、とりあえず、一応最後の質問と言いましたので、これで終わらせていただくということですが、先ほど東近江市のソーシャルインパクトボンドに関しまして、ある行政関係者と最近話をした中で、日野町のような小さな自治体は、やりやすいん違うかという話を聞きました。というのは、大きな組織ですと、事業分野とか財政分野とか調整が大変やと、そういうことをやろうと思うと、それが小さな自治体では、トップの判断だけで走れるんじゃないかということで、そういう意味で、そういう意見をおっしゃったんだと思うんですが、これは先日の議会からの提言の中でも申し上げましたように、小さな自治体の強みを生かすということでもあろうかと思っておりますので、どうか町の貴重な文化的資源が、効果的な方法で必要なところに活用できますように、小さな町のダイナミズムを発揮していただくようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、3番、奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** 午後からもよろしくお願ひします。

私の方からは、2点質問させていただきたいと思ひます。

まず1点目ですけれども、現在の役場の駐車場のことです。北側と南側とも小さ

い玄関があると思うんですけども、役場に来られる方、ほとんどが北側と南側、私は北側から入るのがほとんどなんですけど、駐車場が大きいせいでもあると思うんですけども、ただ、現在正面玄関、それと防災センターの方にはスロープがあるんですけども、今の北と南側には、現在スロープがついておりません。

そこで、北側と南側はスロープがなく、足の不自由な方とか子どもを連れてお母さん方が大変な思いをされているのを、前回ちょっと雨降りに見まして、ベビーカーを持たれて、子どもさん2人連れられまして、子どもさん1人を抱えて、ベビーカーを持って、もう1人の大きい子どもさんを誘導しつつ階段を降りられたのを見ました。大変危険な状態で、雨も降っている中、どぼどぼになりながら、北玄関の方を出て行かれたのを見たんですけども、そこで町としての考えを聞かせていただきたいんですけども、できれば北と南にスロープはできないかという質問なんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 3番、奥平英雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 役場庁舎の北側および南側の玄関へのスロープの設置についてでございます。

確かに、今おっしゃるような、北と南の玄関口にはスロープが設置していないわけでございますが、これは以前に、この北側、南側の玄関の改修を行いましたときにいろいろ考えたわけですが、なかなかスペースの問題で設置ができなかったということでございます。

そうした中で、今ご指摘がありましたように、役場庁舎の正面玄関、ならびに防災センターのところにはスロープがあるわけでございますので、南側、北側から来られる皆さん、駐車場をご利用される皆さんが、そういうところにスロープがあることをお知らせできるような、そしてそちらの方から入っていただけるような誘導をすることなどを、考えていかなければならないのではないかと、このように思っています。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** 私、この間桜谷小学校に行きまして、桜谷小学校の玄関の右側、あそこにスロープができていました。今日、写真を撮るために玄関の方に行きましたし、南も北も実際に見に行きまして、あのスペースででけへんという自体が、僕はちょっと納得いかない状態です。できないであれば、今日も見せてもらいましたけども、正面玄関のあの段差は何ですか。あれで車椅子を通れということですか。玄関のスロープです。段ついています。町でそういうことを思っているのであれば、早急にああいうところを直してもらいたいと私は思うんですけども、その辺はいかがですか、どうぞ。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 奥平議員の方から、北と南にスロープをというご質問をいただきました。

町長も申しましたように、実は平成23年度に、北側と南側の出入り口に自動ドアの工事を行いました。そのときに一度検討はさせていただきました、スロープをつくるということ。ただ、スロープをつくるとなると、やはり車椅子仕様にしなければならないということがございまして、滋賀県には、福祉滋賀のまちづくり条例というのがございます。それに適合したスロープを設置しようとする、スロープの幅とか、設備的にかなり幅が広くなったりとか、そして北側、南側出入り口の出たところに踊り場というんですか、あそこをもっと非常に広くもう少し取らなければならないというような問題があって、ちょっと設置を断念したという経過がございまして、当時は別館との連絡道でしたが、別館にはスロープがついていましたし、そこも使っていただける、あるものを使っていればなという思いで、設置を断念した経過がございました。

そしてこの別館の改修、防災センターをつくるときにも、もう1回同じようなことも考えたんですけども、既に別館とのつながりのところにはスロープがございましたので、それを使うということで、別館の防災センターと本庁舎をつなぐ通路をフラットにさせていただいて、そして入り口も自動ドアにして、通過しやすいようにさせていただいて、そこを使っていだこうやないかという思いでしたところでございます。

そして、正面玄関につきましては、確におっしゃるように段差がございます。あそこは非常に、車椅子とかについては使いにくいこともございますので、正面玄関を使っていただく方、そして防災センターの入り口の南側を使っていただく方を、仕分けして使っていただけるように周知できるように、駐車場の方に看板等を立てるなりして、こういう方はこちらをお使い下さいというような誘導の方を、させていただければなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** もうひとつ、ちょっと私は分からないんですけど、やはり足の不自由な方、私もまだ足は悪くないんですけども、階段とかああいうものがある場合、つえをついた方とかは、かなり不自由な目で上がっていると思うんです。やっぱり今もちょっと玄関の方の段差も言いましたけれども、使えというのであれば、あそこも足の不自由な方専用の車椅子のマークをつけるとか、私たまに見ますけど、玄関に横づけでどんと乗せた車が何台かあるときも見ていますけれども、あんな状態で、車椅子、おろせませんよ。ああいうことを平気でさせているのが役場だと思うんですけど、何の看板も上がってませんやん、今の状態。あれが僕はちょっと解釈ができません。

それと、今言われた23年、今のあの芝生とあのアスファルトのスペースは要るんですか、あれは。ちょっとその辺を教えてください。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 入り口の正面玄関の段差につきまして、また修繕につきましては、検討させていただきます。

あと、看板については、今現在つけておりませんので、またつけるようにしたいと考えております。

芝生の部分のことでありますけれども、あそこ絶対必要かということでございますが、必ずいつも必要ではないです。ただ、そこにスロープをとすることは一応考えたんですけれども、そこにつきましては、今あるところの有効活用ということで、そこにはつけないというような方針を、当時はさせてもらったということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** もう質問はできないんですけれども、要望として聞いていただきたいんですけれども、もし時間があれば、桜谷小学校の玄関、一遍見ていただけたらよいかなど。ちょっと口で言うのは何ですけど、上がっているんですわ、1カ所のちょっとこう折れたようなスロープがつくってあります。ただなだらかなスロープでなしに。規定があるとかそんな言われたら、僕もちょっと分からないんですけども、今後また今言われたように、看板立てるなり、ちょっとおもて玄関のスロープの床を直してもらうなりしていただけたらよいかなど。できればスロープをつくってもらいたいのが、私の大きな要望です。よろしくお願いします。それでは1問目終わります。

2つ目なんですけれども、これもちょっと以前から思っていて、余りにも続くので、警察の方に行きましていろいろ聞いてきまして、防犯カメラについてなんですけれども、平成28年に4回、平成29年3月6日に車上荒らしが日野公民館であって、またわたむきホール虹でも、今の3月6日にあったと聞いております。警察に聞きますと、いまだに犯人は捕まっておらず、日野町民の方々は、いろいろ心配されていると思っているんですけれども、以前、私、委員会でも、防犯カメラの設置を話したところ、予算がないと言われてまして、あきらめていたんですけれども、余りにも被害状況が、ちょっとだんだん増えてきた状態です。防犯カメラといえば、今、テレビでも何かにつけて防犯カメラ、防犯カメラと言われている時代で、車ではドライブレコーダーで事故の、この間もバスの方に車が突っ込んできた、ああいうようなのでも、カメラがあるがために状況が分かるということで、手がかりの1つとなると思います。そこで町の考えをお聞かせ願いたいです。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 防犯カメラについてでございますが、現在町の公共施設の中では、幼稚園や小学校に各4台、中学校に7台、保育所こぼと園に3台、あおぞら園鎌掛分園に4台、桜谷こども園に4台など設置しておりますし、大谷公園4台、役場の各出入り口7台の防犯カメラを設置しているところでございます。

なお、わたむきホール虹や各公民館等には、現在のところ設置をいたしておりません。

今後施設の管理上、その必要性をどう見るのかということも考えながら、判断をしてみたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄。

**3番（奥平英雄君）** 私も、考えるというか、つけてもらった方がいいと思うんですけども。

一応聞いてきた例を言いますと、平成28年1月19日に大窪で1件ありまして、これも自宅だったんですけども、ガラスを割られたということで、それと平成28年3月16日、日野公民館。これが1回の中で3台ガラスを割られたということで、それも聞いております。それと28年11月18日、これも日野公民館。1件でガラスを割られたということです。それと平成28年5月16日から18日にかけて、村井地区で1件、これもガラスを割られました。それと最後に言いますので、29年3月6日、わたむきホール虹でガラスを割られたということで、夜と昼と両方でなんです、聞くところによると。

この間ちょっと耳にしましたけど、わらべ保育園、先ほど町長が言われた中には、防犯カメラを設置されていないと思うんです。わらべ保育園でも、この間やられたというのを聞いております。

それと今、消防団員が朝、ポン操の訓練に行っている間に、日野公民館に車を止めておく状態で、朝からですけども、4時には車を止めて置きよる中で、帰ってきたら皆バックミラーが折れてあったということを、この間聞きまして、それも泣き寝入りの状態で、非常に困っている状態なんですけれども、今、日野駅舎も直しおられるんですけども、以前、最初に聞いたのが、日野駅で自転車を盗まれたという話を聞きまして、そのときに防犯カメラをつけられへんのかという話をしました。そのときも、役場は予算がない。何かあったら予算がない、それで逃げているっていただくのは、僕らは何とも言えないし、やっぱり町民の方も、地域安全・安心まちづくりで、口ばかりかと言われてもしょうがないと思うんですよ。そこで町の考えをお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 奥平議員の防犯カメラにつきまして、再質問をいただきました。

確かに、公共施設の中にはついているところもございます。その公共施設のついているところにつきましては、つけた当初の目的が若干違うところもございますし、防犯、日野町全体を防犯カメラで守るといようなことは、なかなか難しいというふうに考えております。

公共施設の中では、必要に応じて、町長も申しましたように、一応それを検討しながらつけていくのかなというふうには考えておりますが、町全体の、そこら中に防犯カメラというのは、なかなかちょっとそれだけで、安全・安心を守るのかなということにはならないかなと思いますので、また、そういう車上荒らしとか、そういうのに起こるような原因等につきましても、車の中に物を置かないとかバッグ等を置かないとかというようにすることも啓発しながら、全体的に考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** 関連してなんですけれども、防犯カメラがないがために、以前なんですけど、サンライズで行方不明の方がおられまして、見た、見たという情報だけで、土山の方まで消防団が探しに行ったことがあります。あのときでも、やはり提供してもらったのが、そのローソンの防犯カメラでした。しかしながら、駐車場しか写っていなかったため、何も手がかりというものはなかったんです。そういうところでも、やっぱり要らん経費もかかるし、そんな経費かかるんやったら、防犯カメラ1台、2台はつけられんのかなと、私個人的には思うんですけれども、その点はいかがですか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 防犯カメラでございますが、どこに設置するかというのは大変難しいと思いますので、公共施設につける場合につきましては、どこを写すのか、それからどこを撮るのかということも含めまして、検討が必要かなと思いますので、そこは今後検討してまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** もう質問できないんですけれども、できれば、今、先ほど役場にも7カ所と言われたかな、どこが写っているのかちょっと分からないんですけど、犯罪や今の車上荒らしがあるというのが分かっていたら、駐車場とか、それはもちろん入り口も大切なんですけれども、その辺もまたいろいろと考えていただいて、今後も私からの要望として、よろしく願いしたいと思います。

公民館は、本当にひっきりなしに今も起こっている状態なので、犯人も捕まっていないということなので、早急につけてもらいたい思いをしていますので、その辺、また検討の方をよろしく願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 次に、9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** それでは、通告に基づきまして、2点について分割で質問を行います。

はじめに、日野町の道路整備計画についてであります。

町内の一般道路、これは町道なんですけど、248.1キロメートルの実延長があるとされております。また、今年3月に策定されました日野町公共施設等総合管理計画、この中でも、これはインフラ資産を、今年平成29年度から平成48年度までの20年間に計画期間を定め、長期的な見通しをもって維持管理に努めるというふうにされているところがございます。

そこで今回の質問では、この248キロメートルの町道につきまして、現在どのような管理計画を持たれているのか、策定されているのかを伺いたしたいと思います。

まず1点目に、この248.1キロメートルの延長のうち、アスファルト舗装がされ、車両の通行ができる道路延長は何キロメートルあるのか。また、未舗装、舗装がされていないけれども、車両の通行のできる道路は、どれぐらいの距離なのかを教えてください。

2点目、残りの町道、いわゆる人が通行できる道路なのか、町道として。あるいは、現在は人も通行できない状況の、原野になったような、山林と化したような道路なのか。これら現状を把握した上で、維持管理計画を立てられるものと考えておりますが、現時点での維持管理計画をお伺いいたします。

3点目、さらにこの2番の状況の道路につきまして、当局はどのような考えをお持ちなのか。いわゆる地元での維持管理もできないような町道、名ばかりの町道ですね。今後の対応策はあるのか。これはちょっと時期尚早か知りませんが、里道等に格下げして、町道としての管理を軽減していくような、そういう考えはないのか。以上、町道の整備管理計画についての質問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 9番、富田 幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 町道の管理についてご質問いただきました。

町の道路台帳上の実延長は248キロでございます、そのうちアスファルト舗装がされた実延長は213キロ、未舗装の延長は35キロでございます。そのうち、自動車交通不能の道路の延長は20キロとなっております。

次に、町道の維持管理計画でございますが、平成26年度に、日野町道路舗装修繕計画を策定し、主要な道路60キロを25年間で修繕する予定としております。

次に、町道の中で未舗装や道路幅員が狭く、車両の通行が不可能な道路もございますが、これは廃止してはどうかということでございますが、町道の廃止については、関係の自治会もございますので、その理解を得ることなどが必要になると考えております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 再問をさせていただきます。

私は日野町全域を掌握しているわけではないんですが、当然町道である以上、私の場合、大字深山口から隣の集落、あるいはその次の集落に結ぶ町道がございます。特に圃場整備ができて、山間部にありました道路は、もうないに等しい状況になっております。恐らく、担当課の方はご存じだと思いますが、これが20キロになると思います。幅員が狭くとか何とかじゃなしに、もう道路も、どこが道路だというような道路があろうかと思えます。この辺の考えを、どういう管理計画を立てておられるのかということをお伺いしたいと思えます。

今、町長の答弁で、主要な道路60キロメートルを25年で修繕するという事は、これは未舗装道路が35キロ、213キロが舗装されておって、されていないのが35キロ。そのうち主要な道路60キロを、今後長期の期間ではありますが、修繕をする予定というふうに答弁いただきましたが、この未舗装以外の舗装道路のうちも、この主要な道路ということに含まれているんかと思えますけれども、先ほどのこの通行不能な、あるいは道路の用をなしていない道路の扱いと、この60キロの内訳といいますか、内容を教えていただきたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 日野町の道路整備計画について、富田議員より再質問を頂戴いたしました。

現在、町道の方につきましては、主要な道路の舗装ということで修繕計画を持っております。今年も、去年もさせていただきましたが、北脇の佐川印刷の前であるとか、そして大谷公園から石原に行くあのような町道、主要な道路60キロを順次25年かけて修繕するという、そういう修繕計画を立てております。これは国の交付金を頂戴しますので、そのときにも必要なこともございまして、計画を定めているところでございます。

あとの道路につきましては、通常の年間の道路維持補修ということで、町の方で適正に、傷んだところについては直していきたいというふうなことで、残りのところについての町道は、そのように考えているところでございます。

また、先ほどもおっしゃっていただきました、山間部の道路。この道路台帳上の通れない道というのは、通行ができない、自動車交通不能実路線10キロというのは、その起点から終点の中で、その場所において4トン貨物のトラックが通れないということ、一応道路台帳上の通行ができない、不能ということで思っております。今言っている、山間部になりましても、途中の田んぼの部分は皆さんがお使いになっていて、そして一部、ほんまに山の中へ入ってしまうと通れないというような、部分的な道路のこともございますので、その場所によってはいろんな取り扱いがあると思えますが、道路延長上では、短くても通れないところは通行不能ということ

で、道路台帳上認識しております。

また、この分につきましては、当然実延長といいますか、全て起点から終点が通れない道路でございませぬので、利用していただくときにつきましては、町道として管理をしていくということに変わりはございませぬし、また山間部のところでも、土砂崩れとかそこら辺になれば、当然町が管理していくものでございませぬので、現在は通れなくなっているような、竹が生えているとかそういうこともあるかと思うんですが、起点から終点まで、全て町の方で管理していくことには変わらないところでございませぬ。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 今申し上げた、私も、山間部の道路、これは今圃場整備ができ、しかも、獣害が出るがための防護柵を張ったということで、出入りすらできないんです。入り口は、ちょっと離れたところにはあると思うんですが。ということは、うちで言いますと、深山口から木津へ抜ける道、これはどこに道路があるか分かりませぬ。その辺は十分認識の上に、今、課長おっしゃっているのかどうか。

そしてまたその道路を、その先、今の山の中を通ってでも、先々町道に残してほしいという、尋ねていただいたらいいんですが、恐らく地元はそんなふうには言わないと思います。もう、いいわと。

深山口のことばかりで恐縮ですが、鎌掛へ抜ける道路は、確かに4トン車はともかく、軽トラックでは通っていますので、我々も総出等によって草刈りをしていますけれども、その辺は、おっしゃるとおり、用水路の管理にも使っておりますけれども、人も通れないような町道を果たして残していくのかどうか。町として、残していくんじやなしに、ほっとくだけじゃないんかなというふうに思っております。

この町道の廃止については、関係自治会の管理会も必要だというふうな答弁でございませぬが、これは具体的に、どういうことであればどうなるんかなという。地元の自治会に問い合わせただいて、納得の上なら格下げするような考えといいますか、そういう処置がとれるのかどうかということをお聞かせ下さい。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 町道整備について、再々質問いただきました。

町道を廃止するということにつきましては、関係の自治会のご理解ということをお、最初に申し述べたとおりでございませぬ。この町道を廃止するということは、次は法定外公共物、俗にいう赤道というふうにはしかならないかと思ひます。赤道のかわりににつきましては、地域で管理をしていただいておりますので、町道が廃止をするということは、その道を自治会さんで管理をしていただくというふうになってきますので、その分についてのご理解がないと、廃止は簡単にいかへんのかなというふうにお考えしております。

ただ、道は、獣害柵であったり、そういうことで通れないかも知れませんが、通れない道でも、町道ということになっておれば、町の方で、何か災害があればすぐに対処するというのを思っていますので、そこをいきなり赤道にすると、自治会の方でずっと管理をしてもらわなあかんということがございますので、そこが大変重要な、課題かなというふうに感じております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 分かりました。

今申し上げました、特にもう山林化しているような道路、これがあるのが現実ですし、当局もご存じやと思いますので、この辺をどうしていくかということは、今後も広く承知の上に対応していただきたいというふうに思います。

それでは2点目の、県道の路面表示について質問させていただきます。これはほとんど要望事項にあたりますけれども、あえてここで質問として上げさせていただきます。

当南比都佐地区に属する県道は、従来の国道307号線と日野水口グリーンバイパス、それから日野徳原線、西明寺水口線、それから皆さんご存じがほとんどなかろうかと思いますが、下駒月水口線という5つの路線がございます。

今現在、この我々の地域では、東近江土木事務所の管轄でございまして、この東近江土木事務所の前身であります八日市土木事務所の時代から、そんなふうを感じるんですが、我々のやっかみかもしれませんが、事務所の所在地から、もうそれこそ甲賀市の境でございまして、遠隔地であるために非常に目が届きにくいとか、路面表示などの消去部分が薄くなった箇所の修繕に、なかなか対応していただけないのが現状であります。また、舗装修繕された後の白線が、長きにわたって引き直しされていないところ、これもちょいちょい見受けられるところでございます。

当局の担当課職員に対しましては、パトロールを十分していただき、現地を確認の上、土木事務所に連絡指示をしていただくように、強く要望するものであります。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 県道の路面表示などの修繕についてでございますが、おっしゃるとおりでございまして、県に連絡をいたし、早期の対応をお願いしたところでございます。また、舗装修繕時におけるラインの復旧についても、そのつどの対応を要請したところでございます。

今後も道路の管理につきましては、そのような早期の対応が必要だと、このように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 特に今申し上げたのは、日野徳原線です。その中でも、現在の国道307グリーンバイパスから深山口の信号を北から来ますと左折をして、徳原の方

へ抜けて行く。この間の消耗が非常に激しいわけです。これはもうとりもなおさず、大型車両です。今の信号の手前にも、ここを回れば新名神の甲賀土山インターという看板も設置がされました。余計なことをするなど、我々は思っていたようなところでございます。

当然、皆さん見ていただいたら分かりますが、それを北から来て右折して、清田別所の方に行きますと、そんなところはありません。特に、下駒月はああしたSカーブもございませし、あるいは上駒月、末田へ抜けて行くところにもございます。昨年、当時の上駒月の区長さんが、ここにラインがないから、水口へ行く、徳原へ行くという右折だまりが見えにくいということで、どうしたらええだろうということと言われて、とりあえず甲賀の土木事務所へ連絡してくれということで、その場所はちょっとその前に死亡事故がございましたので、非常に速やかに甲賀土木の方が線を直してくれました。ところが、きっちり甲賀市と蒲生郡日野町下駒月との境で、ぴっちり止められていましたので、余計に腹が立ったんですけれども、そんなことで、何分深山口から上駒月に抜ける、徳原に抜ける道路につきましては、大型車両の増加によりまして、そうした消耗が激しいというふうに思っております。

答弁は結構です。どうか今後とも、そうしたパトロールを十分速やかに行っていただいて、土木事務所の方に要望を上げていただきたいというふうに申し上げて、質問を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩をいたします。

再開は4時からといたします。

—休憩 15時43分—

—再開 16時00分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずはじめに、農業問題でございますけれども、農地中間管理機構につきましてでありますけれども、2013年12月に農地中間管理機構関連法案が、15の付帯決議をつけられながらも、成立したところでございます。早4年目に入り、この農地中間管理機構事業は、農地を借り集め、それを農業の担い手や新規農業就業者、農業参入を目指す企業に配分を行う県レベルでの事業であります。実際の配分等は市町に一任されていることで、一応の調整は図られていると考えております。

政府は、全農地の8割を担い手に集積するというところでありますが、今までの実績の状況はどのようなものであったのか、お伺いするところでもございます。

例えば、全国的なもの、あるいは滋賀県や当町はどうであったのか。また、農地

の出し手への交付金は、当初はそこそこあったわけではありますけれども、今もそれは変わりはないのかお伺いしたいと思います。

また、当町で地域集積協力金の取り扱いの申請もあったのか。そこでの混乱はなかったのか。これは全国ではそこそこ混乱があったようでございます。

また、町の範囲を超えた広域的な農地の貸し借りはどうであったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

もう1点は、先日も2016年の農業白書がまとめられ、農業競争力強化プログラムや規制緩和など、農政の方向性を示されておりました。それによりますと、法人経営体が10年間で2.2倍に増加したとか、規模拡大への動向についても述べられ、農業所得も、そうした組織の中では増加の傾向にあるとされております。

一方で、それを見ておきますと、2015年の販売農家は133万戸と10年間で32パーセントも減少し、農業者の離農で生産基盤が非常に弱体化しているということもうたわれておりました。

また、大多数の販売農家の農業所得も、平均して150万円というのも現実だとしております。当然、こういうことから、自給力の低下も示されておりました。こうした中で、よく言われますが、法人化すればと。本当にメリットがあるのか。法人化しても、必ず後継者が存在するわけでもないのではありませんけれども、当局はどのように考えておられるのかお伺いしたいところです。

ここにきまして、比較的やはり大きな規模農家や法人に力を置かれているということでもあります。しかしながら日本の4割強、そこそこの集落が、中山間地域にあって、その中で農業生産をしているということは、地域の環境保全に非常に貢献といたしますか、取り組んでいるところでございますし、また、取り組まなければならないところでございます。やはり集落を単位とした地域体制の充実が、必要であると考えております。その点についてのお考えをお伺いするところでございます。

また、先日、主要農産物種子法の廃止法案が、ほとんど議論がないまま、4月14日に参院で可決成立してしまったところであります。いろんな雑誌にも書いておりますのやけども、売国農政、種子法廃止の狂気とまで言われるところでもございます。この法律は1952年に成立し、少なくとも主食の米、麦、大豆などは自給を目指すとされています。例えば、主食の米の種子は、今では100パーセントが国産であります。現在世界中で栽培されております小麦も、8割が日本由来の小麦農林10号の系統だとしております。この種子法廃止がもたらす影響についてお伺いしたいと思います。

以上、農業問題でございます。

**議長（杉浦和人君）** 11番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 農業問題についてのご質問をいただきました。

まず最初に、農地中間管理事業の実績についてでございますが、平成28年度において、農地中間管理機構から貸し付けられた面積は、全国で4万2,356ヘクタール、滋賀県では1,074ヘクタール、日野町では5ヘクタールでございます。滋賀県は、機構が借り入れた面積の割合が、全国第2位になっております。また機構を介さないものも含む平成28年度末の担い手への集積率は、全国で54パーセント、滋賀県では56パーセント、日野町では35.2パーセントとなっているところでございます。

次に、農地の貸し手などに交付される機構集積協力金については、リタイアする農業者などに交付される経営転換協力金、機構の借り受け農地に隣接する農地の貸し付け者などに交付される耕作者集積協力金、地域の機構への貸し付け割合に応じて地域に交付される、地域集積協力金の3種類がございます。いずれも国の実施要綱に従い、滋賀県の交付基準によって交付単価が定められておりますが、これらの交付単価は、制度が始まった平成26年度当初からは、改定によって減額となっているところでございます。

なお、これらのうち、地域集積協力金については、日野町での該当はございません。

また、市町村の区域を超える広域的な農地の貸し借りについてでございますが、平成28年度実績では、滋賀県内で14.4ヘクタールありましたが、日野町ではございません。

次に、法人化についてでございますが、集落営農型法人は、滋賀県内には293法人あり、そのうち東近江地域には153法人ございます。日野町では、今年度に入ってから3法人が設立され、現在8法人でございます。法人化によって、国の交付金を確保しやすくなるなどの有利性に加え、経営基盤の強化が期待できることから、法人化を推進しております。

ただ、メリット、デメリットにつきましては、組織により異なり、受け取り方もさまざまでございます。後継者についても、法人化によって解決するのではなく、多くの組織が将来に不安を持っておられるのも事実でございます。法人化がゴールとは考えておらず、それぞれの組織に合った形で農業経営を進めていただくことが重要と考えております。

次に、地域農業についてでございますが、国では、2023年度までに全農地の8割を担い手に集積し、法人経営体を5万法人とするなどの実施計画を示し、その目標に向かった各種事業が組み立てられております。

日野町としましては、新たな施策に対応できるよう、集落を基盤とした集落営農法人や認定農業者など、集落の担い手を位置づけていただくことや、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策などを活用し、集落単位で地域農業を守るため、地域の実情に合った取り組みをいただくよう、引き続き支援をしてまいりたいと考えてお

ります。

次に、主要農作物種子法の廃止についてでございますが、民間ノウハウを活用して品種開発を強力に進める必要があるなどとして、今年4月に可決されました。しかし、これまで県が、地域特性に合った「みずかがみ」など多くの奨励品種の開発に力を注いでこられたものが、法律の廃止により、予算の確保や継続性が担保されるのかといった不安の声、JAなど農業団体から上がっているところでございます。国においても、参議院農林水産委員会で、4項目にわたり付帯決議がされていることから、課題があるのではないかと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** さらに質問でありますけれども、なかなか農業問題を解決するには難しい分野でございます。この1つ1つを見てまいりますと、日野町ではこの集積率がトータルで35パーセントであるということでございますけれども、本当にこの、ここにも書いておりますけれども、集積につきましては、農地法3条の売買とか、あるいはまた経営基盤強化促進による集積も、その部分だと思っておりますけれども、本当にこの中間管理機構は、これはまとめてということでありましてけれども、中間管理機構でのものはどれぐらいだったのか、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

そしてから、出し手の交付金も、これも大分下がっているように聞いておりますけれども、今現在、4月今年度はどれぐらい出るのか、本で見たら分かるのですが、ちょっともらっていないので分かりませんので、教えていただきたいなと思っております。

それから、当町の地域集積協力金でありますけれども、これはなかったということでありましてけれども、当初26年度に、ある地域が地権者の判までもらわれて出された、日野町ですけれども。それでもやはり予算が足りなくて、全く問題にならなかったということで、非常に困っておられた地域もございまして。それは回答はいいんですけども、そうしたことで、やはりこのことも相当減らされているんじゃないかなと、こう思っております。これは彦根の方の稲枝なんか、相当もらわれたというように聞いております。

それから、法人でありますけれども、回答を聞いておりますと、法人せなあかんのかなという思いでもありますが、法人にすると、法人でやっていけると思いますか、そこそこ収益が上がるといいますか、地域によって違うんでしょうけれども、面積的な部分もあるのか、そこら辺は課長の集落も今年から法人化だと聞いていますけれども、どのような方法をされるのか。やはり面積がネックになってくるのか、そこら辺、もし分かればお願いしたいなと思いますし、その法人化すると、税理士やらも入ってもらわなければならないというように聞いておりますけれども、

そうなってくると、これは本当に合うのかいなという思いでございますので、もし分かれば、そこら辺をお聞きしたいなと思います。

それと、集落営農でございますけれども、かつて、今、集落営農があるといいますが、昭和の終わりごろから平成にかけて、滋賀県が集落営農組織をなささいということで、機械の共同化を目的に、職員であった北川幸治さんが進められて、あの当時から、一応それがもとで今も残っているということは、やはり自治体が、きちっとそうした補助なりやってもらうことが、我々には非常に進んでいきやすい要素がいっぱいあるんですけれども、そういうことを思うと、もちろんこの日野町の自治体もそうですけれども、僕はやはり県の方に、何かそういうようなことはしてもらえないのかなというふうに思うわけでございます。

といいますのも、前回の議会でも、戸別所得補償制度を請願いたしまして、名前は変わりましたが、農家の所得は何とか上げていかなあかんということで、意見書を出していただきました。そうしたことを考えてみますと、今、新潟県の中山間地では、それを復活すべく県が取り組まれたというふうに聞いております。やはりそういう自治体のもとであります県が、そういうような対策をとってほしいなという思いでございますのやけども、そこら辺の考えが、もしお聞きできたらなと思っております。

そうは言いますが、ある先生に言わせると、世の中には市場に委ねてはならないものが存在すると。その中には、農業もその1つであるということで言われておりますし、やはり社会的安定といいますか、持続的に可能な地域を維持していこうと思えば、農村生活が一番ええのや、社会的生活の安定に役立っているということで言われております。そのように思いますと、集落営農をもう一度考えていただいて、それをもとにできる政策を何か考えていただいて、個別に集落を回っていただけないかなというふうにも、思っているところでございます。

また、この種子法廃止ですけれども、やはり今言われましたように、「みずかがみ」は特に滋賀県の特Aになりましたし、そういう種が、もし種子法廃止で、どうなるのかな。もしこれが民間に任されると、相当な値段に上がっていくのではないかなという心配でございます。そこら辺とか、あるいは日野では日野菜の原種をやっておられますし、そうしたものの登録はできないのかどうか、そこら辺もお尋ねしたいなと思います。もし、分かる範囲で結構ですので、ご回答をお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 東議員より何点か質問いただきまして、ちょっと順序は変わるかも分かりませんが、よろしくお聞きしたいと思います。

まず、担い手への集積率が35パーセントほどというようなことの中で、中間管理

機構はどれくらいなのかということでございます。中間管理機構への集積の率といいますと、1.5パーセントというぐらいになっております。これは28年度末でございます。中間管理機構の制度が始まりましたのが、まだ3年、4年目に入りましたところですので、それぐらいということでございます。あと、残りといいますと、先ほどちょっと言われました、農業経営基盤強化促進法による利用権設定が、ほとんどということになります。あと、集落営農法人なんかによる特定農作業受託の面積も、契約に基づくものはここに含めさせていただいて、35パーセントという数字を出しているところでございます。

次、出し手に係る交付金の減額の程度でございますけれども、26年から始まったんですけれども、26年、27年は変わっておりませんで、28年、29年と2年ごとに単価が変わっております。例えば、リタイアすると、経営転換してリタイアして、担い手の方に農地を預ける場合ですと、例えば5反以下の農地をもう全部預ける場合は、1戸当たり30万円というリタイアの交付金が出たわけですが、それがちょっとこの28年からは見方が変わるんですけども、それが手離す農地の面積によって違いまして、5反以下は30万円、5反から2ヘクが50万円、2ヘクを超えますと70万というようなランクがあったわけですが、28年度からは1反2万5,000円と、上限が70万というような単価の見直しがございました。それと耕作者集積協力金というものが、10アール当たり2万円がございましたのが1万円というふうに、おっしゃるように、国の方が最初に進められたときに相当な申し込みがありまして、予算がなくなってきたということで、単価が見直されてきているというのが現実のところでございます。

そういった中で、集積協力金というのが日野町はないわけでございますけれども、例に出されました彦根の稲枝あたりは、中間管理機構に集落の全て農地を100ヘクタール以上預けられて、その中で、確か3人の認定農家の方に、3つのブロックに分けて農地を集積されたということで、いわゆる今の言いましたリタイアという経営転換の協力金をたくさん受けられて、それをもとにまた地域の活動をされているというような、それは優良事例であるというふうなことを言われていますけれども、本来はそういった中間管理機構が間に入って、預かった農地を地域でいかに集積するかという役割を担うわけですが、現実には稲枝という地域が頑張られて、そういった集積、農業委員さんも含めて頑張られた結果というところでございます。

それともう1点、法人でやっていけるんやろうかというお話でございます。法人と言いましても、実を言いますと、法人格を持つということは一担い手農家と同じで、人格を持つということですので、1人の大規模の認定農家さんと同じというふうにお考えいただいたらいいかと思うんです。それが法人であるがゆえに、構成員がたくさんいるというふうにお考えいただいたらと思うんですが、経営はそれぞれ

でございます、今、麦や大豆をされている、それから飼料稲をされている集落営農さんについては、その交付金を受けるためには、やはり法人化が条件というふうになっておりますので、そこはみすみす100万、200万という補助金を捨ててしまうわけではなくて、やはり組織でまとまっていただいて、交付金を受けていただいて経営はやっていこうというふうに、お勧めをしているというのが、今の町の方から勧めているところでございます。ただ、その中で、水稻も含めて法人化していこうというふうに、先に取り組まれた方については、一昨年の米価の下落ということで、そこは非常に苦しい経営に一時なったというお話も、聞いているところでございます。

今、国の方では、高収益な野菜の方の作物に転換していこうというような方向にはなっているんですけども、なかなか日野町の方ではそうではなくて、今のところ、まずは今現在やっている経営の中で、いかに有利な方法は何かということをお考えいただく上で、法人化が1つの方法ですよということでお話ししておりますので、なかなか法人化というと敷居が高く感じるということで、ご理解いただけない部分もあるんですけども、そこはそう思っていたかなくても、一定、税理士さんの費用も要りますけれども、税理士さんにご相談いただく中で指導もございまして、全農も農協も指導に入りますので、そこは一緒にやっていこうというふうに進めているところでございます。

面積の話もちょっとされたんですけども、面積については、全国的な統計でいきますと、集落営農されている組織で一番多い面積が、10ヘクタールまでが一番多いようでございます。その次に10ヘクタールから20ヘクタールの規模が多いようでございますけれども、法人化をされていくと、やはりもっと大規模にされているところが増えてきているというのが、今現在変化が出ているところでございます。

それと最後に、集落営農の補助の関係を言っておられたんですけども、滋賀県の方では、平成2年から集落営農ビジョンということで、ビジョンづくりから始められて、平成4年から、そういった補助制度を導入されました。5年たって、みんなで頑張る集落営農ということで、また5年間のそういった集落営農の補助制度化をされていたんですけども、その後、それがまず全国の見本になったわけです。それを滋賀県を見習えということで、今、国の方は集落営農を進めるというふうにされたんですけども、やっぱりそこは単に任意の人格のない組織ではだめということで、法人化をそこにプラスされてきたということでございます。始まりは滋賀県ということで、滋賀県は集落営農組織という基盤は非常に強いと。いわゆる集落の中のつながりというのは強いところでございますので、そういった面では、基盤はあるな、農地は守られているというのが、そういった集落営農のおかげやなというふうに思っているところでございます。

ただ、法人化が今増えてはきておりますけれども、全国的にいくと、福井の方がトップになっておりますし、滋賀県はまだまだ、出足はそういった組織はつくりましたが、法人化という遅れているというのが現実でございます。

補助のことを言われましたけれども、先ほどちょっと言いました、いろんな補助制度が、そういった法人化に向けての制度設計になっておりまして、そこはなかなか、今また戻るとするのは難しいのかなというふうに思うところでございます。

集落の中で、そういった誰を法人に、集落を守るのは法人であるのか、またはいいじゃないかと、1反1ヘクまでの農家が20件、30件集まれば、元気に頑張れば集落は守れるというふうに、それをされれば、それはそれで集落の強い機能が発揮できるものでありますので、それは集落、集落のお考えによるものというふうに考えております。

あと、出資法の廃止の件でございます。これは余りちょっと国レベルの話で難しいんですけども、出資法自体は、全体で1条から8条までしかない法律でございます。その中で、特段、県の役割として、特に第7条の方に、主要農産物、いわゆる稲と麦と大豆、その3品種についての原種を、県の方は生産を確保して図っていくというのが役割と書いておるところでございます。あと、そういう種子圃場を指定するとか、そういった役割になっているところで、この滋賀県内でも、東近江とか種場がたくさんあるわけでございます。今、国の方が廃止になって、いろいろ議論があるということで、県に廃止後の種子法の、前の種子法で運用していた要綱にならった通知をこの6月にするというところで、国の方が言われているんですけども、まだ県の方には通知は届いていないということで、県の方も、どういった対応をすべきかというふうに、まだお困りされていたというのが現実でございます。最初の答弁の時に申しましたように、そういった法律がなくなるということで、後ろ盾がなくなるということで、県の予算がカットされるとか、そういったことがないよというところが、いろんな団体の方で心配されているというのが現実でございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 大変詳しくありがとうございます。

なかなか農家集落をまとめていくのも大変ですので、もしこういう集落で、今法人化した方がええんじゃないかというような、農林課やったら大体分かっていると思うんですけども、そういうところに、今後も指導なりをしてほしいように思うんですけども、そうしたこととか、やはりJAと協力しながら、行政も、いつも言うんですけども、集落を一遍回っていただくとか、そういうことができないのかなと思っております。もしそれについて考えがあるんでしたら、お答え願いたいし、やはり種子法は、これはほんまに大事なもんだと思うんですけども、これに

よって、滋賀県の農業試験場とかそういうことがなくなっていくとなると、これも大変なことになるのかなというふうに思いますので、そこら辺をやはり守っていけという運動も必要かなという私の考えでございます。もし、集落を何か指導するというようなことを考えておられるのであれば、一言でもよろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 東議員より、再々質問いただきました。

今の集落指導の件でございます。町の方で戦略会議というのを定期的にかけておりました、そこには県の職員さん、それから東近江農業振興事務所の県の職員と普及の担当、それからJAの集落営農を推進するTACの方、それから町の農林課の職員、共済の職員、それから農業委員を含めまして再生協と、そういった各種団体の者が集まりまして、大体定期的に毎月開いているんですけれども、今現状、こういった集落がどんな状況やというふうに共通認識を図りまして、では、どこの集落がこれから推進をするべきかというような議論をしております。そういった中で、今、先ほど言いました補助金の話とかも含めて、集落に出向いているというようなところでございます。

特に、JAさんの方では、税理士さんをお無償で派遣いただけるような制度もつくっておられますので、そういったことを活用いただくということも進めているというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** せいぜい地域に出向いていただいて、何とか農業を継続していかんかなという思いでございますので、行政の方もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

中野城址周辺の管理についてでありますけれども、大字西大路水落町付近に、日野城址（中野城址）の観光協会の案内標識があります。蒲生氏郷の祖父蒲生定秀が地名中野の地に築城され、蒲生氏郷の伊勢松ヶ島移封後に廃城となり、江戸初期、市橋氏が仁正寺藩の陣屋を設けて遺構なども庭園に利用し、現在城址のわずか一端が残されているとされております。この土地につきましては、涼橋神社があります関係上、大字西大路の役員や一区の老人会等が清掃をしております。ところが、最近になりまして、再三にわたり私の家まで何回も来ていただいて、どうや、どうやというようなことで言われております。それは本当にもう管理するのがなかなか大変やということで、老人会も断ってもこられましたし、そこを公園にさせていただいて、日野町の管理にお願いできなものかということで、再三来られております。このことについて、やはり大字西大路の所有のところもありますし、いろんなそういう神社等周辺のこともありますし、このことについて何かよい名案はないのかなと

いう思いで、質問させていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 中野城址周辺の管理についてでございますが、周辺の維持管理をこれまでから西大路の住民の皆さんが鋭意続けていただいているということは、大変すごいことだなということで、敬意を表するところでございます。

そうした中で、なかなかこの管理が難しいということでもあります。公園にしてはどうかということではありますが、過去にそのような検討がされたことがあるようでございますが、事業化というのは難しいのではないかと。また、当該地域については、稲荷神社や涼橋神社と一体的な土地になっておりますことから、町といたしては、町内の他の神社などと同様に、氏子さんを中心とする皆さんの力で何とか対応いただけないものかと、このように思っています。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** そういうようなことでありますのやけども、やはり大字西大路といたしましても、なかなか神社関係を守りしていくのも、精いっぱいになってきたところでございます。大字西大路も、いろんなそういうものがありますので、本当に出役するのが大変なんです。どこともそうかも分かりませんが、特に稲荷神社なんかは誰のものか分かりませんし、涼橋神社にいたしましても、社務所というのか、そういうところも何回も直してもろうていますし、本当に大字の住民といたしましては、出費が大変なので、これは何とかもう神社庁との話し合いをしながら、そこはこちらの落神神社の方に合祀しようかなといううわさも出ております。そういうようになれば、町の思いはどうなっていくのかなという思いでございますのやけども、何とかそういうようなことで、西大路、あそこら辺全体が中野城址、もう大日町からここら辺全部がそうなので、今の市橋家の、書いていますように本当に一部分が残っているというようなものでありますけれども、あそこを拠点に何とかしてもらえないものかということと、やはりいろんな観光の関係でも、ロケとかそういうようなのも何回かあるというように聞いておりますので、役場の方でも検討はしてもらえないものか、再度お願いしたい、お尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま東議員の方から話にありましたが、中野城址周辺の件でございますけれども、以前にも地元からお話をいただいております、そのときにお話をさせてもらったのは、町だということになれば、当然その所有権の問題が関係してまいりますので、聞くところによると、174名という人数の所有者ということでございまして、地元の方でその辺をちょっと専門的な部分で、司法書士さん等に相談に行くなり、話をしてもらえんかなと、こういうような経過がございまして、その辺の現状が変わらない中で、私の方も、じゃ、どうだということが

なかなか言えないのが現状でございます。ただ、過去にもそういう中では、そうは言いながらも、地元の方々がそれなりにご苦労いただいて、ちょっと修繕しようやないかという部分で、観光サイドの方でも、当然看板もでございますので、その辺については資材等の提供等はさせていただいて、協力できるところは協力させてもらおうというお話をさせてもらっているんですが、肝心かなめの部分の所有の部分については、ちょっと町の方からどうのこうのというのはなかなかできないものですから、その辺は地元の方には投げかけたままという状況でございます。

ちょっと今現在としては、ご支援できるところはさせていただくという中で、対応させていただいているということが現状でございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** なかなか、この質問も出していいものかどうか考えたわけでございますけれども、難しい問題はたくさんございますけども、やはりいろいろ定住移住で頑張りたいと思うんですけども、なかなかそういうところまで新規の人たちに迷惑かけてくると、またそれがネックになってくるかなという思いでありますし、本当に地元としては、今、大変な思いでおるところでございます。こちらも何とか違う方向で進めたいなと思っておりますので、まだまだ今後ご指導お願いして終わりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 次に、10番、高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** 10番、高橋でございます。一括にて質問をさせていただきます。

空家対策についてお尋ねをいたします。

空き家が年々増加して、管理されずに放置された状態での空き家も多く、近隣住民へ安全面、環境面で悪影響を与えていることから、深刻な社会問題となっております。

実はこの問題につきましては、質問いたしまして、もう5年以上なります。他の議員も含めて、何回となくこの空き家問題については、条例等制定して対策を講じるようにと、こういうような質問がなされておりました。町としても、条例制定に向けて努力をいただいたという時期もございました。

しかしながら、国として、平成27年2月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家の対策は国の法律に従って実施されることになりました。この法律は、空き家の利用活用の促進、住民生活に悪影響を与える、著しく問題のあります家屋などには、特定空き家等に認定して、修繕や除却を促す対策の強化が打ち出されております。これに基づき、日野町では、空き家の実態調査が実施されました。昨年、その報告によりますと、町内に431戸の空き家があり、そのうちの5軒については特定空き家に認定するものであり、対応が急務であることから、所有者の責務に訴え、助言や指導を行っているところであり、また、他府県の在住者、所有

者には、訪問による助言指導を行っており、今後も粘り強く除却方法を提案することなど助言指導を続けると、このような説明がありましたが、現在の状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

また、国土交通省、総務省の空家等対策の推進に関する特別措置法の取り組み調査が、全国1,701市町村を対象に行われ、日野町も回答をされていると、このように思いますが、その回答集計の平成29年3月31日時点の速報値が公表されております。回収回答1,726団体、回収率96.5パーセントですから、ほぼ100パーセントに近い形の回収がされているというふうに思いますが、空家等対策計画の実施状況。結局、法律によって計画を実施しているかと、こういうような形のものですが、平成27年、平成28年度に実施済みの団体が331団体、全体のまだ20パーセントぐらいの団体であるということがございます。平成29年、30年度に実施予定しているところ、1,098団体、65パーセントが、本年ないし来年に実施計画を立てると、このような調査結果になっております。それからあと、平成30年以降の部分についての計画を予定していないというのが251団体、15パーセントあるのも事実でございます。全国的には、本年、来年に一気に対策が進むと、このようなことが示されているんじゃないかなというふうに思っております。

それから、その実施している市町、団体における空家等に関する措置の実情でございますが、助言指導6,456件、勧告265件、命令23件、代執行11件、略式代執行34件、このような形の報告がなされております。これは実質的に、先ほど申し上げましたように、実施団体331団体、20パーセントの恐らく実施状況ですので、これから大きく、この数字が上がってくるんじゃないかなという予測ができるわけでございます。

このような集計結果となっておりますが、日野町の措置状況は、現在どのような形になっているのかお尋ねを致したいと、こういうふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** ここで会議の進行上、会議時間を延長いたします。

10番、高橋 渉君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 空家対策についてでございますが、国土交通省、総務省の調査の速報値では、滋賀県で助言指導が行われたのは51件、勧告が1件、略式代執行が1件でございます。日野町では、助言指導5件を行っておるところでございます。

特定空き家等は、第一義的に所有者または管理者が自らの責任により、適正な対応をすることが前提であると考えております。こうしたことから、所有者または管理者の責務を訴え、助言指導を粘り強く続けているところでございます。

日野町が平成28年度中に行った空き家等への対応は、新たに住民からの相談等により、所有者または管理者への適切な維持管理を促す通知をしたのは20件、特定空き家等に対して引き続き助言指導を行ったのは5件の、計25件でございます。適切

な維持管理を促す通知によって、所有者の責務と地元自治会や近隣住民の協力により、危険回避ができた物件は9件ございます。そのうち4件は、解体に至ったところでございます。

このように、地元自治会や近隣住民とともに取り組み、問題が解決した事例もございます。引き続き、自治会をはじめ住民の皆さんとともに取り組み、所有者または管理者が空き家等の適切な管理に努めてもらえるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** 再質問をさせていただきます。

まず1件確認でございますが、昨年5件の特定空き家という形のを認定されまして指導助言を行ったと、こういうふうな経過がございますが、28年度の中で、9件の物件に関しては危険回避ができた。この5件は入っていたのかどうか。昨年の5件が、この9件の対象に入っていたのかどうかというのが1つ。

それから、現在特定空き家に指定されているのは、何件あるのかということです。これについてお聞きしたいというふうに思います。

それから実は前回の本会議の中で、後藤議員の方から、同じような形の質問がなされております。この空き家の除却に対する補助はないのかという形の部分で、後藤議員の方が質問されておまして、そのときの答弁の中には「他市町の状況を研究し」、このような形でご答弁がなされております。その結果、どういう形のものになったのかどうかということです。これについてもお答え願いたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 高橋議員の方から、空家対策について再質問頂戴いたしました。

特定空き家につきましては5件ということで、これは日野町が定めてから増減が現在ございません。5件のままでございます。9件に対しまして対策が講じられて回避ができたという部分の中では、1件、特定空き家の中でも、ひさしの方が、瓦が落ちかけたところがございますので、そこだけの一部直されて、道路の方に落ちてくる瓦とかそういうのがなくなったので、危険回避ということで1件、特定空き家の中でも取り組みをしていただいたことがございます。

特定空き家については、先ほど言いましたとおり5件のままということでございます。

それと除却に対する補助とか、その辺、近隣の市町の部分を研究していくというご答弁をさせてもらった、そのことにつきましてでございます。

現在、特定空き家につきましては、町長が申しましたとおり、第一義的にはもと

もと個人の所有者の責任ということがありますので、その中で対処していただくという考えは、今現在変わっておらないところでございます。しかし、特措法ができた中には、国、町の責務ということもございます。国につきましては、補助事業の方も、交付金事業の方も、セットでそういう枠組みも仕組みもできておりますので、そのことについて町も取り組むことというか、その辺のことは研究していかなあかんというふうに思っております。

また、先ほど空き家の基本計画が、全国に広がっているということでございます。滋賀県の中でも19市町の中で4つ、現在基本計画を進められて、そして除却等の支援をされている自治体もございます。現在日野町にはその計画がございませんので、このような状況の中、国の補助をもらうとか、その辺のことは具体的に検討していかなあかんのかなというふうに考えております。

また、国の補助事業につきましても、現在補助をする場合は、2,000万円の事業費を組まないと、補助が受けられないという状況になっております。2,000万円といいますと、そこに空き家の除却、または利活用も含んだ中で、その事業費をセットしていかなあかんということがございますので、なかなか小さな市町で年間2,000万円の除却、そして利活用のことをスムーズに計画できるかということもございますので、その辺の実質的に費用を、国のお金をいただいて、その中でしていくということも課題かなと思っております。

県下でやっている補助の計画をつくって除却などを行っている中でも、単独でやっている市町もございますので、そこはやはりその補助事業のそのものの枠組みが、少し小さな市町にはそぐわないところがございますので、その辺につきましても、町村会を通じてもう少し実効ある補助制度にしてもらいたいような、そういう要望も現在しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** 再々質問になると思うんですが、確認ですけど、そうしますと、第1次特定空き家に認定しました5件につきましては、現在もその状態が変わらないと、こういうことでございます。爆発的に、これから空き家が増えると、このような予測がされております。恐らく、日野町においても近隣関係を見ましたときにおいて、空き家対策をしないと空き家が増える。基本的には、その所有者の方がきちっとした形で賃貸する、あるいは住まないなら除却をするとか、これは基本だと、こういうように思うんですが、しかしながら放置されるということも、これは事実です。これは所有者の責任だよ、これで放置しておいていいのかどうか。そのために国がこの法律をつくったわけです。

そういった意味の中で、東近江市が先進的な形で進めております。滋賀県で略式代執行1件となっていますね。これは東近江市がやったんです。東近江市に関しま

して、3つの空き家対策、目的という形のものをつくっております。1つには略式代執行、これはご存じのように実施したわけなんですけど、略式代執行をやりますよということなんです。略式代執行というのは、ご存じだと思うんですが、結局所有者不明なんです。したがって、所有者不明なものですから、市が変わって代執行をやりますよということなんです。これに関して、じゃ、その費用はどうするんですかということなんですけど、これはここにも書かれているんです、どういう手順を踏むというのは。まず、家庭裁判所で、相続財産の管理人を選任すると。財産管理人制度を活用して、土地の管理権限を得た司法書士などが、解体後の土地を競売して費用を回収すると、このような形で略式代執行をやりますよと、持ち主の分からない場合。これが1点目です。それから財産がない場合は、代理相続登記、この方法を用いますよ。これは余りいませんけど、結局1つには、財産がないからできないですよと、それに対応するもの。それからごねている人。まだ置いておつてくれと、こういった人に対しても、代理相続登記はやりますよと、これが2つ目です。それから3点目には、空き家の実情調査を5年継続するという。どういう形で動いていくのか、このAという形から、今現在空き家になっているところを、5年追跡していくというんです。それに対して対策をしていこう。これが東近江市の、今、空き家対策の3つの方向という形で出ております。

真剣に空き家というものに対して、今後も出てくるもっと大きな問題になるから、今から対策をしていこうよ。この姿勢があらわれているんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味の中で、代執行に至るまでにおいて、助言指導だけじゃできないですよ。勧告がありますよね。命令がありますよね。日野町は勧告、命令に関しては、これからどう臨まれるのか、ひとつ、それだけお聞きしたいと、こういうふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 高橋議員より、空き家に対して再質問を頂戴いたしました。

先ほども述べましたとおり、基本的には現在の町の対策としては、粘り強く指導と助言を繰り返すということで決まっております。ただ、今、高橋議員さんが、東近江市の事例も出していただきました。近隣の市町のそういう事例があつて、積極的に取り組まれるケースがございますので、そこにつきましては補助事業もございまして、町ももう少し踏み込んだ中にするのか、その辺の計画を立てるのか、検討させていただきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** もう質問できませんので、要望だけいたしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、この空き家というのは、これから大きな問題になってくるかも、これは間違いない、こういうふうに言われておりますし、多分そうなるだろうというふうに思っております。

今からそういった対策をしておかないと、これは大変な、もし私が、あなたが、隣の空き家がぼろぼろになってきたとき、どうしますということなんです。そうしますと、ますますそこに住まなくなると過疎化の原因にもなる。隣も隣もそういう形になってくると、過疎化の原因にもなってくる。そういったことにつながってまいりますので、ひとつ空き家対策について、もう6年やっておりますが、改善に向かうように、ひとつお願い申し上げたいと、こういうふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 次に、7番、齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは、通告書に基づきまして、3つの項目について分割で質問させていただきます。

はじめに、雪寒対策実施計画について質問いたします。

前回の3月議会で、大雪による被害についての一般質問をさせていただきました。今年は33年ぶりの大雪となり、甚大な被害をもたらしたことから、議会の総意として、大雪による除雪・災害対策を求める意見書を、滋賀県知事、県議会議長に提出したところであります。さらに、町当局におかれましても、平成28年度の豪雪の総括を行い、平成29年5月19日に、東近江土木事務所に要望していただいております。そうした経過の中で、被害状況と今後の雪寒対策の実施計画についてお伺いをいたします。

1つ目に、今年の大雪による被害状況調査結果はどうでしたか。

2つ目に、豪雪による家屋被害に対する見舞金支給はどうでしたか。

3つ目に、県への要望書の回答はどうでしたか。

4つ目に、自治会住民への除雪支援の補助制度の検討はどうですか。

5つ目に、綿向山雪山登山者に対する駐車場対策をお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 7番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 除雪対策について、ご質問いただきました。

まず、3月31日までに町に届け出があった被害状況でございますが、カーポートが2件、ビニールハウス3件、鶏舎が3件、獣害柵が3件、テラスが1件、住宅が5件となっております。

見舞金でございますが、住宅に被害を受けられた世帯に対し、日野町住宅災害見舞金支給要綱に基づき、見舞金を支給いたしました。いずれも一部損壊として、2万円を支給したところでございます。

次に、県への要望活動でございますが、5月19日に東近江土木事務所長へ要望書を提出いたしました。今年の除雪状況の日野町での課題をまとめて、提出したもの

でございます。平成29年度の雪寒対策計画に反映していただけるものと、考えております。

次に、自治会に対しての補助金制度でございますが、現在、除雪機械購入補助金がございますので、ご利用いただければと考えております。自治会が実施していただいた除雪費用等に対する新たな支援制度については、現在のところ難しいと考えております。引き続き、地域住民の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

次に、御幸橋駐車場の除雪でございますが、御幸橋駐車場の除雪と県道沿いの残地5カ所の除雪を行うことにより、80台程度の駐車スペースを確保し、登山者対策にあたりました。今年の経験をもとにして、今後も適切に対応したいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは再質問させていただきます。

3点について、質問したいと思います。

1つ目に、被害状況調査結果をお聞きいたしました。3月議会でもお聞きした内容と、余り変わらないというように思います。それは当然かと思うんですけど、ビニールハウスが2件増えて、住宅が5件ということで3月議会にお聞きしたのとは増えているんですけど、その後どのようにして調査をされたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから2つ目に、住宅災害で見舞金を支給されたのが5件あったとお聞きしますが、申請されたが見舞金の支給に至らなかった物件もあろうかと思うんですけど、その辺どうだったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それと3つ目に、町議会をはじめ、全町区長会からの要望をあわせて、町当局から県の方に要望していただいているわけですけど、その中で、国道307号の大谷地先、そして安部居地先に、消雪装置の新規の要望をしていただいているのですが、実現の可能性あるのかどうかというところで、県の方の回答はないようではありますが、県の反応といたしまして、どんなふうであったかというところ、以上の3点について再質問させていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 齋藤議員より、除雪の雪寒対策についてご質問いただきました。3点ほどございます。

1点目の、今回の調査でございます。今回の調査につきましては、3月も同じような調査をさせていただいたんですが、各課に出ている届けを、建設計画課の方で集約をさせていただいたというふうなスタイルをとってございます。

3点目の方につきましては、この間5月19日に、町長と一緒に東近江土木事務所長の方に提出をさせていただきました。前回、議会の方でも意見書を提出していた

いただいたことに、大変感謝しております。同じような要望事項、4点ほどまとめまして、そして前回の雪の実質的な塩カルをまいた回数であったり、被害の状況、そしてバスが運行している状況とか、詳しくまとめたものも一緒に提出をさせていただいたところでございます。

ただ、国道307号線の大谷地先と安部居地先の消雪装置については、その場でお答えの方はいただけなかったんですが、聞いていますと、今の布引にある消雪装置も、なかなか難しいところをつけていただいたということを聞いています。もう少し、本来ですと北の地域でないとならないような装置というふうに聞いています。これは、町なりそのときにご要望というか、努力をされた結果でついていると思いますので、町の方も、改めてその辺については、交通網があのような大渋滞を引き起こして、生産活動、また工場の活動にも大きな影響がございますので、これはまた粘り強く積極的に県の方には要望したいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 住宅災害見舞金支給要綱に基づいて支給した5件は、申請が何件あったのかというご質問をいただきました。

申請をいただいたのは5件でございました。申請の前にご相談をいただくという行為がございましたので、そのときに要綱の中身を説明させていただきました。とりわけ、少し分かりにくいところがあったのが、この要綱につきましては、あくまでも住宅の用に供する家屋という定義がございますので、例えば、家屋ではない簡易な物干しのところら辺とか、そういう部分についてはどうだろうかというようなご質問はいただいたことがあります。それについては、対象にならないということでご説明申し上げたところです。

したがって、申請をいただいた5件に対して、5件支給させていただいたということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 再質問させていただきますが、被害状況の届けがあったのを集約されたということで、調査されているわけですけど、被害状況の調査についてであります。台風であれば、被害状況の情報等を各区長さんの方に問い合わせられて、そういったところの集約もされているというふうに思うんですけど、実質に要するに今回の大雪でも、もっと被害があったように思います。家屋だけと違って、山林も農作物についても被害があったというふうに思うんですけど、その辺のやはり調査というものを、しっかり各字の区長さんなりに、どうやったということを問い合わせをするというところまでの調査を、していただきたいなというふうに思うわけでございます。今回の大雪というのは、本当にめったにないことなんですけど、そういったことも重ねてお願いしたいなというふうに思います。

それと、実際にはもう少し災害のそういった被害があったと思いますので、その辺の当局の見解というのもお聞かせ願いたいというふうに思います。

そして消雪装置につきましては、さっきもご回答いただきましたように、多くの方が毎年勾配のきついところでの雪ということで、困っておられるという経過もありますし、また、消雪装置の設置を望んでおられるということでもありますので、実現に向けての努力を、引き続きしていただきたいなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 再々質問を頂戴しました。

台風等につきましては、水防ということで、各その体制につきましても、区長さんを通じて連絡体制がもう確立をされておりますので、今までから公共土木の施設であります道路、川について中心にお伺い、そこに農林の農道とか、そういうものを聞かせていただくという体制ができておりましたが、今回の雪につきましては、想定もしていなかったところも正直ございますので、そこまで区長さんに、どうしようかという話も議論はしたんですが、調査の方はさせていただかなかったということが、今回の経過でございます。

33年ぶりの大雪ということで、その辺の体制が少し十分検討はできていなかったんですが、今後ともこのようなことがあるのかないのか分かりませんが、少し検討させていただきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 最後に要望といたしますが、今年の雪に向けての対策をお願いするところでありますが、各地区の行政懇談会から県への要望、町への要望も出てくるのではないかとこのように思いますので、雪寒対策の充実強化をよろしく願いいたします。

次に2つ目の、太陽光発電設備設置について質問いたします。

平成29年4月1日から、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度、いわゆる改正FIT法が施行されました。これは固定価格買い取り制度、いわゆるFIT制度が平成24年7月に開始され5年になりますが、電気事業者による再生可能エネルギーの導入は、太陽光発電を中心に導入量は大変大幅に増大しています。しかしながら、国民負担の増大や未稼働案件の増加、地域とのトラブルが増加するなどの課題が顕在化していることから、新しい認定制度を設け、設備認定から事業計画認定とすることで、事業の適切性や実施可能性をチェックし、責任ある発電事業者として、再生エネルギーの長期安定発電を促していく趣旨で、平成28年6月にFIT法が改正されました。新たな認定制度では、事業計画に基づく事業実施中の保守点検および維持管理、ならびに事業終了後の設備撤去および処分等の適切実施の遵守を求め、違反時には改善命令や認定取り消しを行うことが可能とされ

ています。

日野町内における太陽光発電設備の設置事業者が、改正された新制度に従って事業を実施されますことを願うとともに、町の指導管理体制の充実強化を願い、一般質問をいたします。

固定価格買い取り制度は、電気の使用者が電気料金として負担する賦課金によって支えられている制度であり、認定を受けた再生可能エネルギー発電事業者は、その趣旨を踏まえた上で、FIT法、ならびにFIT法施行規則に規定する基準に適合することが求められています。

再生可能エネルギーの発電事業者の実施する遵守事項として、1、事業計画策定ガイドラインに従って、適切に事業を行うこと。2、発電設備を適切に保守点検および維持管理すること。3、柵、塀の設置等、立ち入ることができない措置を講じること。4、事業者名、保守管理責任者名、連絡先等を標識掲示すること。5、発電設備を処分する際は関係法令を遵守し、適切に行うことが制定されています。

適切な事業実施のために必要な措置として、発電設備を設置しようとする自治体や、地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要であり、発電事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められています。事業計画策定ガイドラインを遵守していない事実が判明した場合、指導や改善命令を行う可能性があり、それでもなお遵守しない場合は、認定取り消しの対象となりますと改正されています。

そこでお伺いいたします。

1つ目に、町内の太陽光発電設備の設置状況の調査はできていますか。

2つ目に、町の太陽光発電設備届出状況はどうですか。

3つ目に、ガイドライン遵守事項を、どのように指導管理されますか。

4つ目に、指導要綱を条例として規制強化できないでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 太陽光発電設備の設置における対応についてでございますが、1点目の設置状況の調査ですが、住民の皆さまから情報提供等いただいた設備について現地の確認を実施し、設置業者等に対して指導要綱に基づく届け出をするよう指導するなど、対応をしております。町内全体の実態把握には至っておりません。実態を把握するために、税務課が発送する償却資産申告書に太陽光発電設備に関する指導要綱を同封し、事業者へ届け出の提出を求めているところでございます。

2点目の、届出提出状況ですが、平成27年12月から指導要綱に基づき提出された件数は、平成28年度末時点で42件となっております。

次に、国が定めるガイドライン遵守事項への指導につきましては、法改正された平成29年4月より、町の指導要綱による届け出時に、国のガイドラインに基づく設

置管理に対する遵守事項の周知をしております。また、町への届け出がなく工事を発見した場合についても、現地での指導に努めております。

4点目の条例制定ですが、改正された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、認定を受けた事業計画における遵守事項に反したものは、認定を取り消すとなっております。特措法による厳守事項が遵守されるように、指導要綱に基づき指導をしてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは再質問いたします。

この4月から実施されていますFIT法は、かなり踏み込んだ形での改正になっていると思っています。発電事業者が適正な事業実施に遵守され、国のFIT法に基づいて取り締まり、指導、監視を実施され、適切な事業維持管理がされますことを期待するところであります。

ですから、その備えを今からしっかりとさせていただきたいというふうに思っています。

以下、6点ほど、私の思いを申し述べ、町の見解をお伺いいたします。

1つ目に、以前平成27年6月議会で、太陽光発電設備設置における対応についてということで、一般質問をしております。そのときも、実態調査を行い、管理台帳を作成するようということでお願いをしておりました。ところが、実態把握はされていないというようではありますが、この太陽光発電設備の問題を、本当に真剣に考えていただいているのでしょうか。届け出がなされていない発電設備がどれだけあるのか、きちんと把握していただきたいと思います。どうぞございますか。どのように考えておられるのかお聞きいたします。

2つ目に、市町村別の認定件数によりますと、日野町では10キロ未満で約300件、10キロ以上で約500件、合計800件と、ネットの情報ではなっております。これは屋根の設置も含めての数字でございますが、現在、町の届け出は42件ということであり、案内指導の努力をしていただいておりますが、多くが無視されているという状況であるようであります。今回の改正で、無視をできない遵守事項となっておりますので、改正に基づき、届け出の指導に努めていただきたいと思います。町の考えをお聞きいたします。

3つ目に、私は、再生可能エネルギーであります太陽光発電を、否定しているわけではありません。適切な事業者設置をしていただき、災害や地域住民の住環境への影響がないようにしていただきたいと思います。住宅の屋根の上に設置されている住宅用太陽光については、その建物の所有者が事業者であることが分かり、維持管理されていますので、問題はないかというふうに思っています。問題なのは、空き地に野立てで太陽光発電装置を設置されているもので、適切に設置されていな

いものについてであります。特に問題と考えられる事例があるのですが、青葉台地先に、西大路から青葉台に上がるところの道路の中腹でありますけど、道路沿いに今、太陽光が設置されております。ここは土砂災害、水害、積雪による災害が起こる危険性のある環境のところ設置されています。また、道を挟んで公益水道の加圧給水施設があるところにも、位置しているところです。さらに、現在もその隣に増設をされているという状態であります。何でこんなところに設置をされるのかなという、またその許可がされたのかなと思うところに設置されておまして、青葉台自治会さんが困っておられて、心配もされております。そして、町に相談も何度も来られているというふうに聞いておりますし、私もその現場を確認しに行っております。藤澤町長との車座懇談会でも要望されていますことから、町の対応もしていただいておりますが、設置業者は、国と我が社の問題であり、町は何の権限があり言っているのか。会社まで来てくれたら協議に応じるというような回答をしているというふうに聞いています。こうした不適切な設置者に対して、しっかりと対応していただきますようお願いしておりますし、このような設置事業者に対して、どのように対応対処されるのか、町の見解をお伺いいたします。

4つ目に、国の事業計画策定ガイドラインでは、太陽光発電設備を設置する土地およびその周辺環境の調査を行うこと、また土地の選定にあたっては、土砂災害防止、土砂流出の防止、水害の防止、積雪による災害防止、水資源の保護等の地域住民の住環境の影響がないように考慮することが必要とされていますが、こうしたところには設置をしないというような認定審査基準が必要であり、認定審査の段階での規制が必要というふうに考えております。認定が許可されてからでは、もう遅いということで、その前にそういうような環境のところでは、設置は認めないというような形の法整備にしていただけたらなというふうに思うわけでございます。

さらに、自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めるとのことです。日野町におきましては、既に太陽光発電設置に関する指導要綱というものを設置していただいております。この日野町の要綱には、10キロワット以上のものを対象とするという内容で、かなり小さいところも対象としているということで内容も評価されており、ほかの市町からも問い合わせがされているというふうにお聞きしています。こうしたことから、規制効果を上げるよう条例化ができないかなということで、質問したわけでございますけど、今回の改正で遵守するようにとされていますので、規制強化していただければと思います。その辺のところの町の見解もお伺いしたいと思います。

5つ目に、地域と共生施設長期安定な発電を確保する仕組みとして、申請情報を自治体にシステムで共有し、認定した事業計画の主要な情報を広く一般公表されるとあります。また、事業計画に違反した場合の指導等につきましては、自治体から

の情報提供をもとに、FIT法に基づいて指導、改善命令、認定取り消しを行い得るとあります。これは国は、特別の個別の認定申請情報を、町に情報提供すべきと思いますが、実際に情報提供されているのかどうかということをおもいます。国の方は、認定の審査を、ネット情報だけで見て、それを審査するということでもあります。それは実際に現場を見ずに許可を出している、申請を認めている、認定しているということでもありますので、その辺の現場にある地域自治体が、やっぱりしっかりと監視していくことが必要なんではないかなというふうに思いますので、国は地方自治体に対してきちっと情報提供すべきと思うんですが、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

6つ目に、発電設備を適切に保守点検および維持管理していくことはもとより、10年後、20年後のことを考えますと、事業終了後に必要な撤去および処分のための費用が確保できず、発電装置が放置される等の事態が発生することが危惧されています。今回の改正で、事業を廃止する際の発電設備の取り扱いに関する計画が適切であり、廃止費用が計上されていることが審査基準になっていますが、設置業者の届け出だけに頼らず、現状の設置調査を実施し、責任追及できるよう、今から管理調査しておく必要があると思います。その辺のところも、町の見解をお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 太陽光発電について、6点のご質問を頂戴いたしました。

太陽光発電につきましては、現在FIT法ということで、電気事業者による再生可能エネルギー、電気の調達に関する措置法ということが、今年4月からできておりますので、それが一番私どもにとっては決め手になるかなというふうに考えております。ただ、これの現在までできている既設の施設につきましては、新制度に移行になる、まだ移行期間ということで、県の方に聞いてみますと、再度9月末までに認定を受けるということで聞いております。それですので、その間、もう少し、現在フェンスがなかったり看板がなかったり、そのような発電所として少し不備なものについては、平成30年3月までにはされるというふうに理解しているところでございます。

ですから、この質問の中の現地の確認であったり、その辺のところについては、確実にFIT法を遵守していただければできるのかなというふうなことも思っております。

1点目の、町の方の職員が汗をかいて現地を見て歩いて、そして現実的にどこに発電施設があるか、そういうのを確認できないのかという質問と、そしてそれに伴う台帳作成ということでございますが、FIT法では、全て市町の要綱にのっとり

てしなさいということも書いていますので、F I T法全て遵守すれば、適正な台帳なりになってくるかと思っておりますし、また税務課が発送する償却資産の申告書には、従来からそのように送っておりますので、それもF I T法を見ながら、それに対して提出していただければ、すべからく台帳なりが整備されるのかなと。ただ、職員が汗をかいて、もう1回行かなあかんこともあるかと思いますが、それが全てできれば、台帳なり、全て日野町のことが把握できるのかなというふうに思っております。

ただ、中にはそれが全て期間内にできない業者もあるかも分かりませんが、その辺のところについては課題かなと思っておりますが、今の空き地の中にできるものは、なかなか車等や歩いているだけでは発見が難しいので、その新しい太陽光の発電所を見つけるのは、空から見やなあかんぐらいな、そのようなことでないと、なかなか難しいのかなということも、担当者では考えておるところでございます。

3つ目の、あそこの問題やと言っていました、青葉台のところの太陽光発電でございます。こちらの方から連絡させてもらいますと、国と自分のところの関係で、町に言われる筋合いはないというふうには言われておったんですが、それでも連絡をさせていただきますと、実際に近く、割ったか傷めたかなというU字工の方も業者側が来て、この間も修理をしていましたし、少しは効果があったのかなというふうに思っておりますので、これもいろんな情報を地元の住民さんからいただければ、町も一生懸命それにお応えしていきたいなというふうに思っております。

4点目の規制強化ということで、この辺について町の見解ということでございますが、これもF I T法のガイドラインには、適切にしなさいということも書いておりますので、その環境にあたる負荷を少なくしていきなさいということも全て書いてございますので、それを超える町の条例というのは、そこにはそぐわへんかなと思いますので、そこは法をきっちり守ってもらうように、国にも要請をさせていただきたいなというふうに思っております。

そして5番目の情報提供ということで、その許可を出している産業経済省、エネルギー庁の再生可能エネルギーの許可の方でございますが、これも県の方に確認させていただきますと、ホームページの方に今も現在出ておまして、そこに適切でない業者がやっていることに対して、投書というか願い出るような、そういうフォーマットが現在できておりますので、その辺のところは私どもも、この間、青葉台のときは十分研究はできていませんでしたので、今承知して分かりましたので、その辺のところを地元さんに伝えるとか、それが地元でなく町の方を通じてするのか、やり方はいろいろあるかと思うんですが、そこには太陽光発電の中で土砂崩れ、土砂の流出のおそれ、危険性があるとか、景観破壊であるとか自然環境の破壊とかという、そんなようなチェック項目をつけて、そして直接エネルギー庁の方に届ける

というフォーマットができておりますので、それもF I T法なりを守るようなことになれば、十分にできてくるかなというふうに思っております。

それと最後に、十分でないその破棄の方でございますが、これもなかなか町の方で破棄をとということもできないと思います。これも国が認めているF I T法に基づけば、適正に管理をされると思いますので、そこが一番の鍵かというふうに思っております。

全体的に見まして、このF I T法の国が許可を出していることはしっかりやっていただければ一番ありがたいなと思っておりますし、現在ホームページでも、そのようなことが出ていようになってきましたし、また業者の公表についても、県に確認しましたら、20キロワット以上のは今準備中で、その地名の方も公開するというふうになっていますので、その辺、どのような方法になるのか分かりませんが、そこで、今は登記簿に頼って、その今立っている土地を登記所で確認して、そして登記者に連絡をするというスタイルでしか町も連絡ができないわけなんですけど、ここにはホームページで許認可の中で、管理者が出ますと、直接入れることもできるかも分かりませんので、どこまで情報が出るか、もう少し準備中ということでございますので、その辺のところをしっかりと見きわめながら、町もしっかりしたいと思っておりますし、住民の方は、ホームページでするのは難しいかと思っておりますので、そこは町も要綱もつくっておりますので、一緒になって考えてさせていただきたいなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 再々質問させていただきますけど、今も答弁がありましたように、国のF I T法の改正、これがきちっと施行されるということに、本当に期待するところでございます。

ところが、国は認可をするだけで、実際にそこの監視までは全然するようなことは考えられないというような状況に思われますので、そこは地元の自治体、地域の住民の監視が、これからも必要になってくるというふうに思います。

そしてその発電所が分かりにくいというのは、今、この情報を出しているところの中で、衛星写真、そういったところも細かに見えるネットがあるんですけど、知っておられると思うんですけど、そこを見れば、航空からどこにどんな太陽光が設置されているというのは、もう明らかに現地に当然行くといいかと思っておりますけど、そこそこ分かるわけです。そういったところで、どこの番地に、どんな程度の太陽光が設置されているというのは、行政の方でもつかんでいただけるのかなというふうに思うんですけど、その調査もお願いしたいと思っております。

それと改正F I T法の業者に発生する遵守事項の中で、先ほどの回答でありましたフェンスの設置の義務づけ、そして標識表示の掲示の遵守事項というのは決めら

れています。遅くとも来年3月31日までには設置義務があるということになっておりますので、来年4月以降に、その対象の太陽光発電設備の設置者において、遵守の設置がされているかどうかの調査を行っていただき、不適切な設置については国への情報提供をしていただき、国からの必要に応じての設置者に対する指導を行っていただきたいというふうに思います。

それでも遵守されない場合は、国の認定取り消しの要請をいただくというような情報提供をしていかな、なかなか取り締まりができないのかなというふうに思いますので、こういった取り組みの実施をお約束していただきたいと思いますので、その辺のところも再度町の見解をお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 太陽光について、再々質問を頂戴いたしました。

今、調査のアドバイス等もいただいたところでございますが、調査すると、費用というか、いろんなことがございますので、そこはまた財政当局がございまして、検討させていただきたいと、そのように思っております。

フェンスとか、その調査もそうですが、その辺、考えさせていただきたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 最後に要望といたします。

今回改正されましたFIT法に基づいて、各設置業者が遵守履行されますことを期待し、願うところであります。今後の設置状況の監視、違反する不適切な発電事業者を、国に情報提供していただきたいというふうに思います。地域の声に寄り添い、情報収集に努めていただきますようお願いいたします。

なお、設置事業者に地元説明をする機会を設け、地域の理解を得るように指導していただきたいというふうに思います。

1年後も再度一般質問をし、状況確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

次に3つ目の、都市計画について質問いたします。

この都市計画における市街化調整区域の規制緩和については、平成27年9月議会で一般質問をさせていただいています。そのときの回答では、規制緩和に向けての要望を、町村会を通じて、また県等を通じて、都市計画関連の会議などでも要望している。地方移住が可能となるよう都市計画法等の改定を国や県へ働きかけ、その実現に向けて努力してまいりたいとの回答でありました。

日野町を、住み続けたい町、住んでみたい町に前進させるために、定住移住対策などの取り組みを行っていただいています。そうした中、市街化調整区域の規制は、定住移住対策の大きな課題となっています。地方創生が言われてから3年になりま

すが、基本的には、5年での改正、改定と聞いていますが、都市計画法の改正、改定に至っていません。都市計画法の改定をするよう、国や県への働きかけをしていただいていますので、その成果を問いただしたく、再度の一般質問をさせていただきます。

県において、今年3月に「滋賀の都市計画2017」を作成されています。この計画では無秩序な市街地拡大を防止するとともに、都市機能の集約化、適正な土地利用の誘導による拠点づくりで、コンパクトなまちづくりを目指すとあります。

日野町においては、2012年3月に都市計画マスタープランを策定され、都市計画が進められています。今年で5年の中間点となりますが、地域の課題をクリアし、地域の将来像と目標に近づけているのでしょうか。土地利用区域区分には、計画的に市街化を図るため、積極的に整備開発する区域である市街化区域と、市街化を抑制する区域である市街化調整区域に区分されています。日野町の面積1万1,760ヘクタールのうち、市街化区域は698ヘクタールで、これは日野町全体の6パーセントにあたる面積ですが、県内では最も少ない市街化区域率となっています。日野町のまちづくりは、市街化区域とともに周辺集落区域の維持活性化による地域のにぎわいを創出するまちづくりを目指しています。こうしたことから、早急にこの市街化調整区域の住宅建築の規制緩和を求め、若者が地方から都市部へと流出しないように、誰もが地方で家が建てられるようにすることが求められています。

そこでお伺いたします。

1つ目に、都市計画法の改定の動向を伺います。

2つ目に、「滋賀の都市計画2017」が作成されています。この都市計画に対するまちの見解をお伺いたします。

3つ目に、日野町都市計画マスタープランの進捗状況をお伺いたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 都市計画についてご質問いただきました。

まず最初に、市街化調整区域における建築制限が、定住移住対策を進める上で課題になっていることにつきましては、規制緩和に向けた働きかけをしましりました。空家特措法の施行により、今後空き家の解体が進むこととなりますが、一旦更地になれば、次に建築する場合、新築扱いとなり、市街化調整区域においては建築制限の対象となります。このことは、少子高齢化や人口減少社会の局面を迎え、集落のコミュニティー維持において重要な課題となります。この現状を踏まえて、滋賀県では従前から、宅地であった場合は、更地であっても移住者であっても住宅の新築を認める方向で、市街化調整区域における建築制限の規制緩和に向けた取り組みが進められており、今後何件かに事例があった段階で各市町との協議を行い、新たな提案基準として設けるとしております。町としても、引き続き県と連携しながら

ら、規制緩和に向けた働きかけを継続してまいりたいと考えております。

次に、滋賀県の人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略では、これらの都市像として、持続可能なコンパクト・プラス・多極ネットワーク型のまちづくりの推進、にぎわいがあり、高齢者や子育て世代が安全に安心して暮らすことができる環境整備が不可欠であるとして、国の進める生活に必要な諸機能を、近接した効率的で持続可能な都市を目指すこととした、コンパクトシティーへの誘導政策を推進しています。

一方で、コンパクトシティー化は、郊外や旧の中心街を切り捨てることにつながるかもしれないとの不安もございます。コンパクトシティー化が悪であるとは言いませんが、郊外の既存集落等を切り捨てることは、避けなければならないと考えております。

日野町は、町全域が都市計画区域で、郊外とされる市街化調整区域は90パーセント以上を占めております。既存集落のコミュニティーを維持するために有効な、市街化調整区域の規制緩和は必要不可欠なものですが、並行して、市街化区域における未利用地の利活用等も必要と考えております。

次に、日野町都市計画マスタープランについてでございますが、平成24年3月に策定し、5年が経過をいたしております。全体構想に掲げています生産・流通系においては、民間による新たな工業用地の開発が進んでおります。また、第2工業団地の未操業区画においても新たな企業の進出があり、既存企業においても工場等の増設など新たな設備投資が行われ、一定の成果があったと考えております。

住宅系においては、郊外の既存集落における建築制限の規制緩和に向けた取り組みが進んでおります。

日野町の都市計画に関する基本方針として、関連する諸計画見直しや地域の状況変化などに対応し、本計画に掲げる事業の進捗状況や評価の結果などを勘案しながら、必要な見直しも踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは、3点ほど再質問させていただきます。

今、1つ目の回答によりますと、県において市街化調整区域における、建築制限の規制緩和に向けた取り組みが進められているとのこととあります。その事例がないということでお聞きしているんですけど、そういった規制緩和の情報を提供していただいて、事例をつくっていただくようお願いしたいと思いますが、どのような努力をされているのか、お伺いいたします。

また、国や県への働きかけを、どのような形で努力されているのか、お伺いいたします。

そして2つ目に、国や県では都市全体の構想を見直し、持続可能なまちづくりへ

舵を切ろうとされています。日野町は、日野町独自のまちづくりの方向性を見出し  
ていただきたいと思います。また、市街化区域、市街化調整区域、工業区域が、バ  
ランスの取れた形での発展をするまちづくりを期待するところでございますし、町  
の取り組みのお考えをお伺いいたします。

3つ目に、全項目での関連するところでございますが、市街化調整区域は、乱開  
発を防止、抑制することが目的であります。太陽光発電設備設置には規制がなく、  
乱開発がどんどん進んでいることについて、町はどのように考えていただいている  
のか、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 都市計画について、再質問頂戴いたしました。3点ほ  
どお伺いをしたところでございます。

市街化調整区域における建築制限の規制緩和の取り組みでございますが、これは  
前から定住移住の関係で、空家法ができた関係もありまして、日野町にもそのよう  
なIターンであったりUターンであったり、その辺の方の、いかに若者が定着する  
かということが課題でございましたので、町長はじめ、事あるごとに県庁に要望さ  
せていただいところ、今回、そのような事例があれば、その都度協議をして認めて  
いって、最終、その件数がある程度固まれば、今の提案基準にしていこうというふ  
うな、そこまで踏み込んだお答えをいただいたところでございます。

ただ、これも町村会を通じても言うておりますが、全体の滋賀県内で、当然都市  
計画法は引けているところもございまして、引けていないところもございまして、  
市町で統一的な意見ということにならないところがございまして、事例的には、  
かなりよその市町でも増えるかという、なかなか難しいのかなという感触は持つ  
ております。

ただ、町の方に窓口でご相談やら仲介業者の方の問い合わせにつきましては、こ  
のような県の動向があつて、今、そのようなことを計画されても、実はできるん  
ですよというご案内の方はさせていただいているところでございます。どのような努  
力かといわれましても、目に見えた形でできていませんが、相談を受ければ、そ  
のような制度を、県の方で考えていただいているということを周知させていただ  
いているところでございます。

また、それ以上に、都市計画法そのものについて、市街化調整区域、市街化区域  
の考え方であるとか、そういうようなのは全国規模のことになりますので、それは  
今までと同じように、町村会を通じて全国的な規制緩和については要望続けたいと  
思っております。

2点目の、日野町のバランスのある都市計画ということでございます。これも、  
今の都市計画の方も、近江八幡市、東近江市、竜王町、そして日野町の中の都市計

画の区域の中で線引きがされて決まっておりますので、その中で、今回も見直しの方もさせていただいておりますので、今あるその都市計画の中で、日野町らしいまちづくりをさせていただきたいなど、継続的に考えておりますし、市街化もまだ未利用地の西大路の方もございますので、そこも去年も調査をするということで、その辺も町の方でも一生懸命考えたいと思っておりますので、今ある制度の中で十分にまちづくりをさせていただきたいというふうに考えております。

コンパクトシティという考えそのものにつきましては、日野町のマスタープランができてからの考えでございまして、そこにそれが大きく反映しているかという点、反映していないわけなんですけど、全国的な医療とか福祉、商業施設とか行政施設を1カ所に集めて、そして公共交通機関でそこを結ぶと、コンパクトなまちでネットワークが充実したという、そういう今の拡大した市街化区域を少しコンパクトにしようという全国的な流れの中の考えでございまして、それをそっくりそのまま日野町に取り込むということは難しいかも分かりませんが、その辺のことを、全国的な動きでございまして、研究もしていかなあかんというふうには、原課では思っているところでございまして。

それと、市街化区域の乱開発ということで、太陽光の方を言うていただいております。太陽光自体の発電設備が、乱開発にそのままつながるかという点、またそれは別の問題で、再生エネルギーのことを踏まえますと、当然必要なことかも分かりません。ただ、その太陽光の発電設備が、FIT法に基づいて適正に管理された施設であれば、それは問題はないかなというふうに考えますので、そこにつきましては、先ほどの繰り返しになりますが、29年4月からできたそのFIT法を、各業者が適正に遵守していただければ、かなり問題解決すると思っておりますし、町の方についても、本来国がやるべきことでございますが、そこは町の住民さんの要望とかに応えるためには、汗をかかなあかんのかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 再質問はしませんが、全国的な動き、国の方向性という中で、そういった中で実態に合った法整備がおくれてきている、ついていけないのかなというふうにも思います。都市計画法の規制緩和に向けて、引き続き可能な限り努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で6名の諸君の質問は終わりました。その他の諸君の一般質問は明15日に行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は明15日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでございました。

— 散会 17時58分 —